

新型コロナウイルス感染症対策に かかる振り返りと今後の方向性

令和2年(2020年)9月

滋賀県

目次

1 はじめに	3
2 本書の趣旨と構成	5
3 感染動向	6
4 これまでの取組の振り返りと今後の方向性	10
(1)感染拡大防止策	10
①緊急事態措置	10
②緊急事態措置コールセンター	22
③感染拡大防止臨時支援金	24
④県立施設等の休館	26
⑤事業者等の感染予防対策の推進	27
⑥災害発生時の感染拡大防止	31
(2)相談体制および検査体制	33
①相談体制	33
②検査体制	35
③疫学調査	38
(3)医療提供体制	40
①入院医療体制	40
②患者の受入調整・搬送調整	45
③資機材の確保・供給	47
(4)経済雇用対策	49
①事業者や労働者に向けた情報提供・相談等	52
②事業の継続に向けた資金繰り支援	54
③雇用の維持と確保に向けた取組支援	56
④感染状況を踏まえた事業者支援	59
(5)生活支援対策	64
①生活困窮者への支援	64
②子育て世帯への支援	65
③妊産婦への支援	67
④高齢者等への支援	69
⑤障害者への支援	71
⑥外国人県民等への支援	73
⑦大学生への支援	75
⑧消費生活相談、特殊詐欺・悪質商法等への注意喚起	77

(6)学校教育	78
①学校の臨時休業とその後の対応	78
②臨時休業中の学習支援とその後の対応	80
(7)文化・スポーツ	82
①文化・スポーツ活動の取組	82
②文化・スポーツ活動継続に向けた支援等	83
(8)人権への配慮	84
(9)広報活動	87
(10)市町・国との連携と広域的取組	90
①市町との連携	90
②国との連携	92
③関西広域連合との連携	93
④全国知事会との連携	95
(11)県の推進体制	97
5 クラスタの発生状況に関する分析	101
6 まとめ	105
(1)感染拡大期への備え	106
(2)新しい生活様式の定着のために	109

【参考資料】(別冊)※滋賀県ホームページに掲載

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請および呼びかけに関する資料、「コロナとのつきあい方滋賀プラン」、新型コロナウイルス感染症対策にかかる各種ガイドライン、支援制度のリーフレットなど、取組に関わる資料を掲載。

1 はじめに

今、生きている。共に生きている。
今こそ、コロナに負けず、お互いを思いやり、労わりあい、助け合おう！

新型コロナウイルス感染症は、私たちに、多くのことを突きつけています。

例えば、人とひとの「つながり」の大切さ。毎日会えること、顔を近づけて話せること、お酒をくみ交わすこと、など、機会が減り、寂しく感じています。「つながり」を確認する新しい手段を、私たちは、今、模索しています。



医療・保健サービスを提供する体制において、この感染症を相手に多くの問題点があったことも痛感しています。感染症対策が万全でなかったこと、効率性に偏り過ぎてきたことの弊害が出ていると省みています。次に向けた対策をしっかりと講じていきます。

同時に、未知のウイルスは、人の肉体的な健康を脅かすだけでなく、精神的な健康、すなわち“こころ”をいとも簡単に荒ませ、蝕むということも学んでいます。誰が感染したの？どこで感染したの？休んで（休ませて）！など、人が（守るべき）人を遠ざけて傷つけてしまう。大切な私たちの社会が壊れてしまうのではないか？という恐怖感さえ抱くことができました。人権を守る、お互いを思いやる。みんなでくり返し呼びかけています。

その一方で、滋賀県の津々浦々で、医療や介護・保育などの福祉や教育、生活必需品の販売や物流はじめ、私たちの生命や生活を守るために、感染リスクと闘いながら、日夜、懸命に働く皆さんに支えられていることを実感しています。心から感謝します。

「差別ではなくエールを！」と温かい言葉をかけてくださる多くの県民の皆さま、こういう時こそ出番！とマスクを手作りしてくださる日赤奉仕団の皆さま、そっと声かけ見守る活動を行なってくださる民生委員・児童委員をはじめとする地域の皆さま、本当にありがとうございます。何かできることを！と「滋賀県がんばる医療応援寄附」に賜るたくさんのご厚志などは、時に折れそうになる“こころ”をそっと励ましてくれました。こうしたお心にふれる時、滋賀県民でよかった、と、胸が熱くなります。

また、何より、おかげさまで、私たちの滋賀県は、琵琶湖をはじめ、山と川、田や畑など豊かな自然に恵まれています。幸い？密ではない、季節の風を感じることできる「適度な疎」の空間も広がっています。こうした環境に癒されて過ごせることのありがたさを感じたのは私だけではないでしょう。大切にしたい、次世代により良い状態で引き継がねば、と思います。

この「新型コロナウイルス感染症対策にかかる振り返りと今後の方向性」は、国内で感染が出始めた今年1月下旬から、3月からの第一波、6月からの第二波、と、私たちが体験したことや対策として実施してきたことなどを記録に留め、広く県民の皆さんと共有し、今後の感染拡大期における対策につなげよう、とまとめたものです。

反省点がたくさんあります。項目として足りないこともあるでしょう。さらに学びながら、より良く対応できるように、次にしっかりと備えられるようにしていきたいと存じます。

皆さんからいただいたお声やご意見などを踏まえ、この時点における対策の方向性も一部お示ししています。

今後は、検査体制の充実、医療提供体制の確保をはじめとした対策に万全を期すとともに、感染拡大防止と社会経済文化活動の両立に取り組んでまいります。

このコロナを経験したからこそ、よりやさしく、よりしなやかな滋賀県を、新しい幸せを、本当の意味での「健康しが」をつくっていかうではありませんか。

ここで、改めて、皆さんに呼びかけます。

私たちは、今、「生きている」「共に生きている」。

だから、今こそ、コロナに負けず、「お互いを思いやり、労わりあい、助け合おう」。

心と力をあわせて、この難局を乗り越えましょう！

令和2年(2020年)9月10日

感謝と決意を込めて

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長

滋賀県知事



2 本書の趣旨と構成

【趣旨】

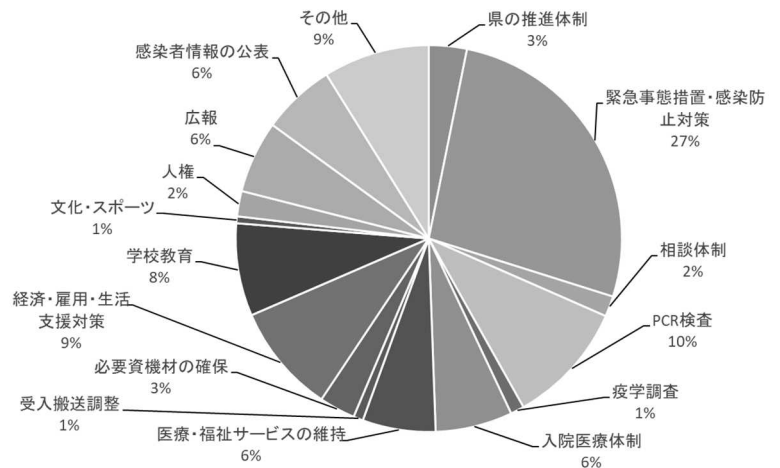
滋賀県では、1月下旬からの取組について、分野別に振り返り、今後の新たな感染拡大を見据えて対策の充実、検討を図るため、6月22日に骨子案を策定し公表した。その後、県民、市町、関係団体の皆さんにご意見をお聞きし、1,200件を超える貴重な声を寄せていただいた。一方で、7月下旬からは複数のクラスターも発生するなど、再び感染拡大期に入り、これまでの課題を踏まえつつ鋭意対応してきたところである。

本書では、いただいたご意見や7月以降の対応状況も踏まえ、課題や今後の方向性を改めて整理し、今後の感染拡大期に対応するための方向性を示すこととする。

【骨子案に対する意見】

合計1,226件(県民…450名828件、市町…12市町、118件、関係団体…71団体、280件)のご意見をお寄せいただいた。

ご意見の内容としては、「緊急事態措置・感染防止対策」、「PCR検査」「経済・雇用・生活支援対策」に関するものが多かった。



【本書の構成】

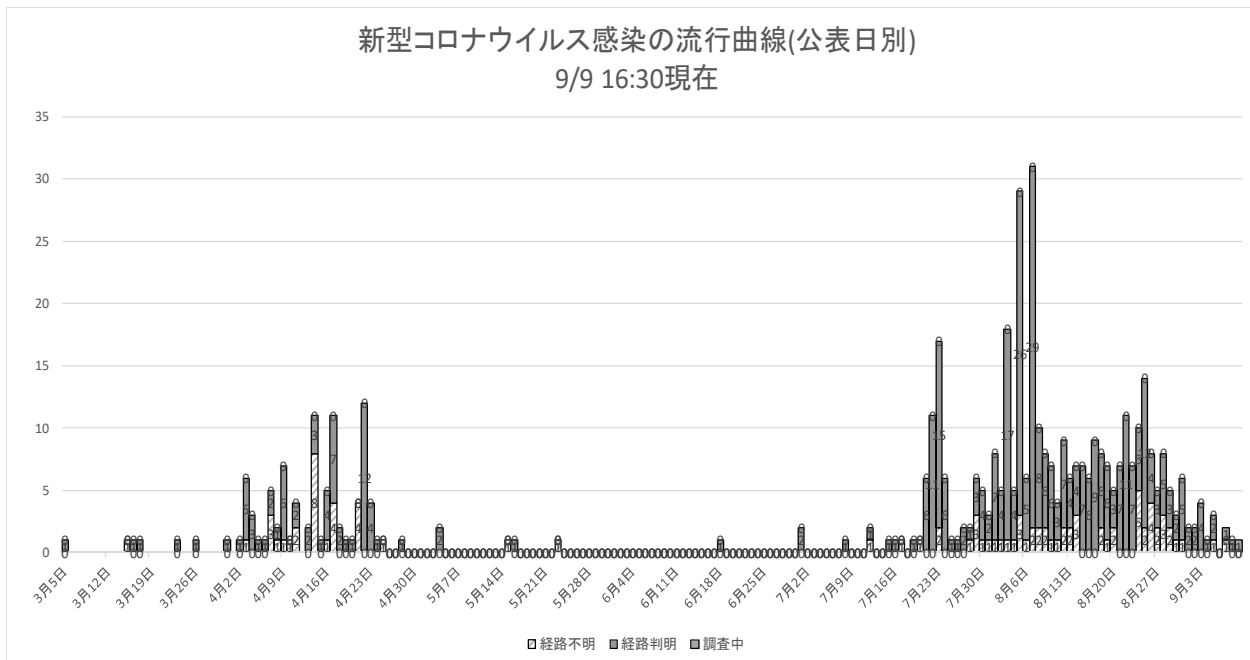
「4 これまでの取組の振り返りと今後の方向性」においては、以下の構成で分野ごとに取組の振り返りと今後の方向性を示している。

【取組】	}	概ね6月末までの取組とその結果を記載。
【結果】		
【県民等の声】	…	骨子案に寄せられた県民、市町、関係団体の意見を記載。
【課題】	}	県民等の声および7月以降の対応状況を踏まえて改めて整理した課題と今後の方向性を記載。
【今後の方向性】		

3 感染動向

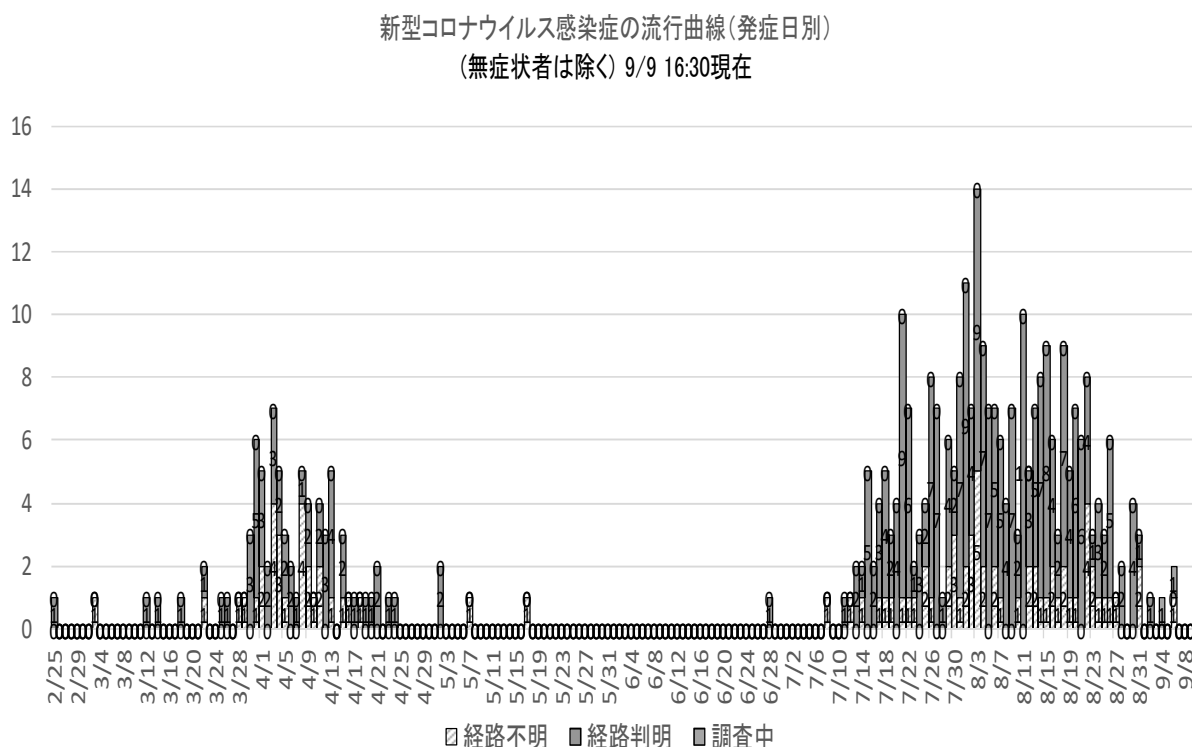
●流行曲線(公表日別)(令和2年9月9日現在)

〈単位:人〉



●流行曲線(発症日別)(令和2年9月9日現在)

〈単位:人〉



●県内の病床数および宿泊療養施設の状況(令和2年9月9日現在)

	県内 病床数	入院者数				空床数	県内 宿泊療養 部屋数	療養者数			空数	
		入院者数	県内発生		県内発生			その他	県内発生	その他		
			その他	その他						その他		
総数	218	48	39	9	170	271	2	2	0	269		

●県内の陽性者発生状況(令和2年9月9日現在)

〈単位:人〉

項目	陽性者数累計	現在 陽性者数	入院中						入院 予定	宿泊 療養	退院等	死亡
			重症	中等症	軽症	重症	中等症	軽症				
PCR検査数 (うち行政検査分 (うちその他検査分)	9,010 5,895 3,115	466	41	39	1	11	27	0	2	418	7	
抗原検査数	1,211											

重症：人工呼吸器またはECMO(体外式膜型人工肺)が必要
 中等症：酸素投与が必要または摂食不可能
 軽症：無症状または酸素不要、摂食可能

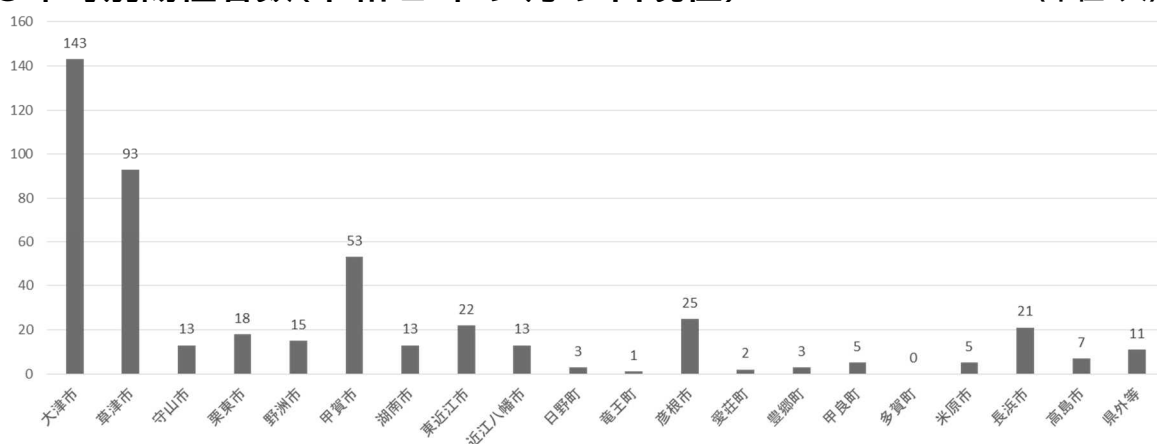
重症者以外のICU(集中治療室)利用者数
 2人

●性別陽性者数(令和2年9月9日現在) 〈単位:人〉

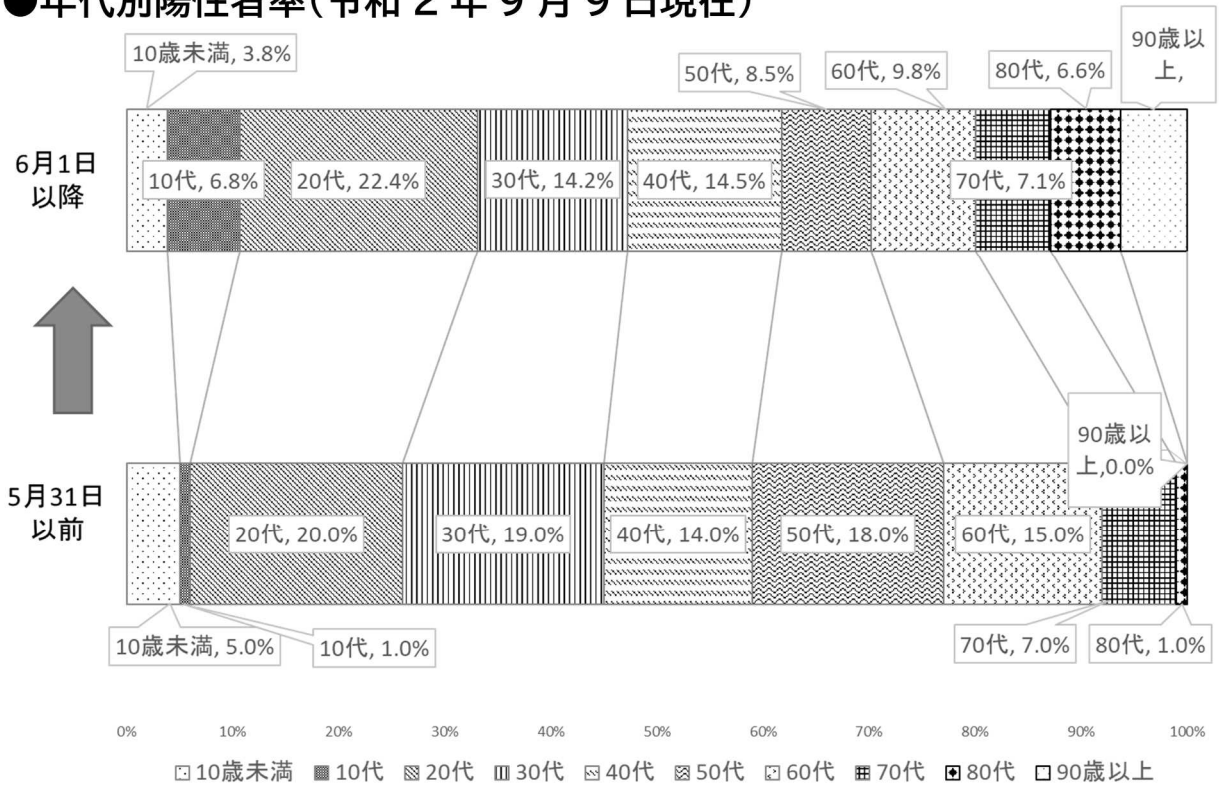
性別	陽性患者数
男性	222
女性	225
非公表(10歳未満)	19
計	466

●市町別陽性者数(令和2年9月9日現在)

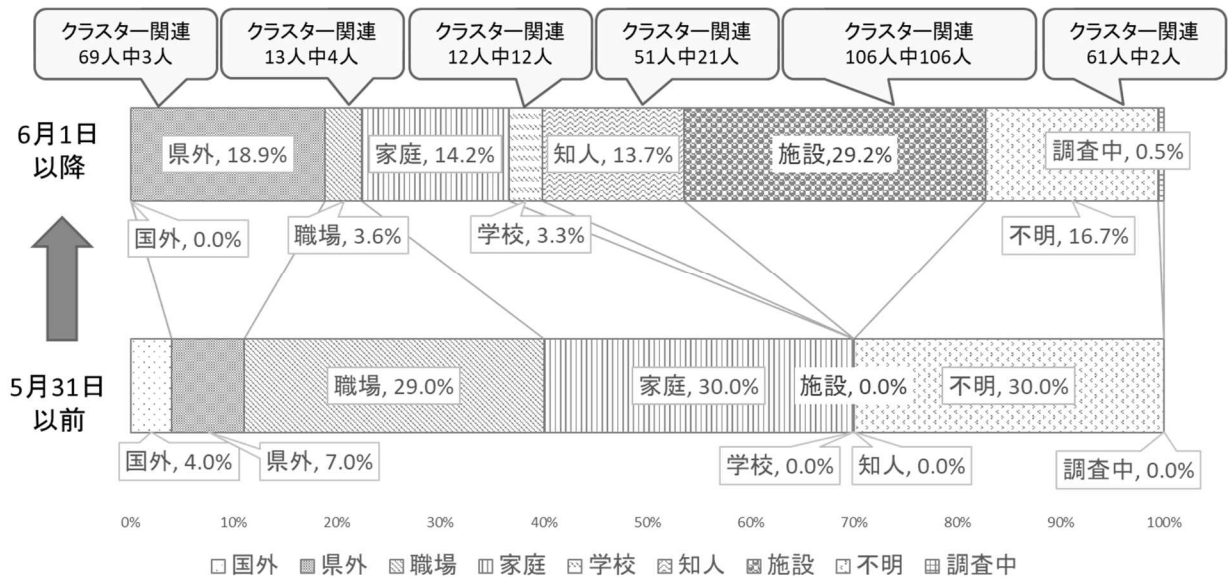
〈単位:人〉



●年代別陽性者率(令和2年9月9日現在)

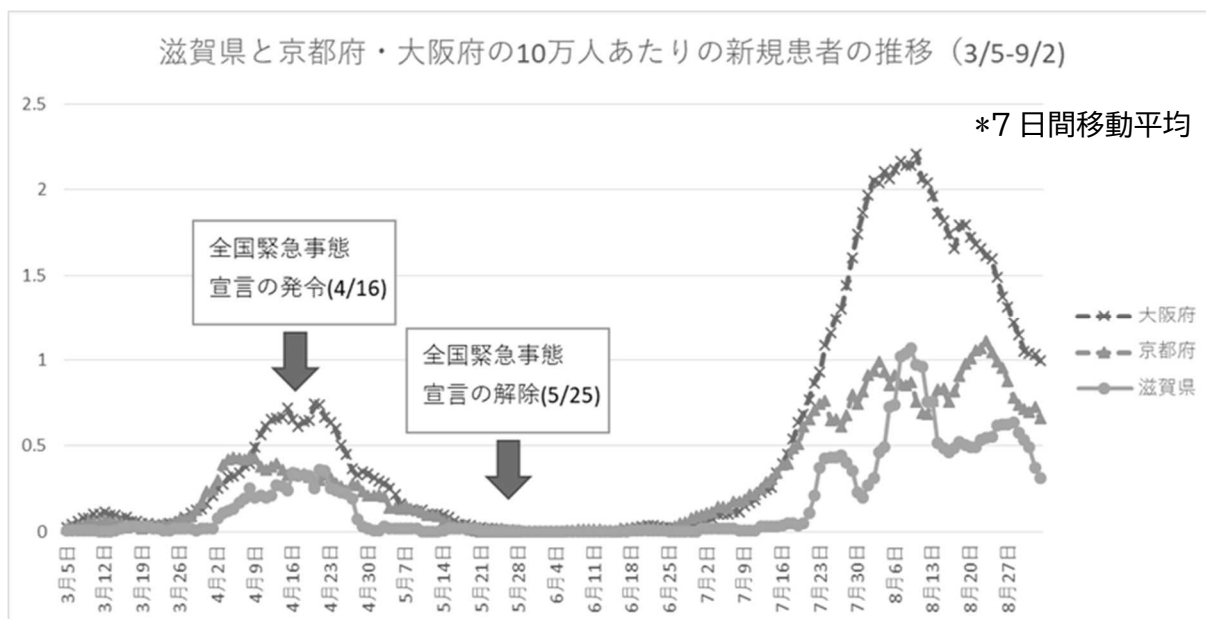


●感染経路別陽性者率(令和2年9月9日現在)



	国外	県外	職場	家庭	学校	知人	施設	不明	調査中	計
6月以降	0	69	13	52	12	51	106	61	2	366
5月以前	4	7	29	30	0	0	0	30	0	100
計	4	76	42	82	12	51	106	91	2	466

●京都府・大阪府との新規患者の推移比較



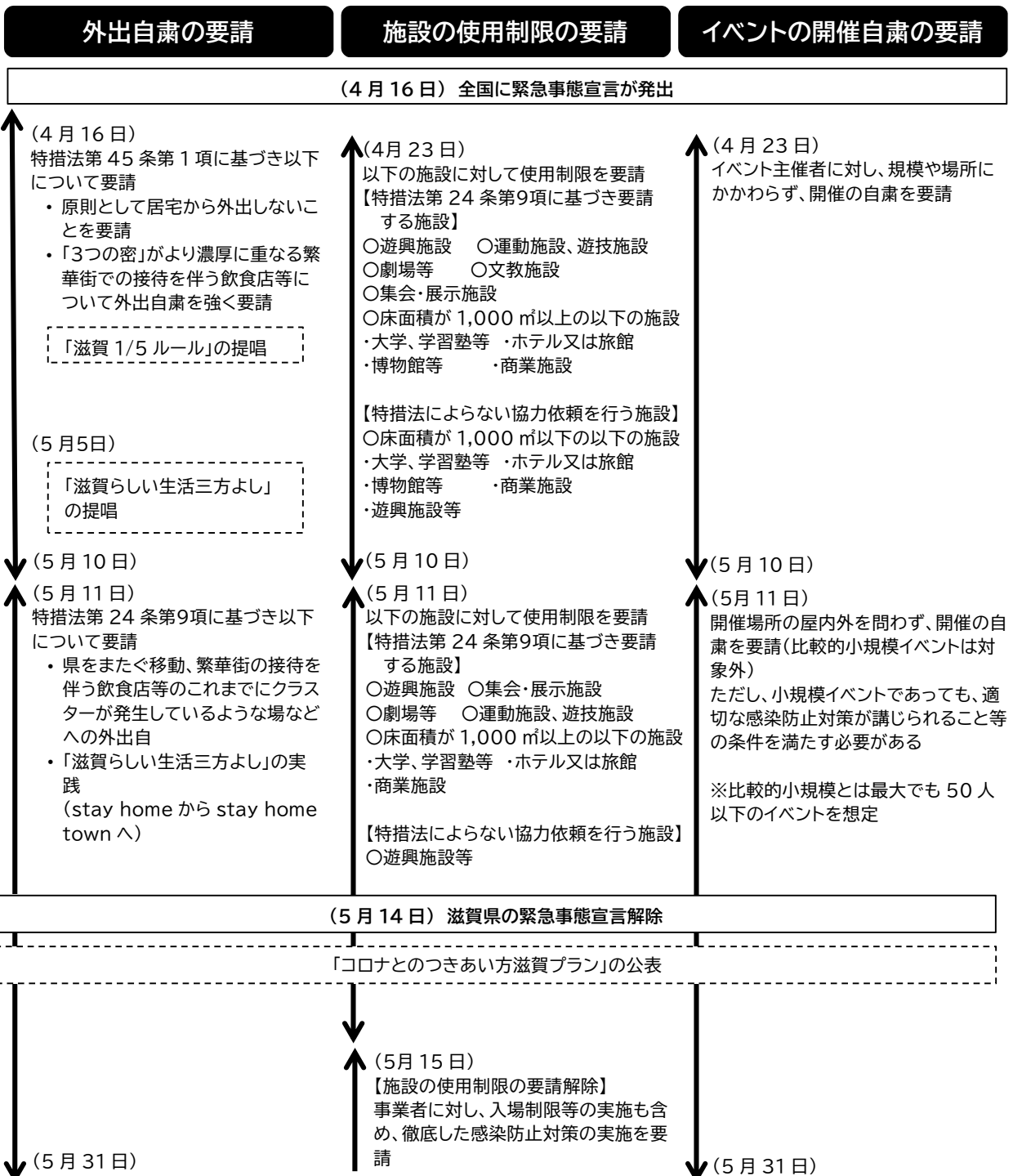
- 3月から5月の流行時においては、京都府・大阪府の新規患者が増加傾向となった約1週間後に滋賀県の新規患者が増加する傾向がみられた。
- 6月下旬からの流行においては、両府の増加傾向から約3週間後に滋賀県でも増加傾向が認められた。
- 3月から5月の流行時においては、全国緊急事態宣言後、京都府・大阪府より先に減少傾向が認められた。

4 これまでの取組の振り返りと今後の方向性

4-(1)感染拡大防止策-①緊急事態措置

【取組】

- 外出自粛・イベント開催の自粛・施設の使用制限の要請を県内の感染状況等を踏まえて実施。



外出自粛の要請

(6月1日)
【外出自粛要請の解除】

以下について呼びかけ

- ・ 5都道県や感染者が多数発生している地域への移動については、極力控える
- ・ クラスターが発生している施設等への外出については、極力控える
- ・ 観光は、まず県内から
- ・ 「滋賀らしい生活三方よし」の実践

(6月18日)

(6月19日)

以下について呼びかけ

- ・ 「滋賀らしい生活三方よし」の実践

施設の使用制限の要請

事業者に対し、入場制限等の実施も含め、徹底した感染防止対策の実施を要請
(5月15日以降継続)

イベントの開催自粛の要請

(6月1日)
イベント(一定規模のイベントは除く)の主催者に対し、開催の自粛を要請

【開催にあたっての上限の目安】

- ・ 屋内 100人(収容率 50%以内)
- ・ 屋外 200人(十分な間隔を確保 ※できれば 2m)

(6月18日)

(6月19日)

イベント(一定規模のイベントは除く)の主催者に対し、開催の自粛を要請

【開催にあたっての上限の目安】

- ・ 屋内 1,000人(収容率 50%以内)
- ・ 屋外 1,000人(十分な間隔を確保 ※できれば 2m)

(7月9日)

(7月10日)

イベント(一定規模のイベントは除く)の主催者に対し、開催の自粛を要請

【開催にあたっての上限の目安】

- ・ 屋内 5,000人(収容率 50%以内)
- ・ 屋外 5,000人(十分な間隔を確保 ※できれば 2m)

感染拡大防止対策の徹底

(7月17日)

特措法第24条第9項に基づき以下について要請

- ・ 感染防止対策の徹底
- ・ 施設・事業所における感染防止対策の徹底
- ・ 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

(7月31日)

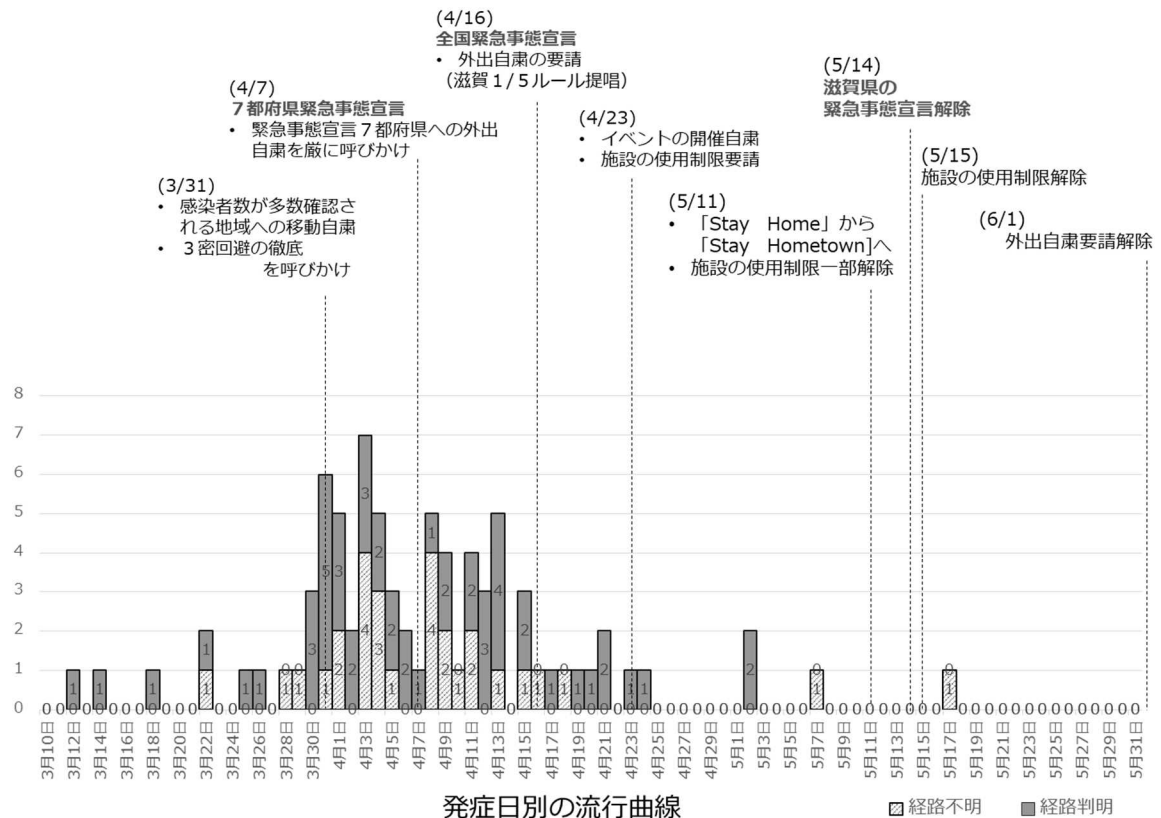
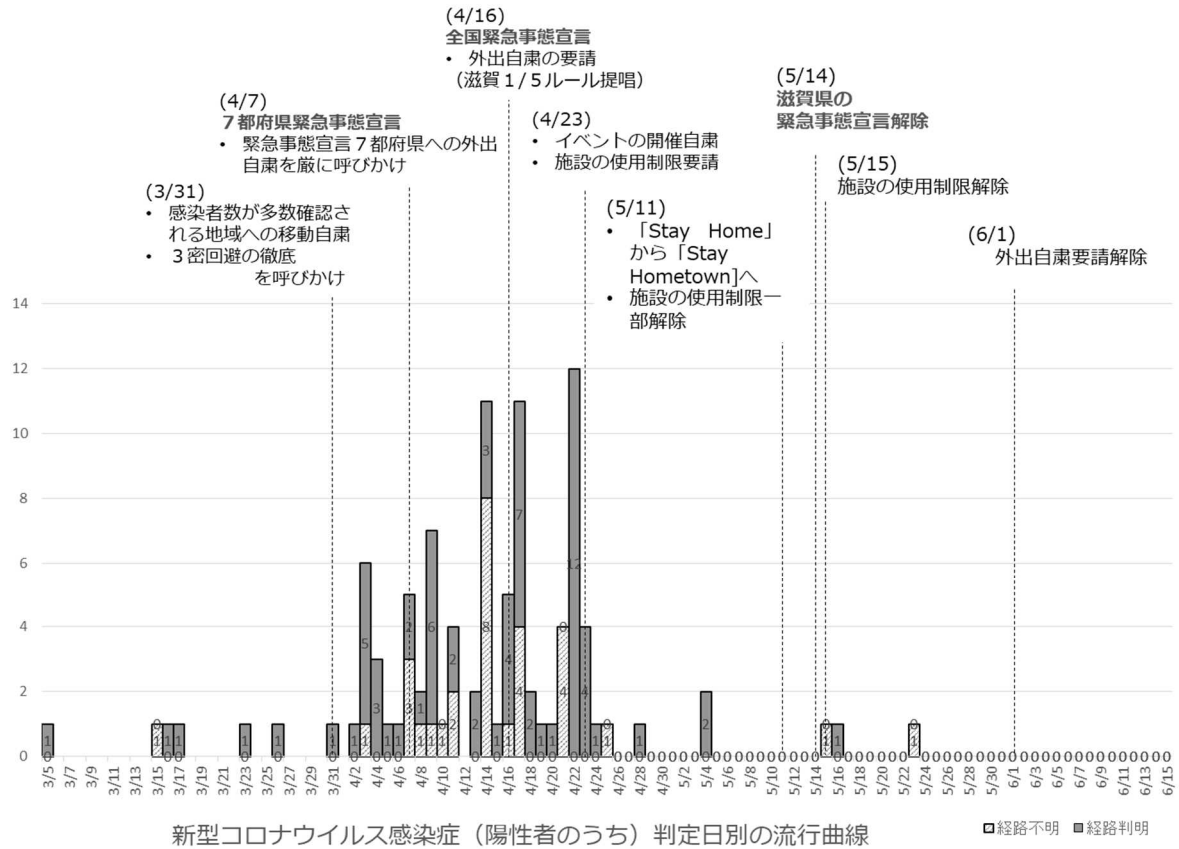
特措法第24条第9項に基づき以下について要請

- ・ 感染対策の徹底
- ・ 施設・事業所における感染防止策の徹底
- ・ 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

【結果】

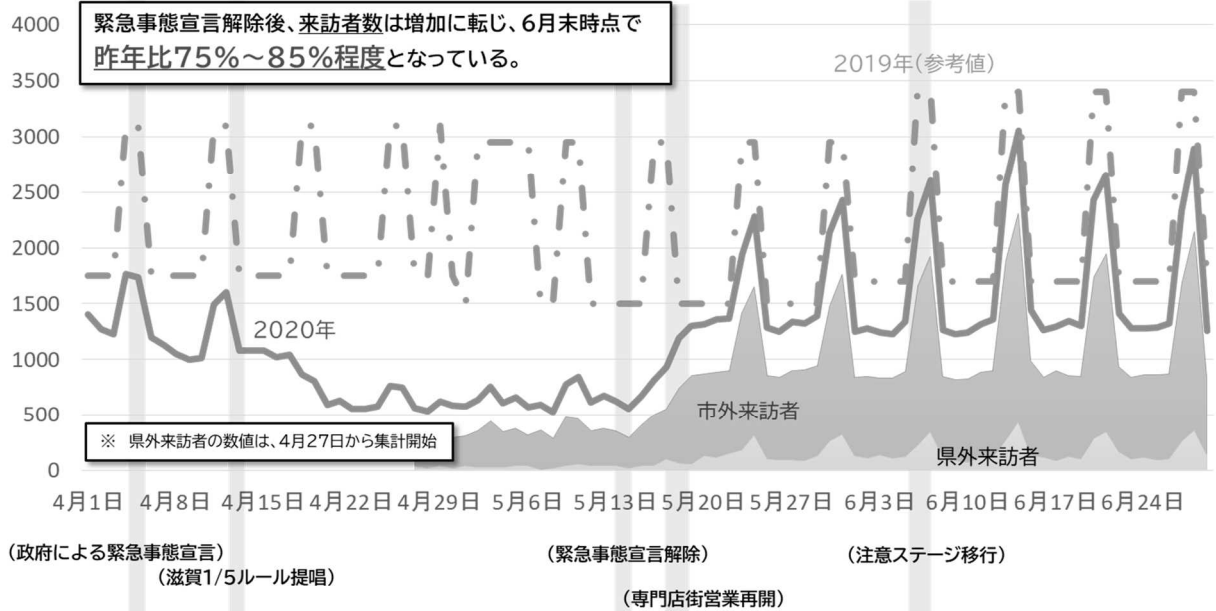
- 県の緊急事態措置および全国に緊急事態宣言が発令されたことにより、以下の効果があったと考えられる。
 - 緊急事態宣言後に実施した Twitter アンケートおよび滋賀県 Web アンケートの結果をみると、外出自粛などの行動変容を意識した人が多い。
 - 陽性者は、4月上旬に増加し、下旬には減少傾向となっていることから、4月上旬からの全国的な外出自粛および 4 月 16 日の外出自粛要請(1/5 ルールの提唱、府県をまたぐ移動の自粛)により、接触機会が低減され、陽性者数が減少傾向となったと考えられる。
 - 4月 23 日にイベントの自粛および施設の使用制限を要請したことにより、接触機会の低減が維持され、大型連休期間後も感染者数が低位で維持されたと考えられる。
 - 京都府・大阪府の新規患者が増加傾向となった後、滋賀県の新規患者が増加する傾向がみられたことから、他府県からの往来自粛を呼びかけたことにより、接触機会が低減され、陽性者数の減少につながったと考えられる。

●県の緊急事態措置と県内の感染動向

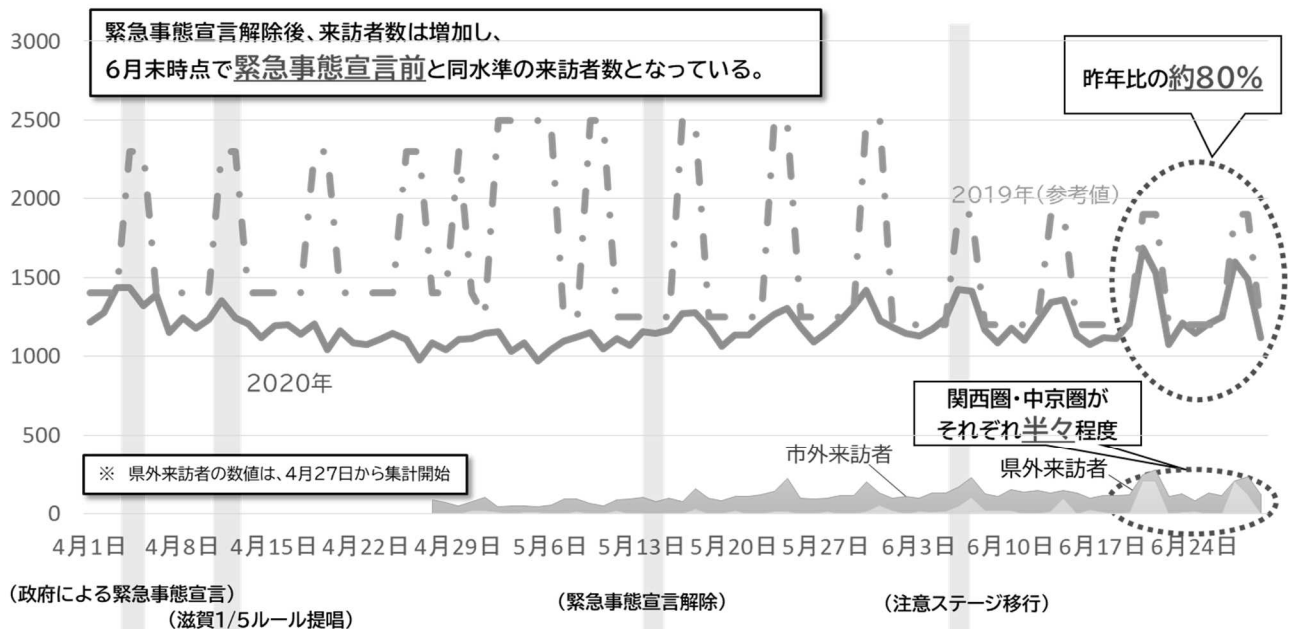


●県内の人口集中予測地点における人口把握

イオンモール草津付近 (モール棟東側、スポーツ&レジャー棟付近)

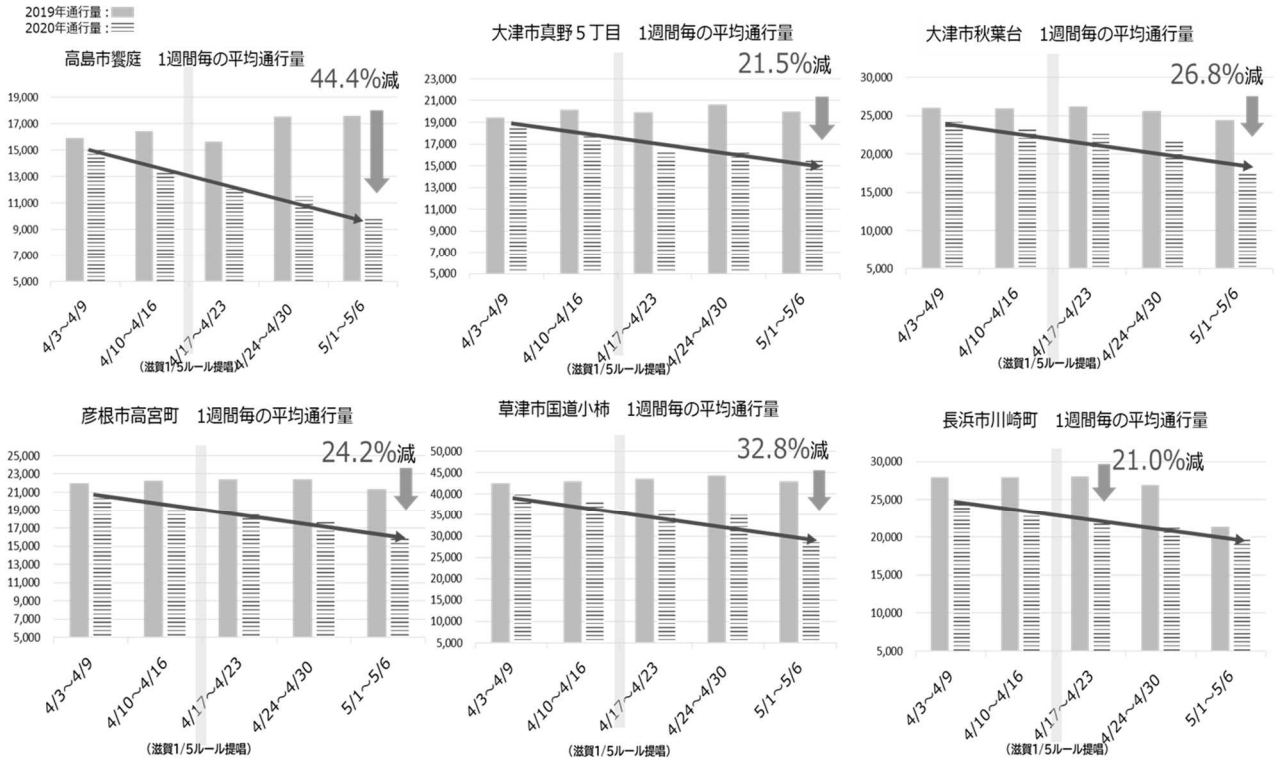


黒壁スクエア付近



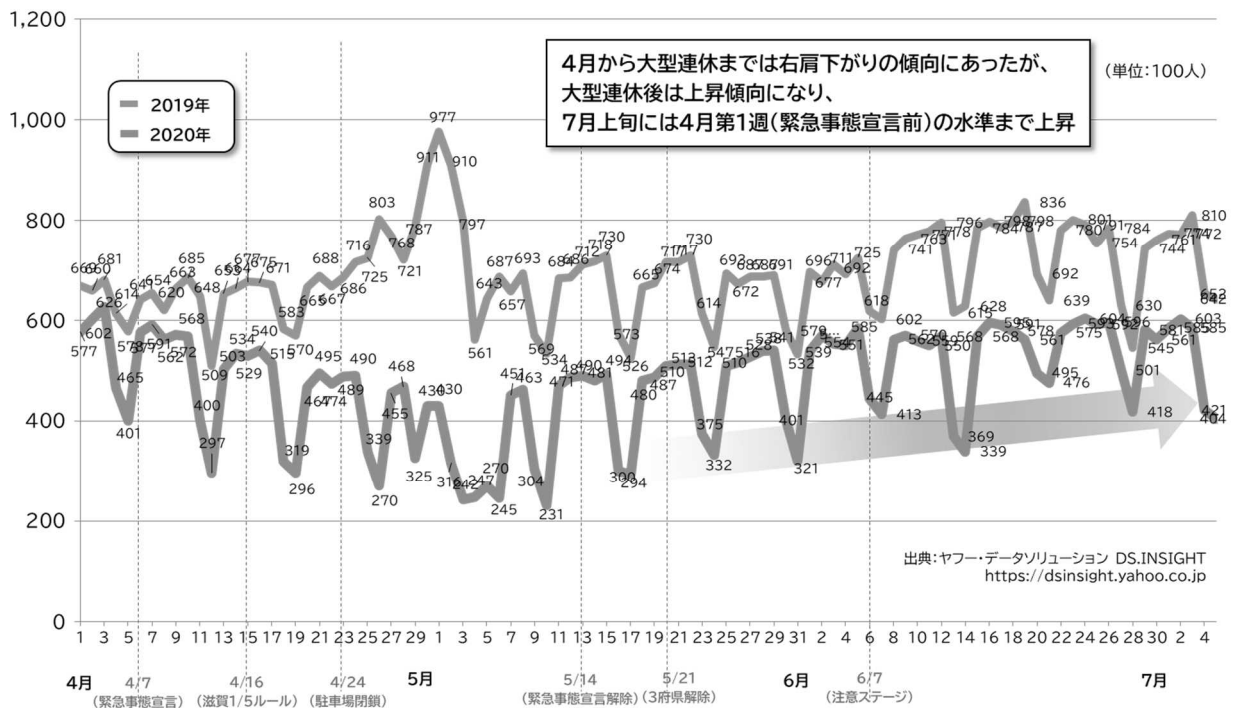
モバイル空間統計®
 データ提供元: (株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング
 ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

●県内の通行量の変化



- 県内6か所の1週間毎の平均通行量は、GWに向けて右肩下がりとなっている。
- また、昨年の1週間毎の平均通行量と比較すると、最大21%から44%減少。

●4月以降の県外からの訪問者数の推移(昨年同月同曜日比較)



●県民の行動変容に対する意識

緊急事態措置が県民にどの程度浸透し、行動変容につながっているかを数値化することを目的に、滋賀県公式アカウントの Twitter(うおーたん(滋賀県公式))を活用し、緊急 Web アンケートを実施。

【期間】

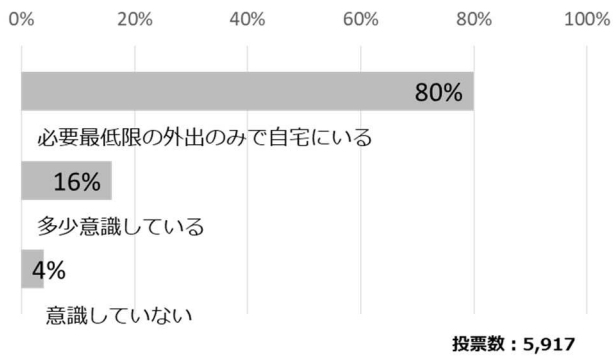
令和2年4月 24 日(金)から4月 26 日(日)

【内容】

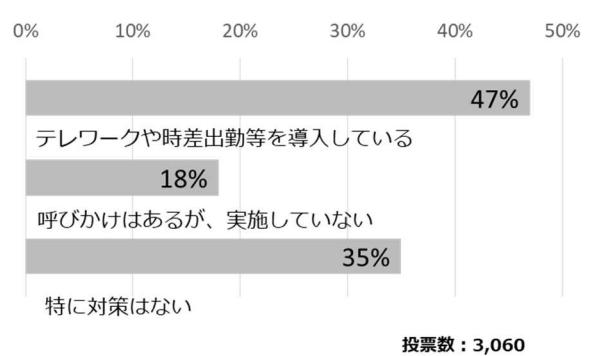
- ・外出自粛
- ・勤務先の感染症対策
- ・施設の使用制限要請への対応
- ・イベントの自粛



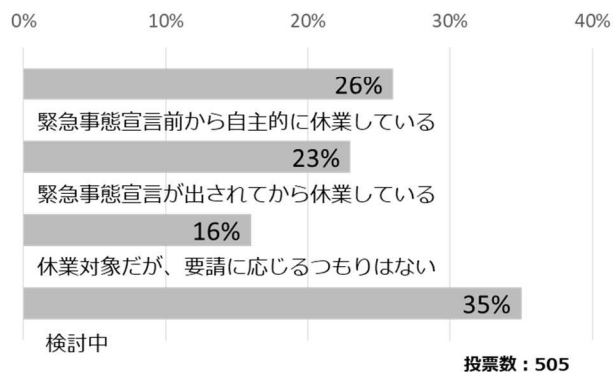
滋賀県の方にお伺いします！！ 外出自粛に対する意識はどれですか？



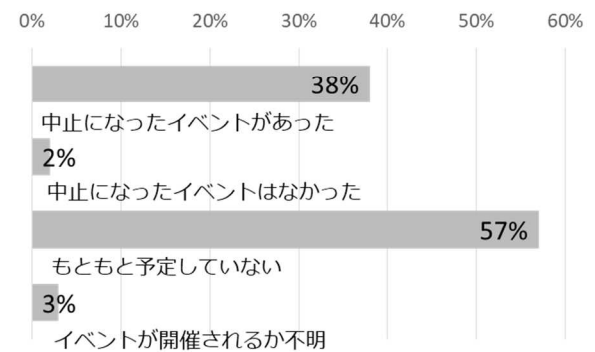
滋賀県の方にお伺いします！！ 勤務先の感染防止対策はどれですか？



滋賀県の事業主の皆様へお伺いします！！ 事業主として、施設使用制限の要請に応じていますか？



5月6日までに参加しようとしていた 滋賀県のイベントが中止になりましたか？



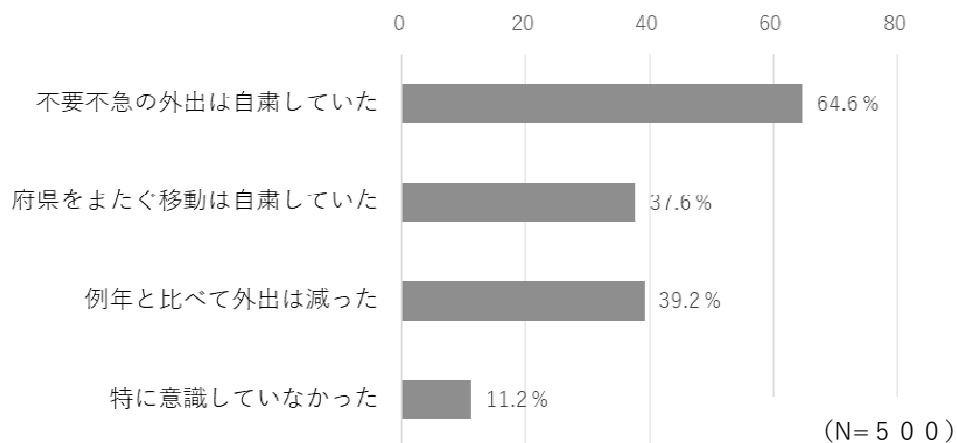
【県民等の声】

<外出自粛・施設の使用制限の要請等について>

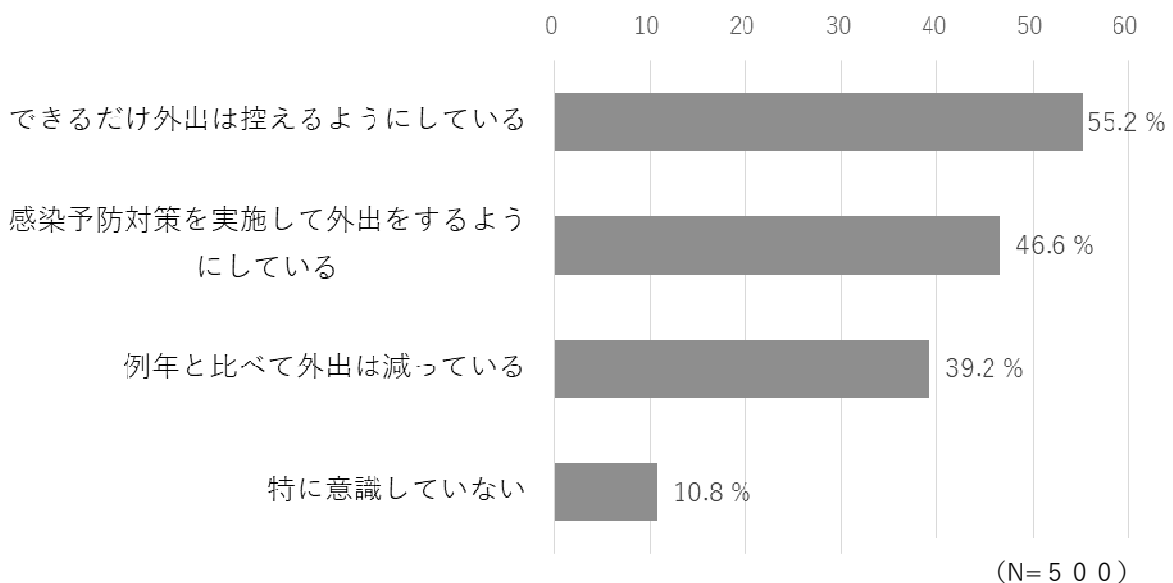
- 感染リスクが高い人を対象とした外出自粛要請などを実施すべき。
- 東京都などの感染者数とは大きく異なるので、休業要請など同様の対策を実施するのはおかしい。
- 第2波においても、府県をまたいだ移動の自粛をすぐにすべき。

●「しが Web アンケート調査」結果

Q.滋賀県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月16日～5月31日まで外出の自粛をお願いしていました。この間、外出を自粛していましたか？(複数回答)



Q.現在は、外出についてどのようにお考えですか？(複数選択)

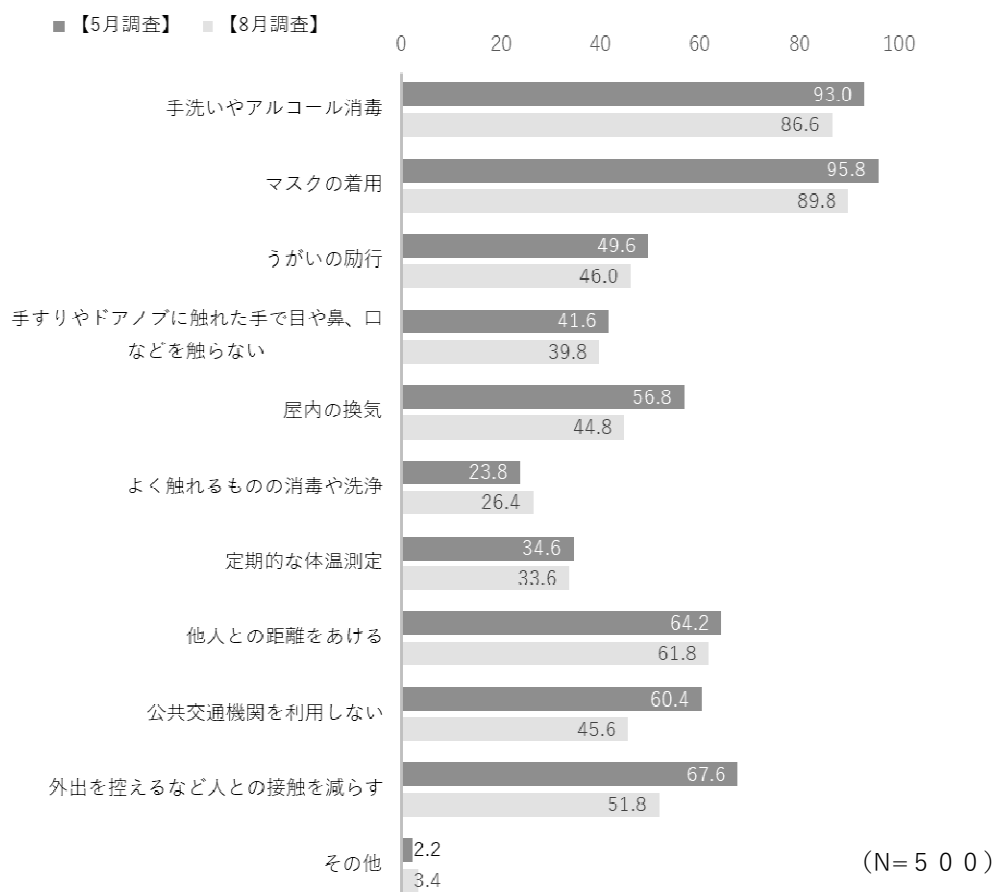


<基本的な感染防止対策について>

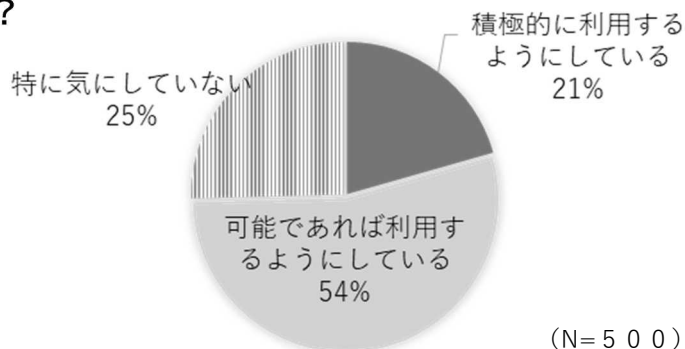
- 店舗に感染防止対策を徹底させるべき。
- マスクの着用や手洗いなど基本的な感染対策ができていない方も多くみられたところであり、地道に発信し続け、県民に向けた徹底的な周知が必要。

●「しが Web アンケート調査」結果

Q.あなたが感染防止に特に気を付けていることを全てお選びください。(複数選択)



Q.密集した配席になっていないかなど、感染防止対策を実施している店舗や施設を利用するようにしていますか？



【課題】

- 緊急事態措置や他府県からの往来自粛等により、人とモノの動きが停滞し、社会経済文化活動に大きな影響が生じた。
- とるべき緊急事態措置の時期・内容の判断の難しさに加え、近隣府県の状況を踏まえる必要があった。
- 各施設における感染対策について、各業界団体が作成している「業種別感染拡大予防ガイドライン」の周知が十分でなかった可能性がある。
- 基本的な感染対策や他府県との往来自粛等について、県民への周知が必ずしも十分でなかった。
- 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージの判断指標、とるべき対策などがわかりにくい等の声があった。

【今後の方向性】

- 今後も近隣府県の状況や県内の感染状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第9項に基づき感染拡大防止対策の実施を要請。その上で、感染拡大防止策と社会経済文化活動の両立に配慮し、外出自粛や施設の使用制限の要請については慎重に検討する。
- また、これらの要請を行う場合においては、県内の感染状況等を踏まえ、対象、地域等を限定することも含めて検討

(要請例)

- 感染者が多数確認されている大都市等（京都、大阪など）への外出の自粛
- 府県をまたぐ移動の自粛
- 地域・業種を限定した施設の利用自粛（例：●●地域の飲食店 など）
- 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」が未導入・未掲示の施設の利用自粛
- 地域・業種を限定した施設の使用制限、営業時間の短縮等（例：●●地域の飲食店 など）
- 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」を導入していない施設に対して施設の使用制限、営業時間の短縮等

- 「もしサポ滋賀」(→P29 参照)、「感染予防対策実施宣言書」(→P30 参照)の普及とあわせて、関係部局等を通じて「業種別感染拡大予防ガイドライン」の周知に努める。
- 県内事業者等の感染症対策に向けた取組(マスク、消毒液、空気清浄機等の購入等)にかかる費用を助成し、支援する。
- 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言したステージ判断指標も参考にしながら県の感染状況をモニタリングし、感染状況にあわせたとるべき対策をわかりやすく周知するよう工夫する。

滋賀県の特徴的な取組事例 ①

●「滋賀1／5ルール」・「滋賀らしい生活三方よし」の提唱

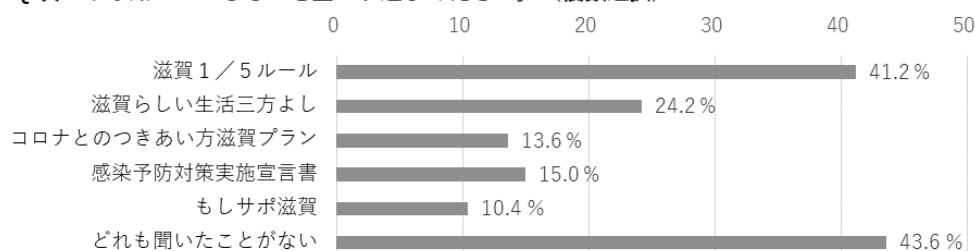
【取組】

- 人と人との接触機会の8割低減を目指し、「滋賀1／5ルール」を提唱し、広く呼びかけた。
- 国の「新しい生活様式」を滋賀県らしい表現を用い「滋賀らしい生活三方よし」として県民に行動変容を呼びかけた。

【県民等からの声】

- 滋賀1／5ルールはわかりやすく、職場でも取り入れた。
- どれくらいの県民が認識しているか不明
- 国の「8割削減」「新しい生活様式」と変わらないのであれば、浸透している言葉を使うべき。

Q.次のうち知っているものを全てお選びください。（複数選択）



しが Web アンケート結果より (N=500)

【課題】

- 「8割低減」を「1／5」と表現したことで、具体的なイメージにつなげやすくなった一方で「趣旨がわかりにくい」といった意見や、県庁における取組に対して「4／5は出勤していない」との誤解が一部で生じた。
- 「滋賀らしい生活三方よし」は国の「新しい生活様式」の滋賀版として発信したが伝わりにくかった。

【今後の方向性】

- 今後、人と人との接触機会の8割低減を呼び掛ける必要が生じた際には、改めて1／5ルールの趣旨の説明を徹底する。
- 「滋賀らしい生活三方よし」については、国の「新しい生活様式」を滋賀県の視点で捉えなおしていることを示しつつ、具体的な行動例の周知を行い、県民への定着を図る。

滋賀県の特徴的な取組事例 ②

●琵琶湖岸の駐車場の閉鎖

【取組】

- 他府県からの人の流入を助長する恐れの高い琵琶湖岸の県営都市公園および自然公園園地の駐車場を4月24日から閉鎖した。
(6/1以降、順次解除)

【結果】

- 県外来園者の流入を一定数抑制できた。
- 県民からは賛同する声が多く寄せられた。

【県民等からの声】

- 湖畔の駐車場封鎖など、思い切った発信や対策に対しては成果が出ていると感じた。
- もっと早期に琵琶湖周辺の公共駐車場を閉鎖してほしかった。

【課題】

- 閉鎖中の施設管理やパトロールの体制整備が困難な施設もあった。
- ホームページや新聞報道、TVニュース等で広く情報提供を行い、削減効果が見られたが、駐車場の閉鎖後も公園に車で訪れる方が依然としてあり、路上駐車対策等が必要であった。

【今後の方向性】

- 公園利用者、特に県外利用者に対する周知、情報提供の方法について検討する。
- 都市公園はレクリエーションや憩いの場として、心身の健康を増進し、生活を支える貴重なオープンスペースである。3密対策などの感染対策に配慮するなど、一定のルールのもと、誰もが快適に公園を利用していただけるよう、公園の管理運営について検討する。

4-(1)感染拡大防止策

-②緊急事態措置コールセンター-

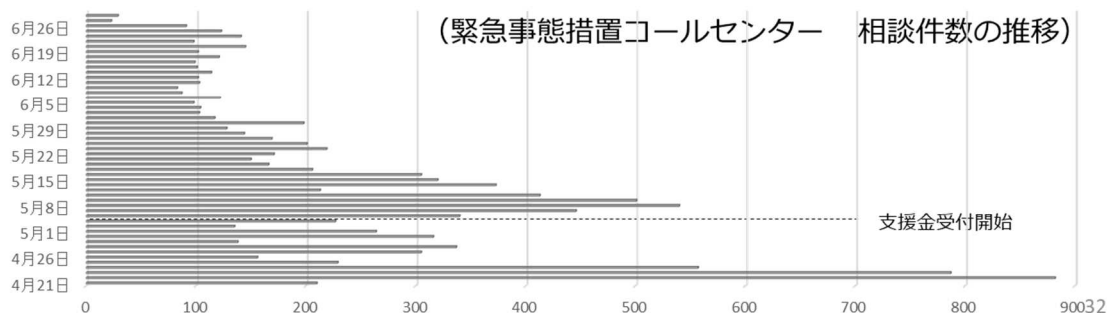
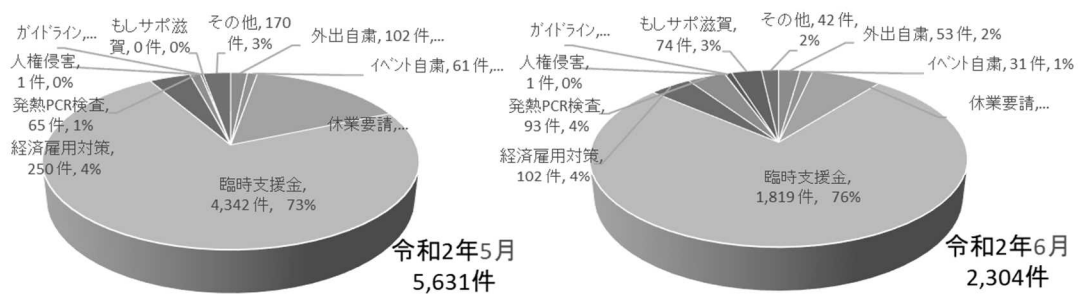
【取組】

- 4月21日から開設した緊急事態措置コールセンターは、10回線、20人のオペレーター、6人の助言者でスタートし状況に応じて縮小していった。
- 4月から6月末までの相談内容は、主に外出自粛やイベント開催自粛、施設の使用制限、感染拡大防止対策の緊急事態措置に関するもの、感染拡大防止臨時支援金の申請に関するものである。

【結果】

- 6月30日現在で11,852件の相談を受け付け、県民や事業者に必要な情報提供を行い、総合相談窓口の役割を果たしてきた。
- 感染拡大防止のために、これまで経験のなかった外出自粛や休業要請により、市民生活や経済活動が大きな制約を受け人々の暮らしに不安が広がったことから、新型コロナウイルス感染症対策にかかるコールセンターを立ち上げたことは、県民の皆さんや事業所の方々の声を受け止める機会となった。
- 休業要請に協力いただいた事業所に交付した「感染拡大防止臨時支援金」の手続きに関する相談が全体の7割以上であり、事前相談としての役割を果たした。

(緊急事態措置コールセンター 相談内容別件数)



【県民等の声】

- 支援金の手続きについて詳しく教えてもらえて良かった。
- 疑問に思っていたことや不安な気持ちを聴いてもらえて落ち着いた。

【課題】

- 部局横断での人員体制のため、固定した職員による対応が難しく、受け手の熟度にバラつきがあり丁寧なフォローを要したため、専門の相談員の養成が求められる。

【今後の方向性】

- 緊急事態措置にかかる対応終了後も、引き続き「滋賀県新型コロナ対策相談センター」として県民の皆さんの声を聞きつつ、状況に応じた適切な情報提供を行い新型コロナウイルス感染症対策にかかる総合相談窓口としての役割を果たす。
- 専門の相談員を設置しQ&Aを充実させるなど相談対応の質の向上をめざす。

4-(1)感染拡大防止策-③感染拡大防止臨時支援金

【取組】

- 県の休業要請に協力いただいた事業者に対し、市町とも連携し、感染拡大防止臨時支援金を支給した。

中小企業等:20万円 個人事業主:10万円

【結果】

- 臨時支援金の支給状況（8月末現在）
申請受付 7,805 件 支給済 7,473 件 不支給 271 件 取り下げ 61 件
支給金額 12 億 5,180 万円
- 当初、休業要請の対象となり得る業種の最大値として 16,000 件を想定したが、想定時点では今回の休業要請の対象とならなかった業種も含んでいたことや、休業を行なわなかったり支援金を知らなかった事業者があったため、支給件数との間に乖離が生じた。
- 市町上乗せ分を含め県で一元的に支出することにより、事業者の利便性向上や市町の負担軽減が図れた。

【県民等の声】

- 額は少なかったものの、事業継続の助けとなりありがたかった。
- 休業要請の対象外であるが、休業せざるを得ない状況であった。
- 市町の上乗せ分について、県で一元的に支給事務等の対応をしたことから効率性の高い事務であった。
- 県内統一の支援となるべきであったと考える。

【課題】

- 様々な休業の実態に則しておらず、事業者間に不公平感がある。
- 財政状況により都道府県間や市町間の協力金額に差がみられる。
- 各都道府県が個別に支給したため、全国で多大な事務コストが発生した。
- 電子申請であっても申請書類に押印を要したため、PDF ファイルの添付を求めると事業者の負担増となった。

【今後の方向性】

- 地域の実情を踏まえた休業要請が可能になるよう、また、これに対する補償（または協力給付）を国において一括で行うことにより、不公平感の解消と事務コストの削減につなげるよう国に要望していく。
- 今後、市町と連携して実施する場合には、できるだけ早期に市町と情報共有するとともに、県での一元的支出やその他の申請者負担軽減策を模索する。なお、その際には、市町からの事務費の支出や職員の派遣等についても併せて検討する必要がある。
- 申請者の利便性を考慮した電子申請が可能となるよう、申請書類への押印の省略や書面主義の見直しについても検討を行う。

4-(1)感染拡大防止策-④県立施設等の休館

【取組】

- 感染拡大の状況や国の方針等を踏まえて、2月28日より、県立施設等の休館や利用停止等を実施した。

【結果】

- 各施設における3密の回避、県外からの目的地化を避けることで、接触機会が低減され、感染拡大防止に寄与したと考えられる。

【県民等の声】

- 施設の開館中には、近隣府県からの来県を懸念する県民の声が寄せられた。
- その反面、施設の閉館中には、開館や利用再開を求める声があった。

【課題】

- 感染拡大防止と施設の利活用のバランスを図ること
- 関係機関・近隣施設との情報共有や休館・利用停止期間の調整

【今後の方向性】

- 各施設において業種別ガイドラインに沿った恒常的な感染防止対策に取り組むとともに、LINE 感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入など、利用者等へ迅速な情報提供を図る。
- 関係機関等との情報共有、連携を図りつつ、感染拡大の状況に応じて、施設種別や特性に応じた休館等の判断を行うとともに、その期間や利用再開の時期を発信する。

4-(1)感染拡大防止策

-⑤事業者等の感染予防対策の推進

【取組】

- 感染拡大を防ぐことを目的として、6月10日(水)からLINE公式アカウント「滋賀県—新型コロナ対策パーソナルサポート」を活用した、「もしもの時のサポートシステム」(通称「もしサポ滋賀」)を導入した。
- 店舗等の利用者への安心の提供と感染拡大防止を図るため、「感染予防対策実施宣言書」を掲示していただく取組を7月17日(金)からスタートさせ、各事業者の積極的な取組を促進している。
- 国接触確認アプリ(COCOA)についても併用した利用の呼びかけを行っている。
- 県内事業者等の業種別ガイドライン等に基づく消毒、飛沫防止対策などの感染防止対策に対する助成事業を8月20日(木)からスタート。

【結果】(R2.8.31 12時現在)

<もしサポ滋賀>

QRコード発行件数:2,873件

利用者数 :21,478人 ※現時点で登録者に通知した実績なし

<感染予防対策実施宣言書>

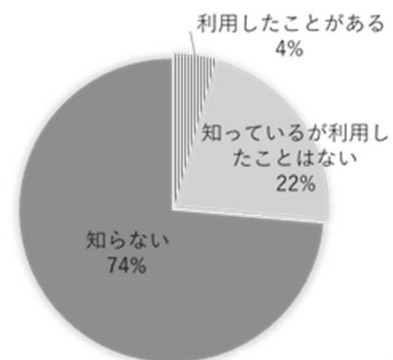
8月13日(木)から「もしサポ滋賀」システムから取得可能になった。

システム改修後、608施設で宣言書を取得されている。

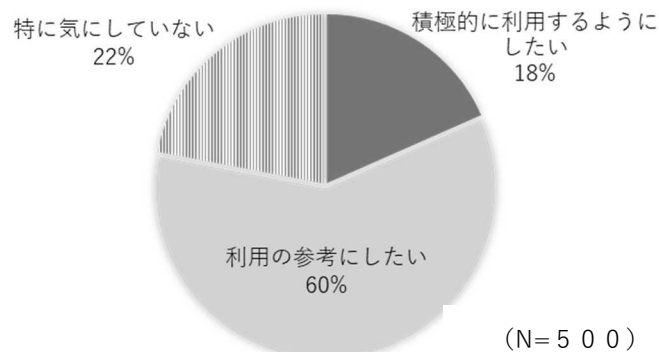
【県民等の声】

- 「もしサポ滋賀」の仕組みや、申込方法を分かりやすく周知してほしい。
- 導入店舗が少ない。もっと宣伝していただき、安心して店を利用したい。
- 様々な感染防止対策を徹底している店舗でも来客が減少しており、感染防止対策は健全経営との両立が必要。

Q「もしサポ滋賀」のQRコードを利用したことがありますか？



Q 感染予防対策を実施している店舗や施設に「感染予防対策実施宣言書」を掲示している
ただく取組を推進しています。この「感染予防対策実施宣言書」を掲示している店舗
や施設の利用についてどのようにお考えですか？



【課題】

- 「もしサポ滋賀」の普及促進を図り、導入施設(店舗)を増やし、実効性のある事業とする必要がある。
- 公共施設に比べ、民間施設(店舗)の導入数が少ない。
- 「感染予防対策実施宣言書」の対策内容の実態をチェックする機能がない。

【今後の方向性】

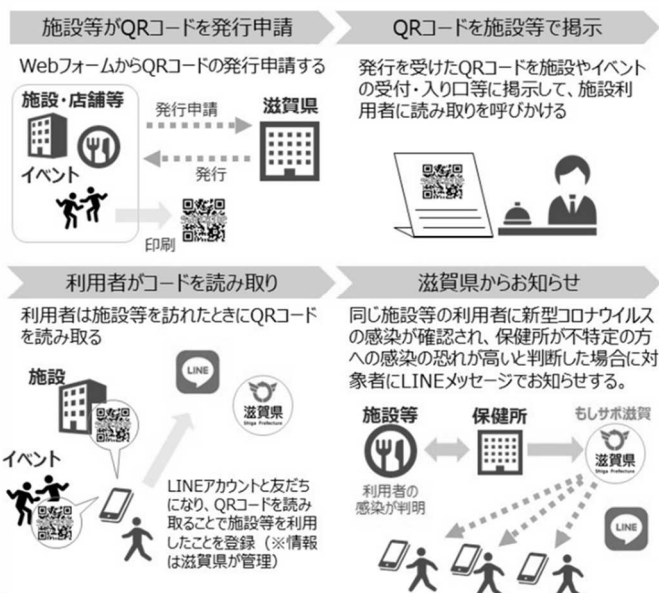
- 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」の普及とあわせて、関係部局等を通じて「業種別感染拡大予防ガイドライン」の周知に努める。
 - 食品衛生法や風営法など他法令に基づく立ち入りや指導等に合わせた普及・周知を行う。
 - 感染防止対策に不備があると通報があった場合には、地域対策本部の協力を得て個別訪問または電話で要請する等、事業所へ直接働きかける。
- 県内事業者等の感染症対策に向けた取組(マスク、消毒液、空気清浄機等の購入等)にかかる費用を助成し、支援する。

滋賀県の特徴的な取組事例 ③

●もしサポ滋賀

【取組】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、県内の施設・イベント会場の利用の際、QRコードを活用して利用者が連絡先を滋賀県に自動で登録していただくことで安心して施設等をご利用いただくためのシステム「もしサポ滋賀」を6月10日にスタート。
- 施設等を利用された方の感染が後日判明し、登録いただいた方に濃厚接触者の疑いがある、クラスターの発生(おそれを含む)が確認されたなどの場合には、LINEメッセージで県から対象者にお知らせする。



「もしサポ滋賀」 QRコード取得方法

以下のURLまたはQRコードから専用サイトにアクセスして事業所等の情報を登録することで、発行されます。



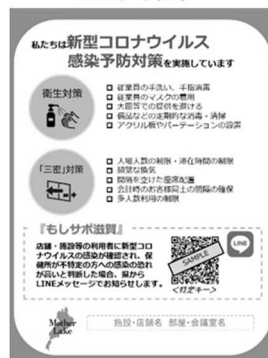
滋賀県の特徴的な取組事例 ④

●感染予防対策実施宣言書

【取組】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、事業を実施していくためには、事業所(店舗・施設等)での感染防止対策の徹底が重要であることから事業者用に、2種類の宣言書を用意。
- 「感染予防対策実施宣言書」を店舗等の目立つところに掲示いただくことで、県民の皆様が安心して利用できる店舗であることをお知らせする。

宣言書 1



宣言書 2



＜宣言書の取得方法＞

- 「もしサポ滋賀」申請フォームに必要事項を記入し、店舗等が行う感染予防対策を選択することで、施設・店舗名および感染防止対策が印字された「感染予防対策実施宣言書」を取得できる。

※以下の URL または QR コードからサイトにアクセスして発行申請

<https://shiga.qr.liny.jp/entry>



- インターネットを利用いただけない方向けに、県危機管理センター、地域対策本部(各土木事務所等)、各市町、各市町商工会、各市町商工会議所において代理登録も実施している。

4-(1)感染拡大防止策

-⑥災害発生時の感染拡大防止

【取組】

- 災害発生時に開設される避難所は、密閉、密集、密接の 3 密が重なる環境となり感染リスクが高くなることから、安全な自宅や親戚・知人宅など、あらかじめ指定されている避難所以外への「分散避難」の検討を、市町や県民の方々に呼びかけを行ってきた。
- 市町により多くの避難所の確保を求めるとともに、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等と連携し、避難所として活用可能なホテル・旅館等をリスト化している。
- 市町や自主防災組織、自治会等向けに、新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドラインを策定し、市町の実務者向けの実地研修兼訓練を実施した。(ガイドライン ver1:6 月 23 日策定。実地研修兼訓練:7 月 28 日)

【結果】

- 避難所として活用可能なホテル・旅館として、60 施設をリスト化。(6 月 23 日時点)
- 市町においても、市町ごとの避難所運営ガイドラインの作成や、マスク、消毒液などの感染症防止用品などの備蓄、訓練の実施などの対策が取られている。

【県民等の声】

- コロナが終息していない状況下で、今後災害が起こった時の対策・対応について具体的なことがわからず不安。
- 自然災害とコロナが同時に起こった場合について、3 密を避けた避難所の在りかたを見直してほしい。

【課題】

- 県民一人ひとりへの「分散避難」等の意識の浸透
- 避難所運営ガイドラインの実効性の確保(十分な資機材整備、職員ノウハウ等)

【今後の方向性】

- 県民へ、水害・土砂災害のハザードマップの確認と併せて、「分散避難」等を継続的に呼び掛けていく。
- 段ボールベッドやパーテーションなど、避難所における感染拡大防止のための資機材を、県において補完的に備蓄する。
- 災害時に、旅館・ホテルを円滑に避難所として活用するため、必要な手続き等を定めた協定を締結する。
- 訓練等を通じ、避難所運営ガイドラインを、随時見直し、より実効性の高いものとしていく。
- 市町が行う避難所運営研修や訓練等の支援を行っていく。

4-(2)相談体制および検査体制-①相談体制

【取組】

- 国が示す「疑い例」の定義に基づき、電話等による相談を通じて帰国者・接触者外来への受診調整を行う「帰国者・接触者相談センター」を設置した。
- 疑い例に該当しない人には、自宅療養や感染予防をしたうえで一般受診を促すなど、受診に関する相談に対応するほか、感染予防法など一般的な相談に対応する窓口を設置した。

【結果】

- 休日や夜間の体調不良にも対応できるよう毎日 24 時間電話等相談を受け付け、県民サービスの向上に努めた。
- 本庁と各保健所にそれぞれ相談窓口を設置したことから、保健所業務逼迫の一因となったが、5月以降、民間委託により県統一窓口を設置したため、業務負担の軽減が図れた。
- 6月以降、医療機関専用ホットラインを設置し、医療機関からの連絡に確実に対応する体制とした。

【県民等の声】

- 発熱があり相談しても、帰国者や接触者でないと一般受診を勧められた。相談センターに電話する意味はあるのか。
- 何度かけても電話が繋がらなかった。

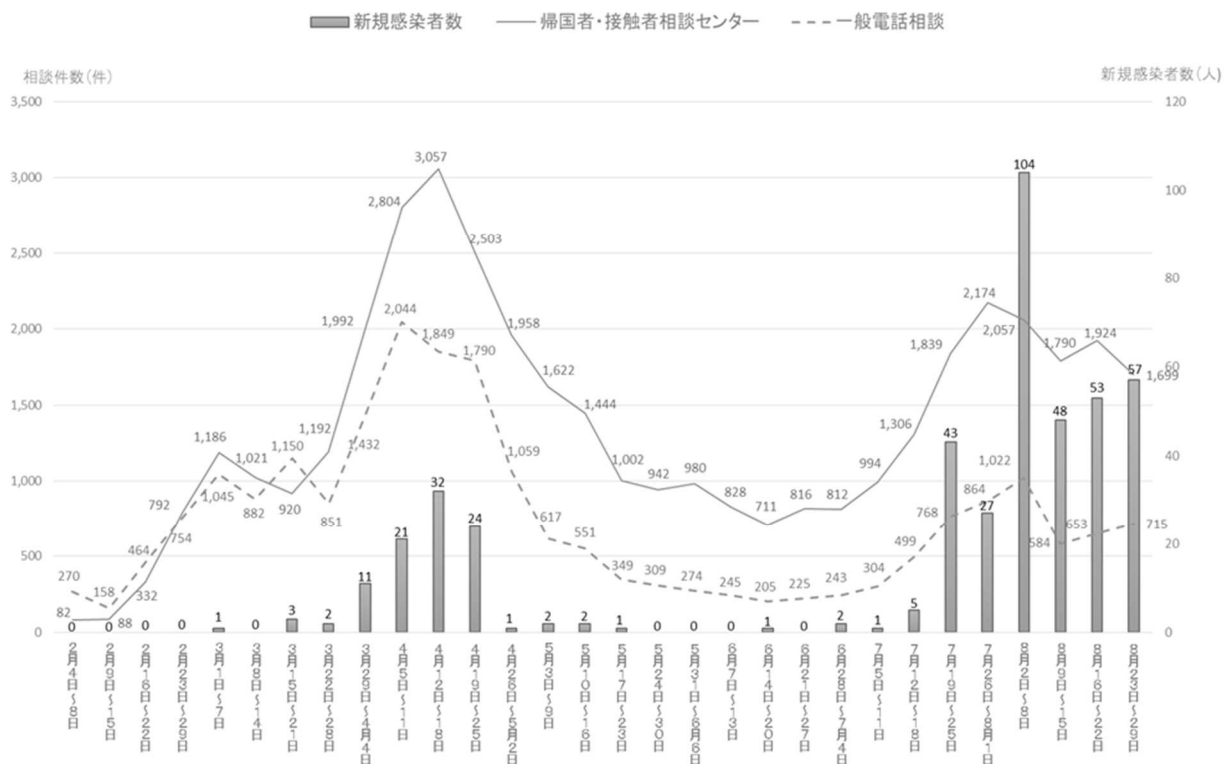
【課題】

- 相談者のうち、帰国者・接触者外来への受診につながった人は少数に留まった。
- 4月以降の相談急増期に、電話が繋がりにくい事象が発生した。

【今後の方向性】

- 急激な相談増に対応できるよう、回線および相談員の確保をしておく。
- 相談から帰国者・接触者外来の受診や検査までの流れや検査対象の考え方などについて、わかりやすく広報するよう努める。

相談件数と新規感染者数(週計)



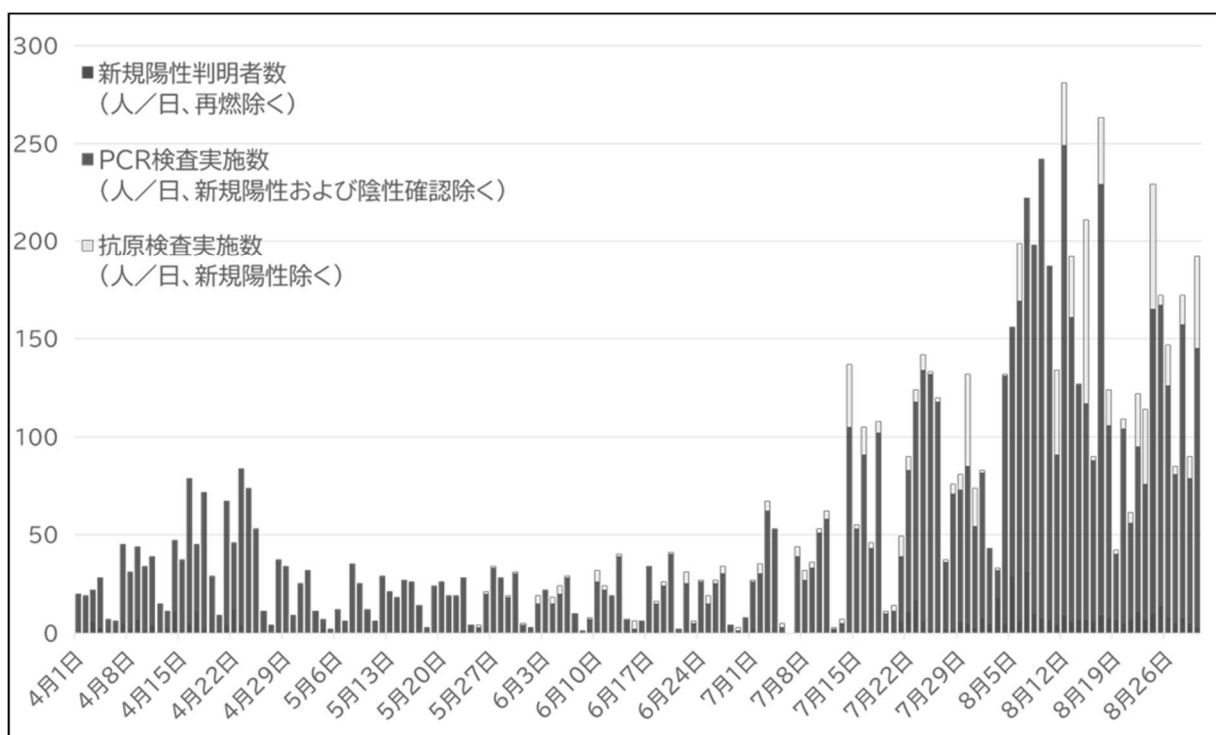
4-(2)相談体制および検査体制-②検査体制

【取組】

- 国の定める基準に従って必要と判断された「疑い例」について確実に検査を行うとともに、感染拡大防止に向けて積極的に疫学調査を行うため、衛生科学センターの人員体制や機器の整備、行政検査の外部委託、地域外来・検査センターの設置および医療機関における保険適用検査の拡大などを進め、PCR検査体制の拡充を図った。

【結果】

- 衛生科学センターにおいては、人員体制の強化および検査機器の増設により、1日の検査可能件数が75件となった。
- 滋賀医科大学に行政検査の委託を行うことにより、1日の検査可能件数を20件増やすことができた。
- 病院および郡市医師会の協力により、地域外来・検査センターが7か所(大津市設置1か所含む)設置され、地域外来・検査センターでの1日の検査可能件数は最大79件となった。
- 国交付金を活用した検査機器導入への補助制度などを通じて、医療機関における保険適用検査の拡大を図った。



【県民等の声】

- そもそも PCR 検査の実施が少ないのではないか。
- 感染していないか心配なので、希望すればすぐ検査が受けられるようにしてほしい。
- 医療や福祉の現場で働く人等を優先的に検査すべきである。
- 季節性インフルエンザや感冒の流行で発熱する人が増える冬場に向けて、より迅速かつ安全な外来診療や検査の体制を整備すべきである。

【課題】

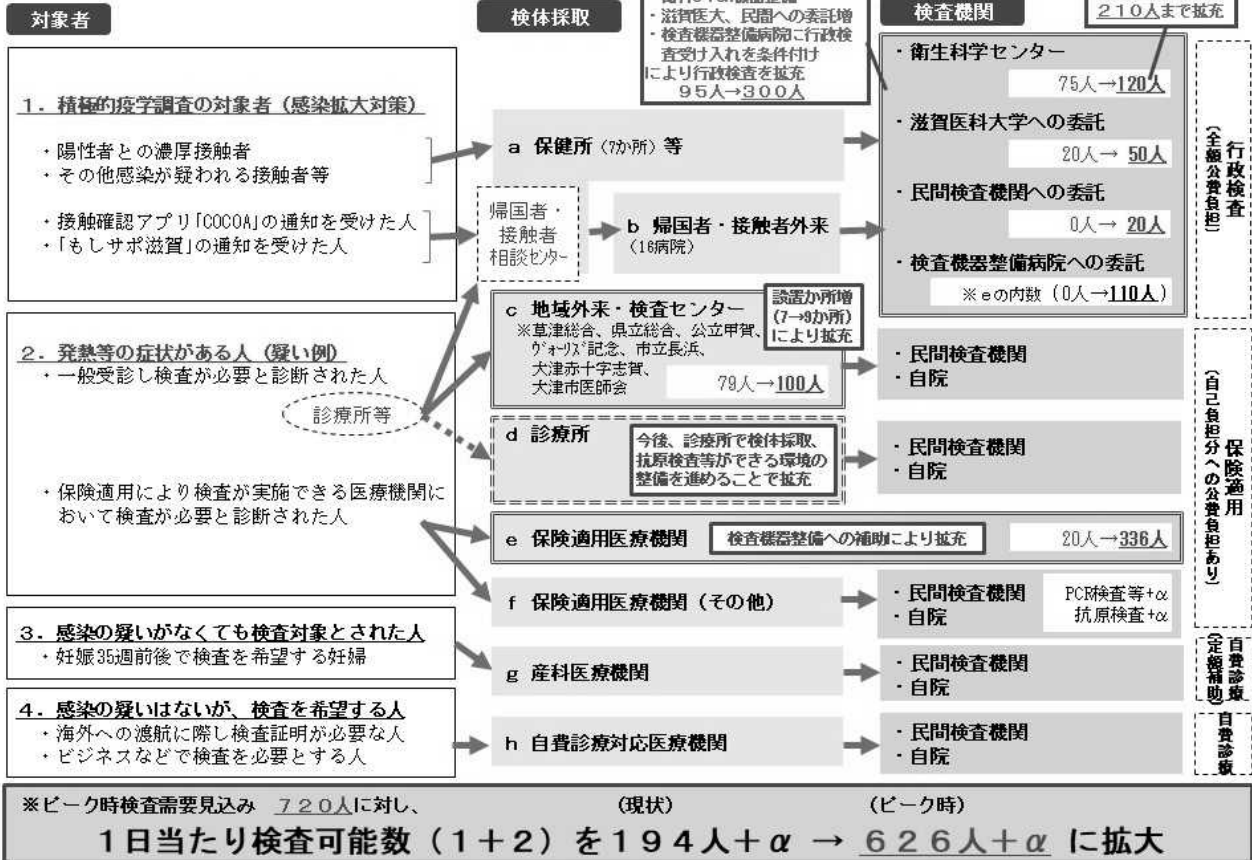
- 患者推計に基づき、行政検査および保険適用検査のピーク時1日当たり検査需要を 720 件と見込んでおり、これに対応するため、検査体制の拡充が必要である。
- また、積極的疫学調査の実施、季節性インフルエンザの流行期に急増する発熱者への迅速な検査、妊娠 35 週前後で希望する妊婦への検査などを行うことができるよう、さらなる検査体制の拡充が求められる。

【今後の方向性】

- 行政検査を拡充するため、衛生科学センターの PCR 検査機器や施設の整備を行うほか、滋賀医科大学やその他検査機器を導入した医療機関、民間検査機関への検査の委託を進める。
- 県内どの地域でも郡市医師会の登録医療機関を通じてPCR検査が受けられるよう、地域外来・検査センターの設置を増やす。
- 医療機関においてPCR検査等が実施できるよう検査機器の導入を支援する。
- 季節性インフルエンザの流行期に急増が見込まれる発熱患者等が、かかりつけ医等の身近な医療機関において相談・受診し、必要に応じて、迅速に検査を受けられる体制等を整備する。
- 検体採取者のリスクが低い唾液による検査や、迅速かつ簡易に判定できる抗原定性検査(簡易キット)、さらに新たな検査手法の導入等の状況も見ながら、各検査手法の特性を踏まえた活用を進める。
- 分娩前の妊婦を対象としたPCR検査の実施を支援する
- 医療や福祉施設等従事者が発熱等の症状がある場合は、早期にかつ確実に検査につなげられるよう、医療機関に対して要請する。

新型コロナウイルス感染症 検査体制拡大に向けて (令和2年8月25日現在)

R2年度末には歯科C施設整備により210人まで拡充



4-(2)相談体制および検査体制-③疫学調査

【取組】

- 保健所における新型コロナウイルス感染症陽性者に対する迅速な積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定してPCR検査、健康観察および生活上の指導を行うことによって感染の拡大防止を図ることができた。
- 患者等が多数発生した保健所に本庁等から保健師等を中心とした応援チームや通常事務・電話対応、検体搬送等を行う職員の派遣を行い、疫学調査が迅速かつ円滑に行えるよう、また、保健所業務に支障が起らないよう体制整備を図った。

<職員派遣の実施状況>

	実施期間	日数等	備考
個別職員の派遣	4月3日から 5月31日まで	随時	
応援チーム派遣	4月13日から (継続中)	土日を含む毎日 (必要に応じ派遣)	保健師2名と薬剤師等1名により編成

【結果】

- 体制整備により、保健所において新型コロナウイルス感染症の拡大に適切に対応するとともに、通常の業務への影響を最小限に抑えることができた。

【県民等の声】

- それぞれの事業所等では感染対策に取り組んでいるが、事業所によって温度差があるのが現状だと思う。感染症対策やクラスターが発生した場合の対応方法などを事前に研修してもらえる機会があればありがたい。

【課題】

- これらの体制整備は感染拡大期に入ってからでの対応であったため、保健所業務が一時的にひっ迫し、相談・検査・調査に対応する職員の負担が増大した。

【今後の方向性】

- 感染症対応のできる保健所職員の増員を図るとともに、本庁に常設の応援チームを設置し、迅速かつ的確に疫学調査が行えるよう体制整備を行うとともに、特にクラスター発生時には国のクラスター班の指導を得る等、クラスター対策の強化を図る。
- より効果的な疫学調査を実施できるよう保健所職員のスキルアップを図るとともに、LINE 感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」および国が導入した新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の積極的な活用により、感染者の早期発見・早期隔離に取り組む。
- 介護事業所に対し、感染管理認定看護師等による感染症対策の研修を実施し、一層の感染管理対策を進める。
- クラスター発生等による濃厚接触者の増加により、その健康観察を行う保健所の負担が増加していることから、当該業務について外部委託することにより、保健所の負担軽減を図る。

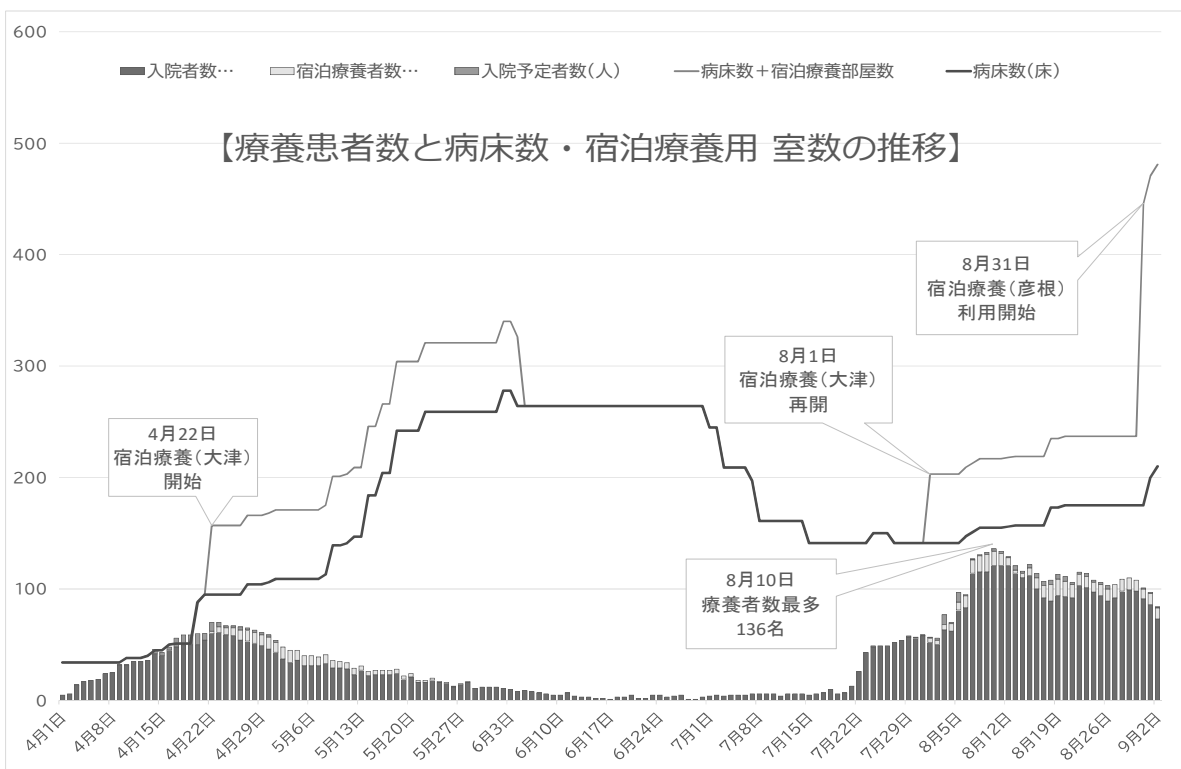
4-(3) 医療提供体制-①入院医療体制

【取組】

- 病床を確保するとともに、軽症者・無症状者を受け入れる宿泊療養施設(ホテルピアザびわ湖)の設置および運営に取り組んだ。

〈確保病床最多時(6月2日～6月3日)の病床数〉

圏域	感染症指定医療機関			左記以外の受入病院		県合計		
	病院数	感染症病床数	その他病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	うち人工呼吸器対応可能分
大津	1	8	30	4	51	5	89	20
湖南	1	6	0	1	19	2	25	10
甲賀	1	4	8	0	0	1	12	5
東近江	1	4	0	0	0	1	4	4
湖東	1	4	54	0	0	1	58	6
湖北	1	4	40	2	31	3	75	4
湖西	1	4	11	0	0	1	15	1
合計	7	34	143	7	101	14	278	50



【結果】

〈医療の提供〉

- 医療の提供に関しては、何よりも現場の第一線で対応していただいた全ての医療従事者並びにそれを支える様々なスタッフの皆様の尽力により、新型コロナウイルス感染症患者に対する適切な医療の提供を行うことができた。
- 新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っていない病院・診療所においても、一般患者の転院受入れや宿泊療養施設のオンコール対応、感染予防対策に基づく一般診療など、様々な形で必要な医療の提供に貢献いただいたことにより、必要な医療機能を維持することができた。

〈病床の確保〉

- 感染症指定医療機関を中心に、県内各病院が二次医療圏域を超えて患者を引き受け、厳しい状況の中で全県体制に御協力いただいたことにより新型コロナウイルス感染症に対する入院医療体制を維持することができた。
- 特に多くの患者受入れ病床を確保した病院には多大な貢献をいただいた。
- 県の始動の遅れから受入体制が整うまでに時間を要し、一時的ではあるものの患者数が確保病床数を上回り、自宅待機者が発生した。
- 重症化しやすいといわれる透析患者や特に不安を感じる妊婦、対応困難な重度の精神疾患を持つ者、医療的ケア児や重症心身障害児者が感染した場合等、特別な配慮を必要とする方への入院医療体制の整備が遅れた。
- 必要な病床を確保したところ、感染が収束傾向に転じたことから、結果的に、他の疾患等に係る医療体制を圧迫しているほか、病院経営への負担が生じている。

〈宿泊療養施設の設置・運営〉

- 軽症者を受け入れる宿泊療養施設の開設については、感染数のピーク時に何とか間に合い、重症者等に必要な病床を確保することができた。その一方で、始動の遅れから、短い準備期間となり、運営スタッフの人員確保に無理が生じたほか、医師・看護師等の確保には関係団体等に多大な御貢献をいただきながら困難な調整をお願いすることとなった。

【県民等の声】

- 県が4月に試算した新型コロナウイルス感染症の患者数と病床数の予測数値が、国の予測数値と大きく差があった。
- 病院収益は過去に例を見ない減少に見舞われており、その後も回復の兆しは見えず、長期的な収入の減少が予測される状況となっている。感染症対策に伴う様々な経費の増嵩が加わって病院経営は危機的状況にあり、その回復が喫緊の課題である。
- 救急患者の受入れにも、対応に要する時間や労力など各段に困難さが伴っている。
- 一般の診療所でも感染リスクがあり、休業となれば地域医療に多大な影響がある。
- 難病患者、医療的ケア児や重症心身障害児者が感染した場合の体制確保が必要である。

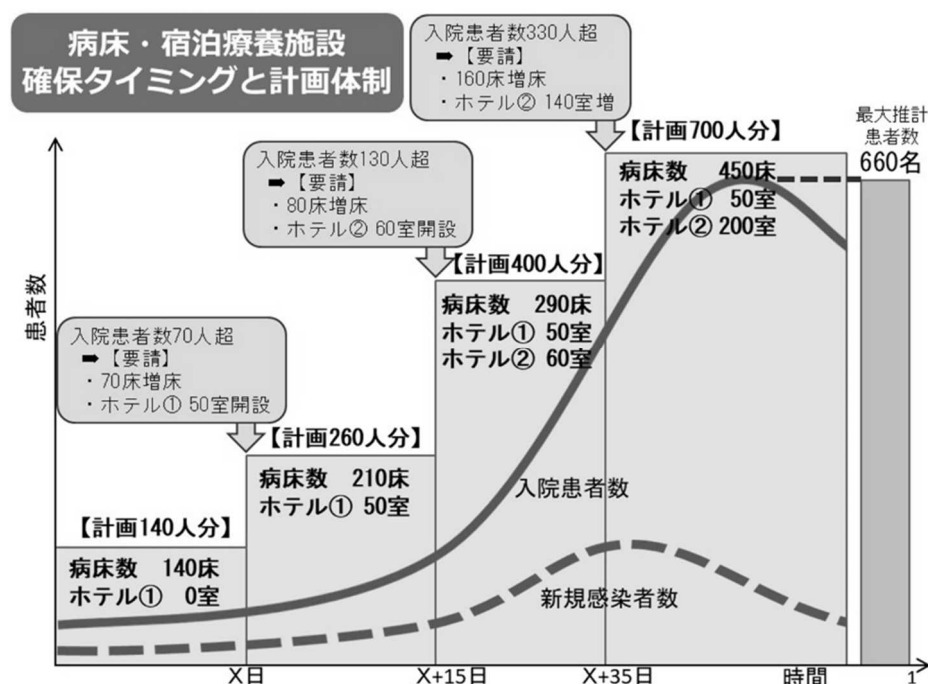
【課題】

- その時点で得られた知見に基づく最悪のシナリオとして必要病床見込み数2,000床としたが、第1波の感染状況とは乖離があった。
- 新型コロナウイルス感染症のような感染症対策の視点を含めた地域医療提供体制の検討や、入院医療だけでなく診療所での一次医療のあり方についての検討が必要となっている。

【今後の方向性】

- これまでの感染動向等を踏まえ、国が示す推計ツールも参考にしながら感染症の予測モデルを用いて必要な病床数を改めて試算し、無症状や軽症者を含むピーク時の感染者を660人と想定して、必要となる病床450床および宿泊療養施設250室を確保していく。
- 病床の確保に当たっては、感染が一定抑制されている時期には、確保病床数を140床程度とし、再度、感染が拡大していけば新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床に転換できるよう、感染のスピードと病院の準備期間を考慮したうえで、適切な時期に要請を行っていく。

- 医療機関・宿泊療養施設における準備期間を考慮し、入院患者数に対応した3つのタイミングで増床または宿泊療養施設稼働の要請を行う。



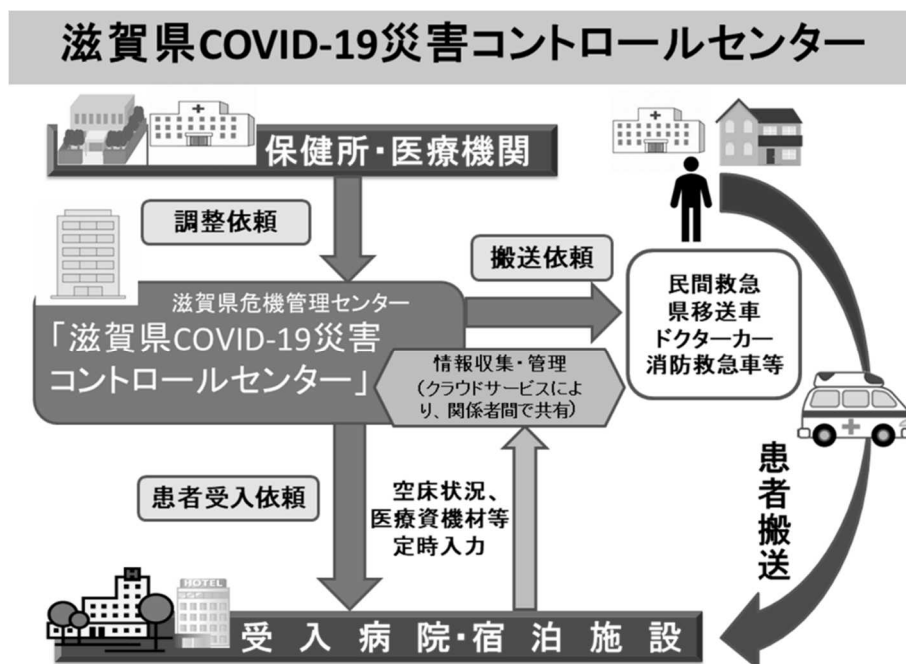
- 病床がひっ迫し重症者を優先的に治療する必要がある場合、重症化リスクがない者等については医師の判断により、直接、宿泊療養施設での療養を実施する。
- 国の新型コロナウイルス感染症対策本部では「軽症者や無症状者について宿泊療養(適切な者は自宅療養)での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化していく」との方針が示されており、今後も国の動向を注視しながら、必要な入院医療体制の確保に取り組む。
- 「病棟単位で新型コロナ患者あるいは疑い患者用の病床確保を行い、滋賀県 COVID-19 災害コントロールセンターとの入退院調整を円滑に行う医療機関」を重点医療機関として病床を確保する。
- 基礎疾患を有する者、救急、妊婦、透析、小児、がん、精神疾患を有する者、難病患者、医療的ケア児や重症心身障害児者等、特別な配慮を必要とする方に対する医療提供体制を確保する。
- 医療機関等に対するさらなる支援について早急に検討するよう国に対して要望していく。
- 医療機関等で働く医療従事者や職員の方々に心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付するとともに、検査や治療に必要な研修会の開催等を行う。

- 入院患者の受入れ病床に対する空床確保料や高度医療機器の整備に対する補助等により病院を支援するとともに、全ての病院や診療所に対して院内感染防止対策や診療体制の確保に必要な経費に対する補助を行い、患者が安心して受診できる環境づくりに取り組む。
- 国の新型コロナウイルス感染症対策本部では「新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の安定的な経営を確保するため更なる支援を行う」との方針が示されており、今後も国の動向を注視しながら医療機関への支援に取り組む。

4-(3) 医療提供体制-②患者の受入調整・搬送調整

【取組】

- 4月8日に「滋賀県COVID-19 災害コントロールセンター」を設置し、県全体の空床状況や人工呼吸器の使用状況等を一元管理して、限られた医療資源の有効活用を図った。
- 同センターでは、災害医療コーディネーターである医師や看護師等が、患者の重症度や生活環境、病院の空床状況等を勘案し、患者の受入調整および搬送調整を県全体で一元化して行った。



【結果】

- 県内医療機関、各消防機関、民間救急等から多大な御協力を得て、休日夜間を含めて迅速な入院・搬送調整を行うことができた。
- 災害医療コーディネーターによる迅速で適切な医療機関の選択と円滑な患者受入調整を行うことができ、保健所の業務の軽減も図ることができた。
- 様々な患者の対応策や望ましい医療提供体制の検討にあたり、災害医療コーディネーターの医学的知見や豊富な経験に基づく貴重なアドバイスを得られた。
- 消防機関との移送協力に関する協定や民間救急の活用等により迅速で安全な患者搬送を行うことができた。

【県民等の声】

- 患者数が増加した場合には、移送手段が不足することも予想される。
- 新型コロナウイルス感染症の疑い患者でPCR検査センターを受診する際に、高齢で自身は運転されず、協力していただける家族もない患者や移動が困難な在宅難病患者の移送手段に困る。

【課題】

- コントロールセンターの立ち上げ時には、既に圏域内での調整が困難な状況となっており、もう少し早く立ち上げるべきであった。
- 差し迫った現状の対応を優先して県から丁寧な説明を行うことができず、様々な関係機関との協力体制を速やかに構築することができなかった。
- 患者に関する情報について、関係機関と迅速に正確に共有することが容易ではなかった。
- 消防機関等に対して、移送業務に必要な資機材の提供が不十分であった。
- 多くの患者が一度に発生した際の搬送能力が十分とは言えず、多様な搬送手段を確保していく必要がある。

【今後の方向性】

- 関係機関に対し、必要な情報提供や意見交換等を行い、さらなる連携の強化を図っていく。
- 引き続き、民間救急を活用するほか、県移送車の拡充、タクシーの活用、自動車会社から無償貸与された搬送用特別仕様車の活用、消防機関等の協力などにより、患者搬送能力の拡充を図るとともに、搬送業務に従事する職員の確保により、保健所業務の軽減を図る。
- 移送業務に必要な資機材の確保を図る。

4-(3) 医療提供体制-③資機材の確保・供給

【取組】

- 医療機関、介護施設、障害者施設等において、3月初旬時点で医療用マスク(サージカルマスクやN95マスク)に数十万枚の不足があり、調達困難な時期が続いたことから県で確保に取り組むとともに、必要とする医療機関等に供給した。
- 医療用物資のうち、どのような種類の物資がどこにどれだけ不足していて必要なのかという情報がなかったことから、医療機関等に物資状況の把握を行った。



【結果】

- 県民や事業者に寄付を呼び掛け、多くの資材を確保することができた。
- 湖南省に設置した滋賀県誘客経済促進センターを通じ、中国の企業から大量のマスクを購入することができた。

【県民等の声】

- 個人のクリニックにはマスク等の物資が届かない。
- 訪問看護ステーションに対しても必要時には支援してほしい。
- マスクや防護服等の調達ルートと適正な在庫確保および物資の支援受付の広報について改善をお願いする。

【課題】

- 大量の物資の受入・配布を行うための膨大な情報等の整理が必要
- 医療機関については、「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)」を通じて医療資材の不足状況等を把握し、国からの配布が行われる仕組みができたが、一部利用のない医療機関もある。
- 緊急時等に必要な物資を、より迅速に供給できる体制が求められる。

【今後の方向性】

- 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)」の活用の周知徹底を図る。
- 診療所および訪問看護ステーションについて、県医師会、県歯科医師会、県看護協会等を通じて物資の配布を行う。
- 今後の感染状況の変化に十分対応できるよう、医療機関における一定の備蓄を推し進めるとともに、物資不足の申し入れがあった場合に、迅速に支援できるよう、県として一定の備蓄を行うとともに、物資の受け渡し拠点の拡充について検討する。
- 医療物資の寄付の受付を行う。
- データベース化による一元的な物資の管理を進める。

<主な医療用資機材の確保・供給状況>

							(9月1日現在)
	サージカルマスク (枚)	N95マスク (枚)	防護服 (枚)	ガウン (枚)	フェイスシールド (枚)	手袋 (枚)	手指消毒用アルコール (ℓ)
備蓄目標(※) (①+②)	630,000	16,000	5,000	111,000	22,000	4,015,000	4,080
①医療機関用	600,000	15,000	4,000	100,000	20,000	4,000,000	4,000
②宿泊施設等用	30,000	1,000	1,000	11,000	2,000	15,000	80
在庫量 (③-④)	462,000	29,000	17,000	83,000	21,000	397,000	240
③調達量	2,565,000	102,000	22,000	252,000	98,000	988,000	1,240
④配布量	2,103,000	73,000	5,000	169,000	77,000	591,000	1,000
備蓄達成率	73.3%	181.3%	340.0%	74.8%	95.5%	9.9%	5.9%

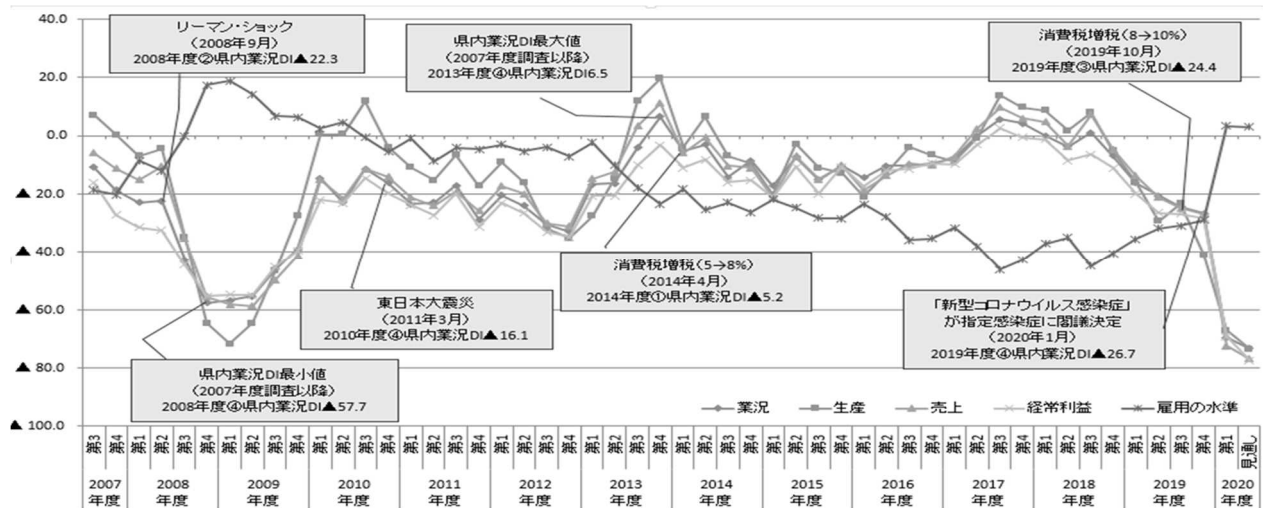
※WEB調査に基づき、医療機関への配布必要量(2か月分)を算出

(今後1週間あたりの想定消費量-先週1週間の物資の購入量)の4週平均値×4×2月

4-(4)経済雇用対策

●県内の経済・雇用の状況

<2020年度第1四半期(4~6月期)景況調査結果>



- 2020年度第1四半期の業況DIは▲69.6となっており、前回調査(2019年度第4四半期)から42.9ポイント低下し、リーマン・ショック時よりも業況感が悪化した結果となった。

※本調査でのDI(ディフュージョン・インデックス):「増加(好転・上昇・過剰等)」と回答した事業所数の構成比から、「減少(悪化・低下・不足等)」と回答した事業所数の構成比を差し引いた値。

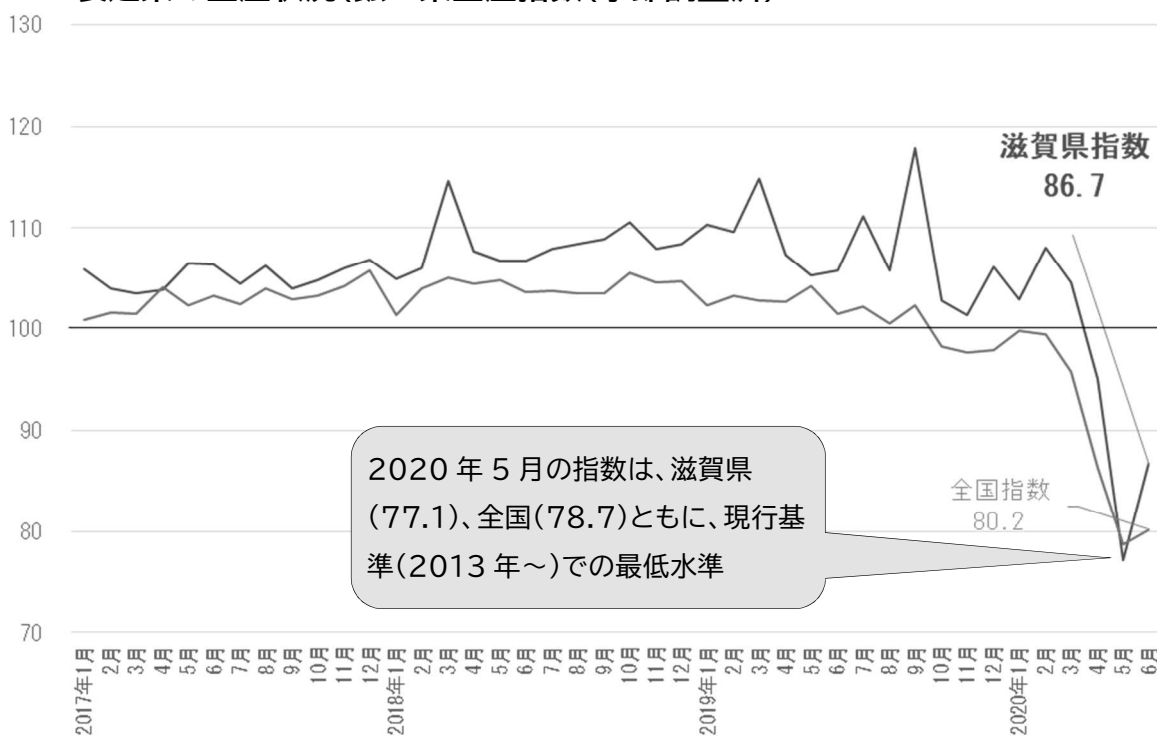
<内閣府「2020年4~6月期四半期別GDP速報」(8月17日公表)>

- 内閣府が8月17日に公表した「2020年4~6月期四半期別GDP速報」は物価変動の影響を除いた実質の季節調整値で前期比▲7.8%、年率換算では▲27.8%。マイナス成長は3四半期連続。

実質GDP項目別(前期比)

- ・個人消費:▲8.2% ・住宅投資:▲0.2%
- ・設備投資:▲1.5% ・公共投資:▲0.0%
- ・民間在庫(寄与度):公表なし

<製造業の生産状況(鉱工業生産指数(季節調整済))>



- 滋賀県の6月の鉱工業生産指数(季節調整済)は 86.7、前月比 12.5%増で4か月ぶりの増加となった。
(全国は 80.2、同 1.9%増で5か月ぶりの増加)
- 県の5月の生産は需要低下等、新型コロナの影響を強く受けて、全 13 業種のうち 12 業種が前月比マイナスになった。
- 5月下旬に緊急事態宣言が全面的に解除されたこともあり、6月は生産用機械工業が前月比 70.4%増、輸送機械工業が同 38.6%増になるなど9業種がプラスに転じ、回復の動きが見られた。

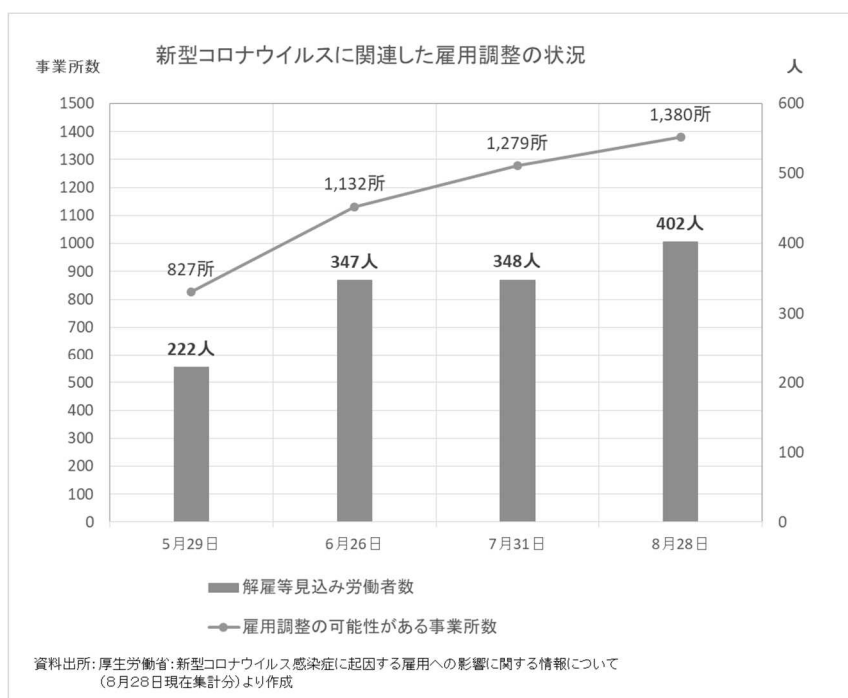
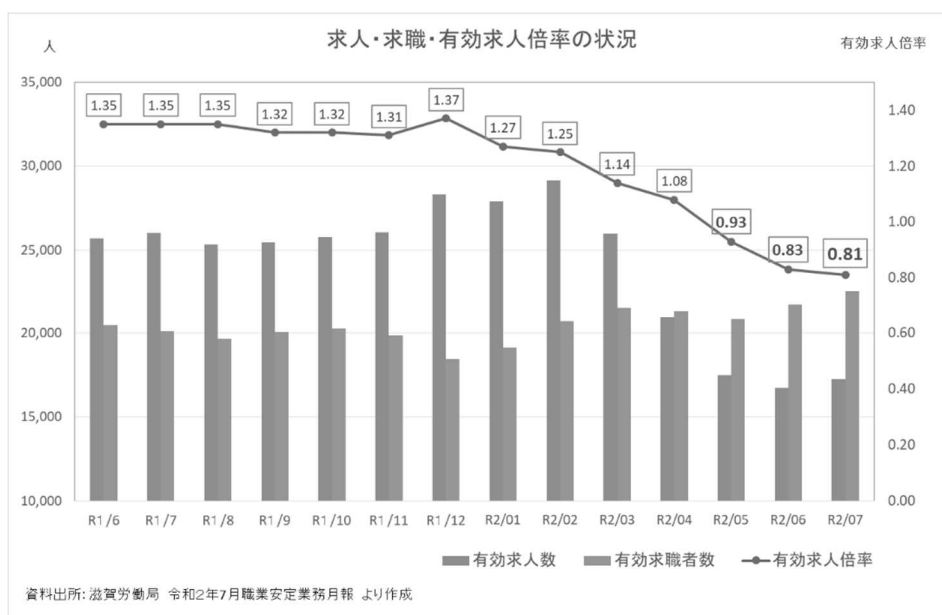
鉱工業生産指数(季節調整済)
(2015年=100、前月比:%)

	滋賀県	前月比	全国	前月比
2019年				
5月	105.3	▲ 2.0	104.2	1.5
6月	105.8	0.5	101.5	▲ 2.6
7月	111.2	5.1	102.2	0.7
8月	105.8	▲ 4.9	100.5	▲ 1.7
9月	117.9	11.4	102.4	1.9
10月	102.8	▲ 12.8	98.3	▲ 4.0
11月	101.4	▲ 1.4	97.7	▲ 0.6
12月	106.2	4.7	97.9	0.2
2020年				
1月	103.0	▲ 3.0	99.8	1.9
2月	108.1	5.0	99.5	▲ 0.3
3月	104.6	▲ 3.2	95.8	▲ 3.7
4月	95.1	▲ 9.1	86.4	▲ 9.8
5月	77.1	▲ 18.9	78.7	▲ 8.9
6月	86.7	12.5	80.2	1.9

2020年6月の滋賀県鉱工業生産指数の主な変動要因
(寄与度順)

	業種	前月比(%)	品目分類
上昇	生産用機械工業	70.4	半導体・フラットパネル ディスプレイ製造装置
	輸送機械工業	38.6	自動車・同ボデー、自動 車部品
低下	汎用・業務用機械工業	▲ 15.3	運搬装置
	窯業・土石製品工業	▲ 18.8	

<雇用状況(有効求人倍率、離職者の人数)>



- 本県の令和2年7月の有効求人倍率(季節調整値)は1を切った 5 月から 0.12 ポイント低下し 0.81 倍(全国 45 位)
- 新型コロナウイルスに関連した雇用調整の状況は悪化傾向で、8 月 28 日時点で雇用調整の可能性がある事業所数は 1,380 所、解雇等見込み労働者数は 402 人。

4-(4)経済雇用対策

-①事業者や労働者に向けた情報提供・相談等

【取組】

- 事業者や労働者からの労働相談の専用電話相談窓口を開設した。(2/28～)
- 商工会・商工会議所に対し、支援策等の周知や巡回指導を行うための人員や事務補助員等を増員した。
- 行政書士によるワンストップ相談窓口を設置し、事業者のみならず個人への相談にも対応するほか訪問支援を開始した。(7/17～)
- 上記の相談窓口や支援等に関する情報は、ホームページや広報誌等での案内に加え、商工会・商工会議所や経済団体、また士業団体(中小企業診断士協会、社会保険労務士会、行政書士会、税理士会)等も通じ周知を図った。

【結果】

<事業者・労働者からの専用電話相談窓口の相談件数>

296 件(うち 117 件は滋賀県労働相談所)※2/28～8/31 の実績

主な相談内容

労働者…職場や出張先での感染不安／休業時の休業手当、補償／
子供の監護のための休暇取得(休めない、特別休暇にならない)
事業者…休業や業績の悪化等に伴う補償・給付等(雇用調整助成金、持続化
給付金等)／休業要請に対する補償、休業の判断

<商工会・商工会議所の相談件数>

26,804 件(対前年同期比 5,081 件増)※4～6月の実績

<ワンストップ相談窓口の相談件数>

122 件 ※7/17～8/31 の実績

相談内容 受けられる支援策全般について…33%
持続化給付金や家賃支援給付金など国の支援策について…24%
新しい生活・産業様式確立支援事業(助成金)など
県の支援策について…20%

【県民等の声】

- 県と市町が一体となった支援を行うために可能な限り情報共有を図る必要がある。
- 情報の集約機能をさらに強化し、市町とも迅速な情報共有をされるよう徹底されたい。
- 仕事がなくなった人に寄り添って話を聞いてくれる窓口を設けてほしい。

【課題】

- 商工会、商工会議所の会員以外も含め、支援策を必要とする事業者や労働者に、漏れなく速やかに情報を届けること。
- ワンストップ相談窓口の認知度が低く、活用が十分になされていない。

【今後の方向性】

- 県ホームページや団体(商工会・商工会議所等支援機関、各種業界団体、士業団体等)を通じて、随時、速やかな情報提供を行う。
- 国、県、市町の広範な情報を集約したワンストップ相談窓口について積極的に活用されるよう、事業者のみならず個人の相談を受け付けていることや訪問支援を行っていることなど、その利便性を含めて広報する。
- 労働者の不安や心配ごとの相談を受け付ける労働・雇用関係の主な相談窓口の再周知を行う。
- 支援策等の周知や相談対応のための商工会・商工会議所の増員については、引き続き維持する方向で検討する。

4-(4)経済雇用対策

-②事業の継続に向けた資金繰り支援

【取組】

(8月28日現在)

- 他県に先駆けてセーフティネット資金の信用保証料をゼロとした。
- 新型コロナウイルス感染症対応資金の創設により、県内中小事業者の資金繰りを支援した。

県制度融資	申込件数 (件)	申込金額 (千円)
セーフティネット資金	2,437	65,623,757
新型コロナウイルス感染症 対応資金(5/1～)	9,695	166,199,062
合 計	12,132	231,822,819

- (信用保証料ゼロ、実質無利子・無担保)
- セーフティネット資金の信用保証料補助については、より有利な新型コロナウイルス感染症対応資金が創設され、当該資金への移行が進んだことから、8月31日で終了した。

【結果】

- セーフティネット資金および新型コロナウイルス感染症対応資金の申込状況は、申込件数約1万2千件、申込金額約2,300億円(8月28日現在)。
- 建設業、サービス業、製造業、小売業、飲食業の5業種が申込件数の大半を占め、8月に入っても申込件数は高い水準を維持。
- 中小事業者の資金繰りにおける負担について、セーフティネット資金の信用保証料ゼロにより約30億円、新型コロナウイルス感染症対応資金により約74億円、合計約104億円、1件あたり約86万円の信用保証料を軽減した。

【県民等の声】

- 現状の各種支援施策を引き続き中長期的に実施するとともに、今後は、困窮した事業者の事情に応じたきめ細かい対策を願いたい。

【課題】

- 想定を上回る資金需要(対象業種の広がりや資金確保ニーズ)が発生。特に新型コロナウイルス感染症対応資金で、滋賀県信用保証協会における保証審査に、通常時を上回る期間を要している。

(参考)滋賀県信用保証協会における保証審査状況

審査可能件数 1日約100件~110件

審査に要する日数 現在 8~10日(通常は5日程度)

最大 14~16日(6月4日~12日頃)

- 審査に要する日数の短縮化のため、滋賀県信用保証協会では、他部署からの応援により審査体制を通常時の2倍にして対応しているが、審査には一定の経験が必要となることから、これ以上の体制強化が困難。

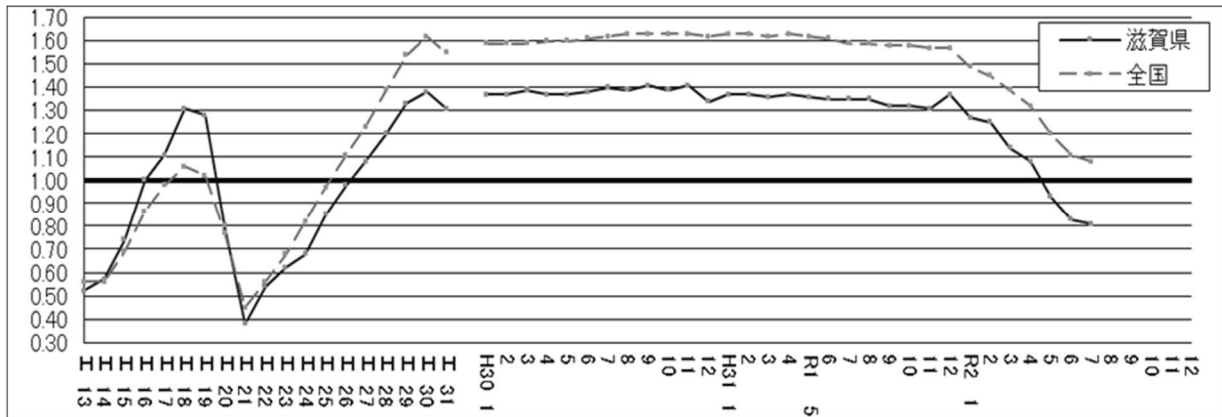
【今後の方向性】

- 依然として高い資金需要を受け、中小企業者の資金繰りに支障をきたさないよう、新型コロナウイルス感染症対応資金の資金枠の拡大を検討する。
- 融資申込受付機関(商工会議所、商工会など)や取扱金融機関と連携し、迅速な資金供給(融資実行)に努める。

4-(4)経済雇用対策

-③雇用の維持と確保に向けた取組支援

●有効求人倍率の状況



- 本県の令和2年7月の有効求人倍率(季節調整値)は1を切った5月から12ポイント低下し0.81倍(全国45位)。
- 有効求人数と有効求職者数(季節調整値)は18,332人と22,748人で、求人と求職の差が開いている。

【取組】

- 国に先駆けて雇用調整助成金への県独自の上乗せ制度を創設した。
- 5月に学生向け、7月に再就職希望者向けのWeb合同企業説明会を開催した。
- 6月1日に雇用調整助成金申請サポートセンターを開設した。
- 社会保険労務士が常駐し、事業者に対する電話相談や個別訪問を行い、雇用調整助成金の申請を支援している。
- 雇用を守る・つなぐ・創るを3本柱とした県の緊急雇用創出事業(31事業、約200名)を実施。

【結果】

- 国において、雇用調整助成金の助成率や上限額の引き上げが実施されたことから、県独自の上乗せは実施しなかった。
- Web合同企業説明会の実績・・・5月(3日間)30社 延べ724人
7月(2日間)35社 延べ195人

- 雇用調整助成金サポートセンターでの相談実績
 - 電話相談 195 件 訪問支援 32 件(6/1～7/31の間)
 - ※ハローワーク管内別相談件数(不明を除く)
 - 大津・高島 60 件、草津 22 件、甲賀 14 件、東近江 41 件、彦根 7 件、長浜 20 件
 - 主な相談内容
 - ・雇用調整助成金の制度概要を教えてください。
 - ・申請書類の書き方を教えてください。
 - ・シフト表や給与明細の整理と助成金対象日の確定
 - ・休業手当の計算方法に対する助言
 - その他
 - ・県内雇用調整助成金申請件数が 20 倍増
540 件(5 月末時点) →10,785 件(8 月末時点)

【県民等の声】

- 今後、派遣切りや解雇等の雇用状況のさらなる悪影響が生じる可能性があることから、支援施策の継続的な実施を願いたい。
- Web を活用した企業説明会を引き続き開催してほしい。
- 雇用のミスマッチの解消に向けて、行労使(行政、労働者、使用者)が連携した取組ができないか。
- 滋賀県の有効求人倍率は全国でも低位のままであり、政策の成果が全く表れていないのではないか。

【課題】

- 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が単年度執行であるため、複数年の雇用継続を前提とした雇用創出が実施できない。
- 状況が刻々と変化する中で、直近の雇用情勢を把握できる公表データが少ない。
- 今後の雇用情勢の悪化に備えて、更なる雇用対策が必要。

【今後の方向性】

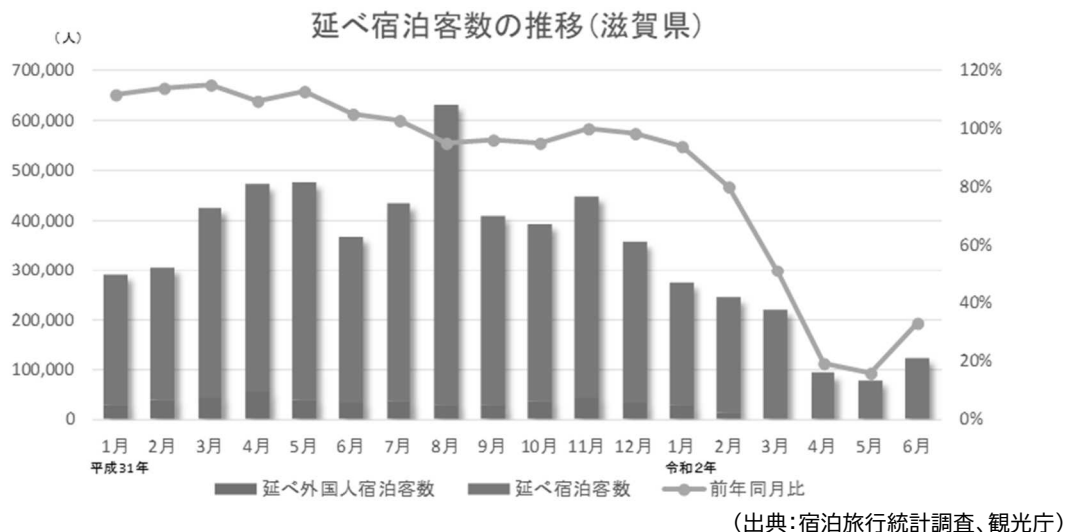
- 柔軟な複数年度執行や基金造成の要件緩和を国に要望していく。
- 情報の共有と連携により、行労使(行政、労働者、使用者)が「失業なき労働移動」により雇用の維持を図る手法について検討していく。

- 求人を増やし雇用につなげるため、新型コロナウイルス感染症の影響等による離職者を正規雇用することに対し、事業主にインセンティブを与えることで早期の再就職につなげる等の支援策を検討する。

4-(4) 経済雇用対策

-④ 感染状況を踏まえた事業者支援

● 観光産業への取組支援



- 感染の拡大に伴い、令和2年2月以降急激な落ち込みとなっている。

【取組】

- 大きな打撃を受けた観光・物産関連産業に対しては、感染の状況に応じた段階的で先を見据えた支援を展開。
- 感染状況を踏まえ、まずは、宿泊施設の感染症対策等を支援するとともに、県民による県内観光振興、Web物産展による県産品販売、国のGoToキャンペーンと連動した誘客施策等を実施。
- 補正予算の措置状況や、取組施策について市町と情報を共有。

【結果】(数値は8月末時点)

- 宿泊施設の感染症対策等への支援により、174事業者が対策を実施。
- 県民のビワイチ体験に向けたレンタサイクルへの助成により、約5,000台利用見込み。
- Web物産展により、211店舗が1,598商品を販売し、約9,700万円を売上。
- 7月22日からGOTOキャンペーンが開始。このキャンペーンと連動した県内宿泊者に対するクーポン付きガイドブックにより約2万5千泊の県内宿泊需要を喚起。

【県民等の声】

- 県民や近畿地方在住者に限る宿泊キャンペーンを実施してほしい。
- 観光振興や誘客施策に関しては、市町とさらに緊密な連携を取ってほしい。

【課題】

- 感染状況に応じた柔軟かつ機動的な誘客施策の実施と、新型コロナウイルス感染症収束後の迅速な観光需要回復に向けた準備を進めておくことが必要である。

【今後の方向性】

- 安全安心で滋賀らしい誘客促進に向けた受入環境を整備し、まずは県民による「旅の地産地消」や関西圏・中京圏など近距離からの誘客を図る。
- 市町と緊密な連携のもと、「適度な疎」などの特性を活かした「滋賀らしいニューツーリズム」の展開を図る。

●農畜水産業への取組支援

【取組】

- 宅配料金等の助成などを通じて、県産の農畜水産物の流通・消費を勧める「いまだから地産地消キャンペーン」を実施。
- 水産加工業者・養殖業者の販売量の減少に対し、増加した在庫分の管理手数料への支援を実施。
- ふるさと観光大使と連携し、販路が減少している農畜水産物について、通販会社の企画を通じた販売促進を実施。
- 近江牛購買者を支援し、食肉市場の活性化を図り、取引頭数の増加や近江牛ブランドの維持を図る近江牛市場流通活性化緊急支援事業を実施。

【結果】（数値は8月18日時点）

- 県産農畜水産物生産者（団体）53事業者に、当該キャンペーンに参加いただき、県産の農畜水産物の流通・消費を促した。
- 水産加工業・養殖業団体の加工品等について、営業倉庫での保管約14トンに対し管理手数料を支援し、漁業者への影響抑制を図った。
- 近江牛、近江しゃも・黒鶏・近江の地酒について、通販会社の企画を通じて合計12,893点を販売した。

- 近江牛の平均価格（去勢・A5、せり）およびと畜頭数が改善した。

	R2.4	R2.7
平均価格 (去勢・A5、せり)	2,096円/kg (対前年比▲32.1%)	2,553円/kg (同▲11.3%)
と畜頭数	465頭(同▲23.9%)	677頭(同+11.1%)

【県民等の声】

- 県産の農畜水産物を消費すべき。
- 食料の円滑な供給が可能な仕組みづくりを構築すべき。
- 需要構造と供給構造がどう変化したのか捉える必要がある。

【課題】

- インバウンドや外食需要の減少、海外輸出の減少により、農畜水産物の価格や消費が総じて低迷している状況が続いている。

【今後の方向性】

- 引き続き、県産農畜水産物の需要喚起と生産者の経営継続に向けた支援を行う。
- 需要喚起については、近江牛・湖魚等の学校給食への提供、輸出・インバウンドの変化に対応した施設整備への支援の他、マーケットの調査分析等の取組を進める。
- 生産者の経営継続に向けては、農業者の収入保険料の負担軽減や肉用牛肥育経営安定交付金の上乗せの延長による支援などを実施する。

●交通事業者への取組支援

【取組】

- バス事業者に対する運行費補助について、従来、年度末に交付していたが、交通事業者の資金繰りを支援するため、特例として概算払により早期に交付できる制度を創設した。
- 交通事業者が行う新型コロナウイルス感染症対策と利用者が減少する中での運行の維持を支援する補助制度を創設した。

【結果】

- 利用者の大幅な減少により交通事業者の経営は大変厳しい状況となっていたが、これらの制度により、資金繰りを支えるとともに、感染症対策の推進と運行維持を図ることができた。

【県民等の声】

- 「各事業者とも資金繰りに苦しんでいる中で、こうした制度は大変ありがたい」といった声が、各事業者・滋賀県バス協会、滋賀県タクシー協会等から寄せられている。
- 公共交通(路線バス, 地域の鉄道, タクシー, 及び観光バス等)の状況について情報収集し、今後の対策を行って欲しい。

【課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中で、「新しい生活様式」に対応した運行の高度化や効率化に資する取組への支援が求められている。

【今後の方向性】

- 交通事業者による運行の高度化や効率化に資する取組への支援を検討するほか、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、適時必要とされる支援を行う。

●その他、全般的な事業者支援

【取組】

- 国が実施する支援制度(持続化給付金、家賃支援給付金)の活用推進。

持続化給付金の支給状況(全国データ・8/6時点)

申請受付: 約316万件

給付: 約294万件、約3兆8,320億円

※さらに約80万件程度の給付が必要になると想定されることから、9,150億円を予備費で措置。

- 滋賀県新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金など中小・小規模事業者の事業継続に向けた取組の支援を実施。

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金

補助対象：人材育成、販路開拓等

第1次募集：106件、第2次募集：712件（第1次・第2次合計 約3億7,452万円）

【結果】

- これまでの累次の補正予算により経済対策を講じ、業種横断的な支援および製造業・地場産業等業界ごとの支援を行い、事業者の事業継続を支えてきた。
- 経営力強化補助金により、ホームページ等を活用した非対面型ビジネスが進展。

【県民等の声】

- 大多数を占める中小企業者にとって、直面する喫緊の課題は、事業継続に向けた支援である。

【課題】

- 新型コロナウイルス感染症による影響は、あらゆる業界に対し多大な影響が長期間にわたることが想定される。
- 持続化給付金について本県での給付実態が不明であるなど、国の支援施策が県内にどう行き渡っているかが不明である。（地域別や業種別のデータ開示を経済産業省に要望中）

【今後の方向性】

- 依然として高い資金需要を受け、中小企業者の資金繰りに支障をきたさないよう、新型コロナウイルス感染症対応資金の資金枠の拡大を検討する。
- 国の支援状況を踏まえ、今後とも事業継続につながる業種横断的な支援と業界ごとの支援を組み合わせ、切れ目ない事業者支援を進める。
- 業界ごとの支援としては、例えば地場産業の産地の生産体制の強化や販路拡大の取組を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえて今後必要となる新たな技術開発を促進するなど、県内企業の競争力強化を図る。

4-(5)生活支援対策-①生活困窮者への支援

【取組】

- 休業や失業等により、一時的または継続的に収入が減少している世帯が増加していることから、生活福祉資金貸付制度により支援している。
- 県社会福祉協議会は、緊急小口資金等の特例貸付を実施している。

【結果】

- 緊急小口資金等の特例貸付について、リーマンショック時3年間の合計貸付件数を大幅に上回っている。

	リーマンショック時3年間 (平成21～23年度)		本年度 (受付開始3月25日～8月31日現在)	
	貸付決定件数	貸付金額	貸付決定件数	貸付金額
緊急小口資金	1,158件	106,723,000円	8,387件	1,566,561,000円
総合支援資金	1,269件	1,390,679,000円	6,071件	3,838,416,000円
計	2,427件	1,497,402,000円	14,458件	5,404,977,000円

【県民等の声】

- 緊急小口資金等の特例貸付を必要としている方は引き続き多い。
- 緊急小口資金等の特例貸付について、貸付件数が多く、対応人員の充実が必要である。

【課題】

- 当初の予想を上回る貸付となっていることから、事業実施方法などの見直しが続けられている。
- 生活困窮となった借受者のうち、自立に向けた支援を要する方がいる。

【今後の方向性】

- 必要な原資を確保できるよう、国へ引き続き要望していく。
- 生活資金を必要とする方に必要な情報が行き渡るよう、引き続き発信していく。
- 市町社会福祉協議会と自立相談支援機関、福祉事務所が連携し、切れ目ない円滑な支援を行っていく。

4-(5)生活支援対策-②子育て世帯への支援

【取組】

- 保護者が感染した場合に、保護者が入院する医療機関への一時保護委託や子どもが生活するサテライト施設の確保により一時保護を行う体制を整備した。
- 「ひとり親世帯臨時特別給付金」の給付や「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の償還猶予を行い、経済的支援を行っている。
- 県民から寄付を募り、困窮世帯の子どもたちにプレゼントを届ける「滋賀の子どもほほえむ力サポート事業」を実施している。
- 「子ども版・新しい生活様式」の策定にあたり、県下全域の様々な年齢層の子ども等から、幅広く意見を聴いた
- 保育所等については、緊急事態宣言中も家に一人でいることができない子どもなどが利用するため、国からは原則開所の要請があった。県では、感染拡大防止のため保育の提供の縮小を検討するよう要請するとともに、医療従事者など社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な子どもの対応を要請した。
- お弁当の配布などの工夫により子ども食堂を継続する運営者に衛生用品等を配布した。

【結果】

- 保護者が感染した時も、子どもを保護者の入院している医療機関に一時保護委託することで、保護者が安心して治療に専念できる。
- 給付金の支給や貸付金の償還猶予は、生活困窮するひとり親家庭の直接的な経済的支援となり、生活費や学費を補填することとなった。
- 子どもの意見や専門家の意見を踏まえた「子ども版・新しい生活様式」を策定するための官民共同で取り組む体制ができた。
- 保育所等の開所により、医療従事者など社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者を支えることができた。

【県民等の声】

- 知事への手紙やアンケート等を通じ、経済的な支援を求める声が寄せられたり、生活資金の緊急貸付に窓口である社会福祉協議会に困窮している声が届いたりしている。
- 休校や外出自粛等の影響により、虐待の潜在化を懸念する報道がされている。

【課題】

- 外出自粛や経済・雇用情勢の悪化などにより、DV や児童虐待の増加が懸念されることから、迅速な対応が求められている。
- 保育所等での保育の実施にあたっては、抱っこやスキンシップなど「3密」を避けることができず、感染防止対策の徹底が必要。また、保育士等の感染リスクと精神的に多大な負荷がかかる。
- 子ども食堂の安心・安全な運営継続が困難なことから子どもたちの居場所を確保するための対応が求められている。
- 国の定める「新しい生活様式」は、子どもにわかりにくく、実践が難しい。

【今後の方向性】

- ひとり親家庭の安定的な暮らしを維持するために、引き続き必要な情報を提供するとともに、経済的支援を継続する必要がある。
- DV や児童虐待を予防するため、新型コロナウイルスの感染防止に配慮のうえ、SNS 等を活用した相談支援体制を整備する。
- 保育所等での感染予防対策として、感染症対策の研修会の受講や必要な衛生用品・備品の購入や備蓄を行う。
- 子ども食堂での感染予防対策として、感染症対策の研修会の開催や衛生用品等の備蓄を行い、運営者等の不安を払拭し、子どもの居場所を確保する。
- 影響を受けた子どもたちの実情を把握するとともに、感染症を正しく理解し、生き生きと過ごせるよう「子ども版・新しい生活様式」を策定し普及する。

4-(5)生活支援対策-③妊産婦への支援

【取組】

- 妊婦が新型コロナウイルス感染症を疑う場合の産科医療機関等の対応の流れや陽性妊婦の妊娠リスクに応じた受け入れ入院医療機関を明確化するとともに、その調整を円滑にするためリエゾンを指定し、陽性妊婦の受け入れ体制を整備した。
- 陽性妊婦の受け入れ体制整備については、周産期医療検討部会を開催し部会員からの意見を取りまとめるとともに、各病院長へ説明し合意を得るなどして確実な体制整備に努めた。
- 不安を抱える妊産婦の相談窓口として「滋賀県子育て・女性健康支援センター」を位置づけて広報した。
- 妊婦の主治医が総合的に新型コロナウイルス感染症を疑うと判断した場合には、ウイルス検査の依頼ができるよう帰国者・接触者相談センターに「医療機関専用ホットライン」を設置した。
- 分娩を取り扱う医療機関に対して、感染予防対策が取られるよう、ゴーグル、マスク、ガウン等を配布した。
- 分娩を取り扱う医療機関に里帰り出産や分娩時の対応、分娩時の感染予防策、新生児の対応などを確認した。
- 市町を通じ妊婦に対しマスクを配布できるよう、その必要数の取りまとめを行った。

【結果】

- 陽性妊婦の受け入れ体制を整備したことで、滋賀県コントロールセンターが、陽性妊婦の入院医療機関調整が円滑にできる。
- 帰国者・接触者相談センターの他に、不安を抱える妊産婦が妊婦や産婦の特性を踏まえて専門職が相談対応できる窓口を明確化したことで、状況に応じた相談が可能になった。
- 妊婦の主治医の判断でウイルス検査の依頼ができるよう、ホットラインを設置したことで、検査が円滑にできるようになった。
- 産科医療機関に対する衛生材料の配布により、感染予防策を講じることができるよう支援ができた。

【県民等の声】

- 知事への手紙等を通じ、他者からの感染の不安、感染した場合の治療、出産できる医療機関、立ち合い分娩の中止、妊婦 PCR 検査等について意見や要望が寄せられている。

【課題】

- 陽性や濃厚接触者になった妊産婦の不安に対する支援が必要
- 不安を抱える妊婦に対して、不安軽減のために適切な情報提供を行った上でのウイルス検査の実施体制の確立が必要
- 妊婦の他者からの感染予防対策の徹底が必要
- 産科医療機関の感染予防対策のさらなる徹底が必要

【今後の方向性】

- 妊産婦の相談対応を行う者が、正しい知識や育児技術、精神心理的ケアを提供することで不安の解消を行えるよう妊産婦や乳幼児に関わる支援者の資質の向上を図る。
- 陽性となった妊産婦が退院後も継続的な支援を要すると本人や関係者が判断した場合、迅速かつ適切に対応できる体制を確立する。
- 不安を抱える妊婦に対し分娩前に行うウイルス検査について、妊婦自身が利益・不利益を十分認識し同意した上で安全に実施できる体制を確立するとともに、検査費用を助成する。
- 無症状病原体保有者妊婦、濃厚接触者妊婦の受け入れ入院医療機関について、周産期医療検討部会を開催し部会員からの意見を取りまとめ、明確化していく。
- 妊婦および家族が不安を軽減し、感染予防対策が行えるよう産科医療機関や市町を通じて正しい情報提供を行う。

4-(5)生活支援対策-④高齢者等への支援

【取組】

- 福祉施設や介護サービス事業者等へ、マスク等衛生用品を配布した。
- 利用者や職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でも介護サービスが継続して提供できるよう支援した。
- 要介護高齢者の家族が感染した場合であっても、在宅サービスが継続して提供できるよう支援した。

【結果】

- 一定の数量の衛生用品を確保することができた。
- 利用者受け入れにかかる職員を確保することができた。

【県民等の声】

- 社会福祉施設でクラスターが発生することも想定して、関係機関がどのような連携を取るのか、詳細なシミュレーションに基づく対応策が必要。
- 介護事業所にコロナ感染者・濃厚接触者が発生した場合、その事業所を利用されている在宅難病患者はヘルパーなどを利用できなくなることから、生活に支障がでないための対応が必要。
- 感染拡大を見据えて、介護保険サービスが継続して提供できるよう、早急に必要な対策を講じるべきである。
- 外出自粛等により、高齢者の運動不足、会話不足、認知機能の低下、免疫力の低下などが懸念されることから、健康二次被害への対策が必要。
- 健診(検診)事業の提供を中止するあるいは縮小することで、疾患の把握の遅れなどにより人命に深刻な影響を及ぼす可能性がある。

【課題】

- 家族が感染した場合にも、在宅高齢者が必要な介護保険サービス等を受け続けることが出来るよう、サポート体制を講じる必要がある。
- 重症化しやすい高齢者が多く在籍する介護保険施設等でのクラスター発生も見据えて、事業所間の応援体制を整備する必要がある。

- 外出頻度の減少等による体力・認知機能の低下や、地域や人とのつながりの減少により孤立を招く可能性などがあり、これらの状況を想定した心身の健康づくりや支え合いのまちづくりを進める必要がある。
- 県民および健診(検診)実施者に対し、健診(検診)の必要性を伝えていく必要がある。

【今後の方向性】

- 感染拡大が発生した場合でも適切な介護サービス等が提供できるよう、平時における感染拡大防止の取組に加え、緊急事態への備えをするよう関係施設等へ助言および周知を行う。また、緊急事態に備えた介護関連事業者間の応援体制を構築する。
- 感染症対策を徹底したうえでの介護保険サービスを継続して提供するため必要となるかかり増し経費を助成する。
- 介護施設等の簡易陰圧装置の整備費用に対して助成する。
- 在宅サービス事業所における感染症対策のための環境整備に要した経費の一部を助成する。
- 在宅サービス事業所がサービス利用休止中の利用者への利用再開支援を実施する際に要する経費の一部を助成する。
- 日常の介護予防事業等を通じた地域の助け合い・見守りの関係づくり、感染予防のための健康教育、支え合いのあり方の多様化など、高齢者を支える取組の深化を図っていく。
- 健診(検診)の見合わせについては、疾患の把握などの遅れにより人命に深刻な影響を及ぼしかねないことから、県民に対し、感染症対策を取ったうえでの受診啓発を行う。

4-(5)生活支援対策-⑤障害者への支援

【取組】

- コロナの影響を受けて困っている障害のある方等の相談を受ける窓口を障害福祉課内に設置した。
- 知的障害のある方等に感染防止対策への理解を深めていただくことを目的にリーフレット(電子版)を作成した。
- 聴覚障害者の医療機関の受診など手話通訳者等の同行が困難な場合に、スマートフォン等を使用した遠隔手話サービスの提供や訪問入浴サービス体制強化の支援事業を創設した。
- 障害児者やその家族等の支援者が新型コロナウイルス感染症に感染し、病院スタッフ以外の支援が必要となった場合や自宅での過ごしが困難となった場合に、緊急的に支援ができる体制や一時的な生活の場を確保する事業(在宅生活困難障害者等支援事業)を創設した。
- 障害福祉サービス事業所の生産活動を支援するため、固定経費等に対する補助事業を創設した。

【結果】

- 相談窓口の設置やリーフレット作成については、早急に対応することができた。
 - 相談実績:14件(8月31日現在)
- 創設した支援事業(遠隔手話サービスの提供や訪問入浴サービス体制強化、在宅困難障害者等支援、障害福祉サービスの生産活動支援)については国との調整等に時間を要しており、運用を開始できていない。

【県民等の声】

- 障害児者が感染者や濃厚接触者になった場合の当事者の生活支援や場所の確保、支援者の調整をしてもらいたい。
- 障害者施設でクラスターが発生した場合等の支援や、その影響で施設の利用が困難となる障害者の日中の居場所の確保をしてほしい。
- 障害福祉サービス事業所の生産活動収入の減少に伴い、作業に従事する障害者の工賃が減少している。
- 障害児者等に対する感染予防等のわかりやすい情報提供をお願いしたい。

【課題】

- 障害児者が感染者や濃厚接触者となった場合の緊急的な支援の実施のために必要となる受入先の確保や人的支援等について、地域における関係機関との事前調整を進める必要がある。
- 障害者施設でクラスターが発生した場合の対応や支援方策等を整える必要がある。

【今後の方向性】

- 障害児者が感染者や濃厚接触者となった場合や障害者施設でクラスターが発生した場合に、関係機関と連携した対応が行えるよう事前の調整を進めるとともに、遠隔手話サービスや訪問入浴サービス体制の強化、在宅困難障害者等支援事業といった支援制度を整える。
- 精神障害や強度行動障害など障害特性に対応できる受入医療機関等の確保に向けた関係機関との調整を進める。
- 障害福祉サービス事業所の生産活動への支援を進める。

4-(5)生活支援対策-⑥外国人県民等への支援

【取組】

- しが外国人相談センターで外国人県民等からの新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を実施した。
- 外国人県民等の困りごとを聞き取り、相談窓口につなげるため、多言語対応のキャラバン隊を県内市役所等に派遣した。
- 県内の外国人学校や県内大学の留学生窓口に対し、マスクや食料の物資支援を実施した。
- 県が発表する新型コロナウイルス感染症関連情報について多言語で情報発信を行った。

【結果】

- 外国人県民等からの医療に関する相談には関係機関と連携を取って対応した。また、相談内容に応じた各種支援情報の提供も行き、幅広い相談支援を実施した。

＜しが外国人相談センターにおける新型コロナウイルス感染症に関する相談件数＞
200件(2/25～8/31)

- キャラバン隊を派遣することにより、外国人県民等の困りごとに対して支援窓口へつながり支援をするとともに、しが外国人相談センターのPRを行うことで、気軽に利用できる相談窓口の存在を伝えることができた。

＜キャラバン隊の派遣回数＞

8市2町の14か所に25回(6/4～8/31)

- マスク18,000枚と食料品約2,700点を県内外国人学校4校および県内11大学の留学生窓口等に配布し、生活に不安をかかえる児童、生徒、学生等の支援につなげた。



- 知事メッセージや県からのお知らせ、各種支援情報について、(公財)滋賀県国際協会のHPやFacebookで多言語に翻訳して発信した。

<多言語による情報発信回数>

112回(2/4~8/31)

【県民等の声】

- 多くの大学の留学生窓口から、物資を留学生支援に有効に使うとの声があった。また、滋賀医科大学からは留学生の寄せ書きとお礼の副知事表敬訪問があった。
- 外国人学校からも感謝の声を得られ、県民からも知事への手紙に賛同の声が寄せられた。
- 在住外国人に対する支援の視点が必要。

【課題】

- 生活に困窮し、支援を必要としている外国人県民等に関する情報をどのように把握するか。
- 困りごとがあっても相談に来られない、または相談先を知らない外国人県民等について、支援につなげるための方策が必要

【今後の方向性】

- 外国人労働者を多く雇用している企業や市町国際協会と連絡を取り合い、実態を把握していく。
- 一人でも多くの外国人県民等の支援が行えるよう、キャラバン隊を市役所等だけではなく、外国人県民等が多く集まる場所や機会に派遣し、より近くで困りごとの聞き取りや相談窓口の情報発信を行えるようにする。
- しが外国人相談センターにおいて、引き続き細やかな相談対応を行い、キャラバン隊と連携して相談後のフォローアップにも努める。
- あわせて、留学生等を対象とした就職支援や外国人県民等への食料品の提供などを行う民間団体の取組を支援することにより、外国人県民等に寄り添った支援の拡充を図る。

4-(5)生活支援対策-⑦大学生への支援

【取組】

- 一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアムと連携して県内大学等の状況把握に努め、必要とされる支援に取り組む。
- 滋賀県立大学における遠隔授業の環境整備や感染拡大防止、大学独自の授業料減免措置の拡充について支援に取り組む。

【結果】

- 県内大学等の対応状況について情報共有を図るとともに、学生向け経済的支援制度等について県内大学や県ホームページを通じて周知に努めた。

<大学の対応状況確認内容>

入学式の開催、授業開始日程、就職活動への影響、学生への経済的支援状況、留学生の受け入れ状況、学生への注意喚起状況、イベント中止等

- 本県出身の学生および県内の大学等に在学する学生のうち、生活に困っている一人暮らしの者を対象に、県との包括的連携協定締結企業や一般社団法人トラック協会、県内大学等の協力を得て、近江米等の食料品の無償提供を行った。

<提供実績>

県内大学等の一人暮らしの学生・留学生	2,000名
本県出身で県外に進学している一人暮らしの学生	2,500名
滋賀県立大学独自の食料支援(5回)	延べ 983名

- 滋賀県立大学では、遠隔授業に使用するパソコンやモバイルルーターを持たない学生に対し、これらの機器を貸し出す体制を整えることができた。



【県民等の声】

- 近江米等の食料品の支援に対し、学生や保護者から「心温まる支援に感謝」、「力強いメッセージに元気と勇気をいただいた」といった声が多く寄せられた。
- 大学関係者から「適切な情報提供や支援が行われた」という評価をいただいた。
- 滋賀県立大学においては、学生から遠隔授業の実施方法について改善を求める声があった。

【課題】

- 県内大学等の学生の困り事について、引き続き情報収集に努め、大学との共有等対応していく必要がある。

<大学における学生相談の主な内容(5月時点)>

オンライン授業等の授業履修に関すること、授業料や奨学金等の経済面に関すること、就職活動、友達ができないことや課外活動の見通しが立たないことへの不安・不満等

<民間アンケート調査結果(回答者数:111名)(5月時点)>

生活に対する不安 78.4% 経済的(金銭面)影響 36.9%
大学の救済措置が不明 74.7% 授業・サークル活動への影響 57.7%
就職活動への影響 55%

- 対面での授業開始や部活動等の再開に伴い、学生の集団生活等の実態把握を行い、クラスターの未然防止を図る必要がある。

【今後の方向性】

- 支援を必要とする学生に必要な情報が行き渡るよう、引き続き、県内大学等や環びわ湖大学・地域コンソーシアムと連携し、支援制度等について周知していく。
- 滋賀県立大学については、今回の遠隔授業に関する検証も踏まえ、より効果的な授業ができるよう必要な支援を行っていく。

4-(5)生活支援対策

-⑧消費生活相談、特殊詐欺・悪質商法等への注意喚起

【取組】

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う悪質商法・消費者トラブルの相談受付。
- 電話相談、ネット相談の利用呼びかけ、5/1～オンライン相談を開始。
- 新型コロナウイルスを口実にした特殊詐欺・悪質商法について注意喚起。
 - 県ホームページ、しらがメール、県広報誌、新聞、テレビ、チラシ配布等
- ネットトラブルの増加を踏まえた動画教材の作成・配信

【結果】

- 新型コロナウイルス関連の消費生活相談件数 825 件(R2.1～6 月分 県・市町計)

【課題】

- 外出自粛の影響により通信販売のトラブルが増加したため、重点的な注意喚起が必要。
- 街頭啓発や出前講座など対面での啓発活動が困難になっている。

【今後の方向性】

- 来所せずに相談できる電話相談、ネット相談・オンライン相談について周知を行う。
- 通信販売のトラブルや相談状況を踏まえた新たな悪質商法の手口などについて迅速な注意喚起を継続する。
- より多くの県民に情報発信できるよう関係団体・事業者との連携やオンライン動画等の活用により、情報提供体制の充実を図る。

4-(6)学校教育-①学校の臨時休業とその後の対応

【取組】

- ～2/28 県内の感染発生に備え、児童生徒の感染予防対策等の検討・準備を行った。
- 3/2～3/24 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の臨時休業要請を受け、2/28 に臨時休業を決定した。
- 4/13～5/6 感染経路不明の感染者増加など、本県の感染状況を踏まえ、4/8 に臨時休業を決定した。
- 5/7～5/31 感染者が増加傾向にあるなど、本県の感染状況を踏まえ、4/27 に臨時休業延長を決定した。

【結果】

- 県立学校を上記の期間、臨時休業することにより、学校を起点とする感染拡大は発生しなかった。
- 県立学校では、3密を避けるなどの感染防止対策を行ったうえで卒業式や入学式を実施した。
- 市町立の学校においては、国からの通知や県立学校における取扱いを踏まえて市町において判断され、休業が実施された。卒業式や入学式は実施された。
- 特別支援学校の一時的対応により、臨時休業中の児童生徒の居場所を確保した。(1日最大260人)
- 放課後デイサービスへ教職員を派遣するなど、福祉関係機関との連携を進めた。
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」などを踏まえた、感染症対策を実施した。
- 部活動の取組支援や、スクールサポートスタッフの配置、感染症防止対策に向けた資材等を整備した。

【県民等の声】

- 児童生徒の安全・安心のため、臨時休業の実施、また、感染症対策を徹底した上で、学校教育活動の継続を求める声があった。
- 学校行事や部活動の大会など、子どもの活躍や体験の場をなくさないでほしい。
- 新しい生活様式に対応した学習環境整備が必要である。
- 県立や市町立によって、臨時休業の対応に違いが出ないようにしてほしい。

【課題】

- 学校の臨時休業措置について、臨時休業の期間や実施地域の妥当性の検討。
- 児童生徒の安全と学びの保障との両立に向けた対応策の検討。
- 臨時休業中の県立特別支援学校の児童生徒等の臨時休業中の居場所の確保。

【今後の方向性】

- 引き続き、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」などを踏まえた、感染症対策の実施。
- 臨時休業措置を講じる基準に基づく、全部または一部の学校臨時休業措置の実施。
- 引き続き、部活動の取組支援や、スクールサポートスタッフの配置、感染症防止対策に向けた資材等の整備。
- 教育と福祉との一層の連携による、子どもの居場所の確保。
- 市町との臨時休業等についての情報共有の一層の強化。

4-(6)学校教育

-②臨時休業中の学習支援とその後の対応

【取組】

- 3/2～3/24 当該学年の学習がまとめられるよう、学習プリント等家庭学習の課題を各校で課した。
- 4/13～5/6 授業動画のオンライン配信やNHK高校講座等を利用するなどして、家庭学習を充実させる取組を各校で進めた。
- 5/7～5/31 5月11日からは、感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に分散登校による登校日を設け、6月1日からの学校再開に備えた。

【結果】

- 指導計画を踏まえながら学習課題を課し、その学習状況や成果を登校日等に確認できた。
- 教員が作成した動画配信を実施した県立高校が30校、県立中学校が3校であり、ICTを活用した授業取組が急速に進んだ。
- 市町立学校についても、県立学校や県内市町における取組、さらには県から示した計画的な学習に向けての必要事項などを踏まえて、それぞれ学習支援が行われた。県において授業動画を作成し、インターネット配信やテレビ放映も行った。
- 夏季休業期間の短縮等により学習時間を確保した。
- 最終学年の学びを年度内に完了するための少人数指導の実施や、児童生徒の学びの保障のため、学校の人的体制を整備した。
- 児童生徒の心のケアや不安の声に対応するため、スクールカウンセラー等の専門家を派遣した。

【県民等の声】

- 臨時休業により失われた学習機会に対する、学びの保障が必要である。
- 双方向型のオンライン授業が実施できる環境を早急に整備する必要がある。
- コロナ禍における、子どもの心のケアが必要である。

【課題】

- 学習の遅れに対する対策の実施。
- 授業動画のオンライン配信だけでなく、同時双方向型のオンライン授業に向けた環境整備。
- 感染不安などにより、登校できない生徒への支援。

【今後の方向性】

- 現在も行っているICTの整備をさらに進め、同時双方向型オンライン授業の基盤整備を充実する。
- インターネット環境が整っていない家庭に対しては、学校等に配備されたICT機器の貸出しなどにより、全ての子どもたちに学びを保障する。
- 市町立の学校においても、ICTの整備等が進むよう、県として助言等のサポートを実施する。
- 引き続き、児童生徒の心のケアや不安の声に対応するため、スクールカウンセラ一等の専門家を派遣する。

4-(7)文化・スポーツ-①文化・スポーツ活動の取組

【取組】

- 感染拡大防止のため文化・スポーツ活動を行う施設の利用の自粛を要請した。
- しがスポーツ大使からの「コロナに負けるな」応援メッセージ、自宅でできる運動・スポーツプログラム、美術館関連工作キットを提供した。

【結果】

- 提供した美術館関連工作キットや動画等を多くの方に利用いただけた。

【県民等の声】

- 特にスポーツ施設におけるスポーツの実施に不安を感じておられる方が複数おられ、施設の利用再開に向けた明確な基準を求める声があった。
- 無観客オペラは、評価が高く、今後も同様の取組を求める声があった。

【課題】

- 早い段階から文化・スポーツイベントの自粛要請を受け、ほぼ全面的(一律的)に活動自粛を招いた。

【今後の方向性】

- 文化・スポーツ活動を行う施設における感染防止対策のさらなる徹底を進める。
- ガイドライン等に基づき文化施設で文化芸術公演を実施する者に支援を行う。

滋賀県の特徴的な取組事例 ⑤

● オペラを無観客で上演

【取組】

- 県立芸術劇場びわ湖ホールにおいて、新型コロナウイルスの影響で中止となったオペラ「神々の黄昏」を無観客で上演した。
- 上演を無料で同時配信した動画サイトは2日間で2万3千人以上が視聴した。
- 動画配信によって、より多くの人にオペラを楽しむ機会を提供できた。
 - チケットを払い戻した一部の観客から、寄付の申し出も寄せられた。

4-(7)文化・スポーツ -②文化・スポーツ活動継続に向けた支援等

【取組】

- 文化・スポーツ活動に対する支援内容を県HPで一元的に情報発信した。

【結果】

- 国が実施する感染症対策支援の内容を案内することができた。

【県民等の声】

- 活動再開に当たっての基準の作成を求める声が複数あった。

【課題】

- 活動の幅が広く、隅々まで行き届く情報発信が困難。

【今後の方向性】

- 補助等の制度に容易にアクセスできるよう、専門的な知見を有する者が、国、県等の情報を集約し一元的に対応できる相談窓口を設置する。
- 文化芸術公演を、収容を制限して実施する場合、施設利用料の 1/2 を支援する。
- 県内プロスポーツチームが取り組む感染拡大防止対策を支援する。
- スポーツ関連団体(競技団体・スポーツ少年団等)が取り組む感染拡大防止対策への支援を行う。

4-(8)人権への配慮

【取組】

- 感染者や医療従事者、生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献してくださっている方々、帰国者、外国人等(いずれもその家族を含む)に対する人権侵害の状況を踏まえて人権啓発を実施した。
 - 滋賀県ホームページに新型コロナウイルス感染症に関連した人権啓発記事(「じんけん通信」5月号および6月号)を配信し、あわせて人権相談窓口の案内を掲載。
 - 県広報誌「滋賀プラスワン5・6月号」のテーマ「新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします。」の中に「人権への配慮」について掲載。
 - 新型コロナウイルス感染症に関連する県民の実態を調査するために緊急 WEB アンケートを実施(対象 500 人、5月18日～20日)。
 - YouTube 動画において、医療従事者への人権侵害防止啓発広告を掲載(15万回、5月29日～6月12日)、「STOP! コロナ差別」知事メッセージ動画を配信。
 - テレビ滋賀プラスワン(5月31日放送)のテーマ「こんな時こそ思いやりを持って、冷静な行動を」コロナに負けるな! において、人権への配慮について県民の皆さんに呼び掛け。
 - びわ湖放送(30回)、FM 滋賀(30回)で人権侵害防止啓発広告を配信(6月1日～15日)。

【結果】

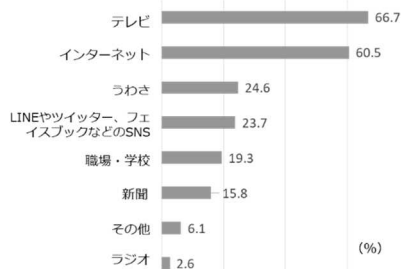
- 本感染症に対する誤解や偏見に基づく誹謗・中傷等などの人権侵害の防止に向けて、「緊急 Web アンケート」の実施結果等を参考にしつつ、さまざまな手段・媒体を通じて取組を進めた結果、幅広い層の県民に対して適時・適切な啓発を行うことが出来た。

※緊急WEBアンケート結果(抜粋)

Q5.新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、医療従事者、生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献してくださっている方々、帰国者、外国人など(いずれもその家族を含む)への不当な差別や誹謗中傷、いじめ等を見聞きしたことがありますか。



Q6. Q5で「ある」とお答えの方にお伺いします。どこで見聞きしましたか。(いくつでも)



Q7. Q5で「ある」とお答えの方にお伺いします。誰に対する人権侵害でしたか。(いくつでも)



【県民等の声】

- 「誹謗中傷などのいじめにつながるような風潮をなくす」、「感染者が出た病院の医療従事者の家族である園児・学童の受け入れ拒否が起こらないようにする」、「感染者を非難する人にも“明日は我が身”と感じてもらう」、これらに繋がるような啓発を行ってはどうか、という意見・提案があった。
- 「医療、保育、流通、ごみ処理など様々な必須労働に従事する“エッセンシャルワーカー”と呼ばれている方々の活動はむしろ称賛されるべきであり、これらの方に対する感謝や支援が寄せられていることも啓発(情報発信)していく必要があるのではないか？」との意見もあった。

【課題】

<人権啓発等の実施にあたって>

- 人権侵害の発生状況(対象、内容等)に合わせた、適時・適切な啓発内容・方法とするとともに、幅広い層の県民に行き届く啓発を今後も実施していく必要がある。
- 本感染症に対する誤解や偏見に基づく誹謗・中傷、風評被害等は未だに後を絶たないことから、相談窓口を拡充するとともに、今後も粘り強く繰り返し啓発を続けていく必要がある。

<感染者情報の公表にあたって>

- 感染者やその家族に対する風評被害は大きく、差別や偏見の被害事例が生じている。県が行う感染状況等の公表において十分な配慮が必要である。

<こころのケア>

- 早い段階で、感染者やその家族、医療従事者へのこころのケアの体制を取ることができたものの、より相談しやすいものとなるよう工夫するとともに、対象範囲の拡大を検討する必要がある。

【今後の方向性】

- 感染者や医療従事者、生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献してくださっている方々、海外からの帰国者、外国人等(いずれもその家族を含む)に対する偏見や差別は、あってはならないことであることから、次の対応を進める。

<人権啓発等の実施にあたって>

- 県庁内に新型コロナウイルス感染症関係の人権侵害対応チームを設置し、庁内連携体制の強化を図る。
- 公益財団法人滋賀県人権センターと協力して同センターに「新型コロナ人権相談ほっとライン」を開設し、相談体制の充実・強化を図る。
- 人権侵害に係る相談に対しては、相談者の思いに寄り添いつつ、内容に応じて、必要な措置を取ることのできる国等の窓口に繋げるなど、関係機関と連携していく。
- 医療従事者や保育者等に寄せられる感謝の声を発信することなども含めて、県民一人ひとりが他者を尊重し、互いに助け合う意識の醸成・高揚につながる効果的な啓発を行う。
- 人権侵害の発生状況や緊急 WEB アンケートの結果等を踏まえ、様々な媒体を使って、適時・適切かつ幅広い層の県民に行き届く啓発を引き続き実施する。

<感染者情報の公表にあたって>

- 新たな感染者が確認された場合、感染症法の規定に基づき、県は感染の拡大を防ぐために情報の公表を行うが、当該情報の公表にあたっては、感染者やその家族などに対して差別や偏見が生じないように、十分に配慮する。

<正しい認識の周知と社会全体で支える意識づくり>

- 新型コロナウイルス感染症に対する正しい認識を周知するとともに、感染者や医療従事者等を社会全体で支えていく意識づくりが必要であり、啓発活動等に取り組む。

<こころのケア>

- こころのケアチームに対するニーズの把握とこころのケアに係る好事例の収集を図るとともに、クラスターが発生した施設の職員等へも対象範囲の拡大を図る。

4-(9)広報活動

【取組】

- 「知事への手紙」等で寄せられた県民の声のとりまとめ
 - 「知事への手紙」受付件数:6,448件(R2.1.25~R2.6.30)
- 県ホームページによる情報の一元化と県公式 SNS による発信
 - SNS 発信回数:83件(R2.3.5~R2.6.30)
※LINE/Twitter/Facebook/しらが
- 知事メッセージの発信
 - 動画配信回数:定期配信 24回 / 臨時配信 19回
 - テレビCM放送回数 在阪4局:73回 / びわ湖放送:70回
 - テレビ・ラジオ出演回数:14回
- 会見・各種メディアへの情報提供
 - 知事定例会見:15回 / 知事臨時会見:4回(R2.1.25~R2.6.30)
その他会見(患者発生状況発表):36回(R2.3.5~R2.6.30)
- 情報発信における多言語翻訳、動画配信時の手話通訳等
- 「しらが web アンケート調査」の実施(R2.5.18~20)
- 支援強化月間取組チラシの県全域への新聞折込配布(R2.5.22)
- その他、既存媒体による広報
 - 広報誌、テレビ滋賀プラスワン、手話タイムプラスワン、しらがテレビなど

滋賀県の特徴的な取組事例 ⑥

●関西圏テレビ CM 放送

【取組】

- 大型連休前に県境をまたぐ移動自粛について知事からのメッセージ CM を放送(4/29~5/4:計73回)

【結果】

- 県民の声をキーワードで整理するなど県民ニーズの把握に努めた。
- 様々な媒体を活用し感染拡大の局面に応じた情報発信を行った。
 - 県ホームページ閲覧数:約 31,317,000 ページビュー(4月)
※前年同月比 19.3 倍
 - 知事メッセージ動画最大視聴数(4/16 臨時配信分):約 65,000 回
 - 関西圏テレビCM放送による効果
 - ・大都市からの訪問者が他県と比較して減少(出典:ヤフー・データリサーチ)
 - 滋賀 ▲58% / 奈良 ▲48% / 和歌山 ▲45%
 - (5/3~10 の大都市からの流入最大減少率)
 - ・関西圏テレビ CM 放送は、県外向けであると同時に県外からの流入を不安視する県民の安心にもつながった。

【県民等の声】

- 知事が動画や TV でメッセージを発信していたのはとても安心した。
- 知事の考えが県民に届いていない。
- LINE による情報発信は良い。
- 高齢者への情報伝達手段が弱い。
- アクセスしやすく分かりやすいホームページによる情報提供は必須。
- 感染状況の発信が遅い、漠然として分かりにくい。
- 県広報の内容等について提供していただければ、市町のホームページやSNSなどによる周知も可能(市町意見)。

【課題】

- 県民から求められる情報について、より早く、より分かりやすく発信するため、適切な広報媒体の活用検討も含めた取組を充実強化することが必要。
- 県内幅広く情報を届けるためには、県民にとってより身近な市町広報との連携が重要。
- 県民の声(アンケート調査含む)について、さらに迅速かつ詳細な分析により施策化(支援)につなげることが必要。

【今後の方向性】

- 知事自らのメッセージはじめ必要な情報を県民の皆さんへ継続的にお届けする。
 - これまでから重要な局面などで知事自らメッセージを発信してきた。引き続き、報道機関へ働きかけるなどタイムリーに、またデータを活用した分かりやすい情報発信に努める。
 - 広報にあたっては、引き続き様々な媒体を組み合わせた幅広い世代への情報提供や手話、字幕放送、多言語なども活用しながら、障害のある方や外国人県民等の皆さまへの情報提供に努める。
 - 感染状況の情報発信について、できる限り速報性を重視した発表時間に変更(R2.8.8～)。
 - 検査状況や感染者動向などの推移が日々分かるようにホームページを毎日更新(R2.8.20～)
 - 感染患者や検査等の状況について、引き続き県公式SNSで配信。
 - 支援制度・相談窓口をご案内するチラシを県全域に新聞折込配布(R2.8.28)。
 - 今後、「しが web アンケート調査」追加実施について検討するとともに広報媒体について検討する場において専門家の意見を聴取していく。
- 県公式SNSの登録者数を増やすための取組を強化する。
 - 県公式SNS(新型コロナ対策パーソナルサポート)への登録をお願いするチラシを県全域に新聞折込配布(R2.8.7)。同時に、「もしサポ滋賀」活用や「感染予防対策実施店舗宣言書」掲示について呼びかけを行った。
※県公式SNS登録者数(8月末現在):約13万人
 - 引き続き、登録者数増加に向けた取組を進める。
- 感染拡大の各段階におけるホームページ対応についてマニュアル化する。
 - ステージ変更に伴う対応等を記載したマニュアルを作成。
- 広報や報道対応等について市町の広報部門との連携を強化する。
 - 各市町広報担当者との意見交換会を実施(R2.7.29)。県と市町の情報共有による市町広報誌への掲載、自治会回覧板による周知等のご協力をいただき一体的な広報に努めた。引き続き、県広報に係る市町への情報提供などの充実を図る。
- 関係機関との連携等により県民の声の収集・可視化・分析の手法を検討し、政策判断につなげる。
 - 大学、研究機関、民間企業等との意見交換を実施。引き続き、収集や可視化など仕組みづくりの検討を進める。

4-(10)市町・国との連携と広域的取組

-①市町との連携

【取組】

- 知事と市町長による Web 会議(4/27、5/29)を開催し、感染症対策における課題等について意見交換を図っている。
- 首長会議等(4/14、7/21)の議題に感染症対策をテーマとし、感染状況やステージ移行、医療体制の考え方、市町との連携等について情報共有や意見交換を行っている。
 - 7/21 の意見交換会において、地域の行事を安心して行うための基準が必要との意見があったことを踏まえ、「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づき、地域の行事を行う際の具体的な対策例を「地域の行事 感染防止対策チェックリスト」としてまとめ、各市町に提供(R2.8.27)。
- 4 月以降、毎日、検体情報および検査結果の速報を各市町長に直接伝達し、情報共有を図っている。
- 県の本部員会議の資料(国や県の対応に関する情報)について、迅速に各市町の対応へ情報提供を行っている。

【結果】

- 概ね月 1 回の首長との会議(Web 会議を含む)を行い、県からの情報提供や各市町の取組状況等の意見交換により、意思疎通が図れてきた。
- 陽性患者発生時やクラスターに対する県と市町の連携・協力については、特に各保健所と当該市町による速やかな情報共有や対応が図れており、適切な対応に当たっている。
- 県が実施する感染症対策や経済対策について、各市町と情報共有を行い、業務の効率化に努めている。
- 毎日の行政検査(PCR 検査)の検体情報および検査結果については、各市町長に迅速に情報提供することで、市町の対応への支援を行っている。

【県民等の声】

- Web 会議の導入は、感染症の存在を前提とした新たな生活様式の重要な点であり、予防の観点からより一層推奨されるべきである。
- 検体情報等、県内部で情報共有の迅速化を図る体制を構築していただき、市町へ情報提供が速やかに行えるよう体制を整えていただきたい。
- 市町により経済的支援策が異なったことから、市町の支援策の現状や今後の県内支援策の在り方について考察ができないか。

【課題】

- Web 会議の導入を積極的に進めるなど事務の効率化を図り、定期的な意見交換などにより、市町との情報共有を的確に行う必要がある。
- 検体情報の共有については、個人情報の取り扱いに配慮しつつ市町が感染拡大防止対策を講じるために必要とする具体的な情報提供を迅速に行う必要がある。
- 各種支援策については、国・県情報とともに市町間の情報交換の機会が必要。
- 県内幅広く情報を届けるためには、県民にとってより身近な市町広報との連携が必要。

【今後の方向性】

- 今後、検体数の増大が予想されることから、検体情報に関しては、各市町長に継続して的確な情報提供に努め、市町における迅速な感染拡大防止対策を支援する。
- 広報や報道対応等について市町の広報部門との連携を強化する。
 - 各市町広報担当者との意見交換会を実施(R2.7.29)。県と市町の情報共有による市町広報誌への掲載、自治会回覧板による周知等のご協力をいただき一体的な広報に努めた。引き続き、県広報に係る市町への情報提供などの充実を図る。
- 各市町が行う支援策について、行政書士による各種支援策のワンストップ相談窓口やしが外国人相談センター等を活用し、広く情報提供できるよう努める。
- 引き続き首長会議や Web 会議を活用し、喫緊の課題や共通課題、対策の方向性等について意見交換を行う。

4-(10)市町・国との連携と広域的取組

-②国との連携

【取組】

- 国に対し、本県の現場の切実な実態や課題、今必要な対策や更なる財政支援などについて、全国知事会や中部圏知事会、近畿ブロック知事会、関西広域連合等と連携を図りながら、積極的に緊急提案・要望を行った。
- 国と連携して効果的に新型コロナウイルス感染症対策に取り組むため、国との円滑な連絡調整を図るとともに、国の方針等に関する情報の迅速な収集に努めている。

【結果】

- 本県における新型コロナウイルス感染症の発生状況やその影響を踏まえ、中央省庁に対する本県独自の特別要望活動を実施した。(5月、8月)
- 厚生労働省対策推進本部の「医療体制地方支援チーム(令和2年7月3日より「地方支援班」に改組)」へ本県職員を派遣し、国の情報等をいち早く入手して本県の取組に反映するよう努めてきた。

【今後の方向性】

- 今後においても、本県の状況に応じて、全国知事会等と連携し、国に対して本県の課題等への支援を求めていくとともに、国と連携して感染症対策に一層努めていく。

4-(10)市町・国との連携と広域的取組 -③関西広域連合との連携

【取組】

- 関西広域連合では、関西防災・減災プラン感染症対策編(新型インフルエンザ等)に基づき3月から新型コロナウイルス対策本部会議を、7月末までに7回開催。
- 構成府県市の対応状況や医療・検査体制の情報共有を行うとともに、構成府県市・保健所間の連絡体制の強化や医療資機材への広域融通、医療資器材の寄付などで関西経済界とも連携、「関西・GW も外出しない宣言」など状況に応じた関西府県民への統一的な呼びかけなどを実施。

【結果】

- 府県間における医療物資の融通や、民間からの医療物資の一括受入れと配分を行うなど、府県単独では難しい広域的な対応で効果をあげることができた。
- 関西で統一的な呼びかけを行うことで、外出自粛など府県民の行動変容に一定つながった。

【県民等の声】

- 関西広域連合という協力し合う仕組みを持ちながら、各県の立場を表明するだけにとどまっている。一層の連携強化に取り組んでほしい。
- 関西の首長が集まる会議で話し合われた内容を知事から報告してほしい。

【課題】

- 関西広域連合内での経済的、社会的な結びつきは強く、外出自粛など一定の効果が期待できるが、大都市圏と地方での感染状況が異なるなど地域特性があり、一律の要請は難しい。
- 広域連携調整や関西経済界との連携などの取組はしっかり行っているが、広域連合としての広報・発信力の強化が必要。

【今後の方向性】

- 三密の回避など府県民一人一人の自覚ある行動、事業活動での感染防止対策、人権侵害、風評被害の防止などについて共同して呼びかける。
- 構成府県市の検査体制・医療体制の連携強化に取り組む。
- 国や関西経済界との連携に取り組む。

4-(10)市町・国との連携と広域的取組

-④全国知事会との連携

【取組】

- 全国知事会では、2月より新型コロナウイルス対策本部を設置し、8月末までに対策本部を11回開催するとともに6月の全国知事会議や各常任委員会やプロジェクトチームにおいて、時点時点で必要となる提言の取りまとめ・提言活動や国民へのメッセージの発出を行っている。
- 6月には、これまでの感染拡大防止の対応を検証するワーキングチームを設置し、8月末に今後必要となる取組や国へ要望すべき事項を取りまとめた。

【結果】

- 地方創生臨時交付金の増額や偏見・差別の排除、子ども・若者への支援など本県の実情に応じた意見や要望事項を全国知事会の提言に盛り込み、国の対策に一定反映させることができている。
- 全国知事会長と担当大臣が面談するなどマスコミに取り上げられることも多いため、全国知事会の活動や地方の声を国民に広く発信することができている。

【課題】

- 提言の取りまとめや対策本部の開催をタイムリーに行い、提言活動の効果は高いことから、今後も、本県の実情に応じた主張をしっかりと行い全国知事会の提言につなげていく必要がある。

【今後の方向性】

- 全国知事会を通じた国への提言が国に対し最も有効と考えられるため、今後も本県の実情に応じた意見・主張をしっかりと行っていく。

●県議会における取組等

<補正予算案の上程、審議>

- 新型コロナウイルス感染症対策の迅速な実施のため、2月定例会議、4月招集会議、5月臨時会議、6月定例会議において、関連の補正予算案を上程、審議。

<特別委員会の審議等>

- 県議会において「行財政・新型コロナウイルス感染症等危機管理対策特別委員会」を設置、新型コロナウイルス感染症については、感染者の動向や、感染拡大防止対策、医療提供体制の充実、経済・雇用・生活支援策等の調査・研究、審議。

<知事と議会との意見交換の実施>

- 正副議長、各会派代表等と知事が新型コロナウイルス感染症に係る感染者の動向、対策等について意見交換を定期的を実施。

<その他>

- 議員への速やかな情報伝達(感染者の動向、対策等の状況)
- 議場・委員会室等での消毒液の設置、マスクの着用、感染拡大時の傍聴の中止、説明員の最小限の出席、演壇の飛沫防止対策。
- 議員・事務局職員が感染者となった場合の議会業務継続方針の策定。

4-(11)県の推進体制

●これまでの経過

本部員会議(22回)・新型コロナウイルス感染症対策調整会議(71回)

首長会議(2回)・市町長とのweb会議(2回) ※令和2年8月末現在

対策本部等の主な動き	備考	
1月16日	<陽性患者国内初確認>	
1月27日	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策連絡会議設置	
1月29日	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「対策本部」という。)設置	
3月5日	<県内初の陽性患者の確認>	
3月26日	対策本部を改正新型インフルエンザ特措法に基づく法定対策本部に移行	
4月14日	首長会議	
4月16日	対策本部 第12回本部員会議 ・緊急事態措置発表(外出自粛要請)	緊急事態宣言が全国に拡大
4月21日	対策本部 第13回本部員会議 ・緊急事態措置改定(外出自粛要請、イベント自粛要請、施設の使用制限等)・コロナウイルス感染症対策推進体制拡充	
4月27日		市町長とのweb意見交換会
5月4日		緊急事態宣言を延長(全国～5/31)
5月5日	対策本部 第14回本部員会議 ・緊急事態措置改定(施設使用制限等の一部緩和(5/11～)、措置期間延長(～5/31))	
5月14日	対策本部 第15回本部員会議 ・「コロナとのつきあい方滋賀プラン」公表 ・緊急事態措置改定(施設使用制限等の解除(5/15～))	緊急事態宣言解除(39県のみ)
5月29日	対策本部 第16回本部員会議 ・6月1日以降対策を段階的に緩和	市町長とのweb意見交換会
6月22日	対策本部 第17回本部員会議 ・今後の医療提供体制 ・新型コロナウイルス感染症に対する振り返りと今後の方向性(骨子案)	
7月17日	対策本部 第18回本部員会議 ・「警戒ステージ」への引上げと新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請	「警戒ステージ」へ引上げ
7月21日		市町長との振り返りと今後の方向性(骨子案)に関する意見交換会
7月27日	対策本部 第19回本部員会議 ・イベントの開催自粛要請の8月末までの継続	
7月31日	対策本部 第20回本部員会議 ・クラスター分析と分析を踏まえた新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請	
8月7日	対策本部 第21回本部員会議	
8月28日	対策本部 第22回本部員会議 ・イベントの開催自粛要請の9月末までの継続	

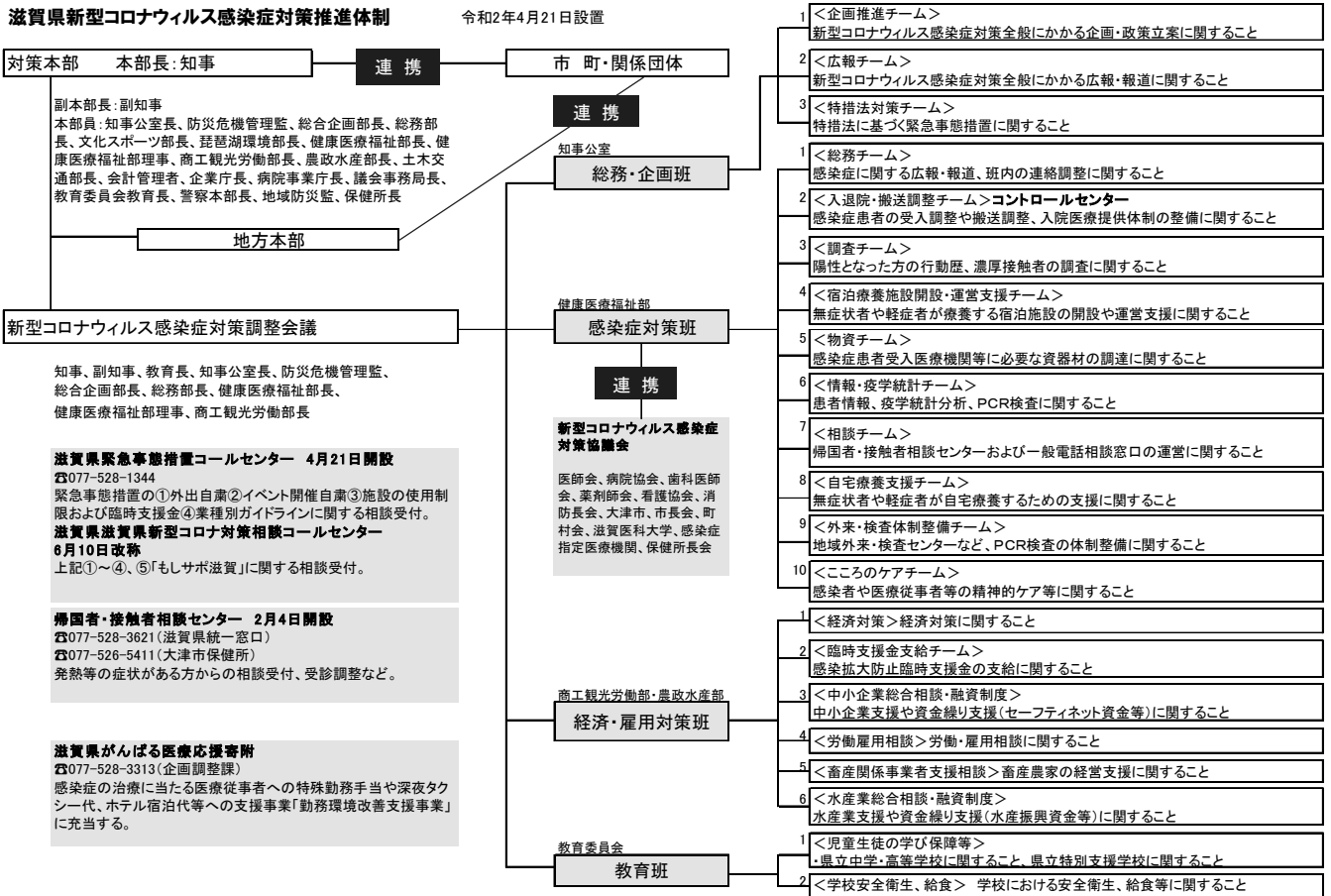
●県庁における体制整備

【取組】

<推進体制>

- 1月27日、「新型コロナウイルス感染症対策連絡会議」を設置するとともに、29日には医療体制を確保し、総合的に対策を推進するため「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。
- 3月26日、政府において特措法に基づく対策本部が設置されたことにより、本県においても法に基づく対策本部に移行した。
- 4月21日、対策本部内に各種対策班を設置し、推進体制を拡充した。

令和2年6月19日更新



<県庁内の人員体制>

- 4月中旬までに、健康医療福祉部に、他部局から応援職員を配置。
- 4月20日以降、「新型コロナウイルス感染症対策業務の最優先」と「県民生活と社会機能維持に影響する業務の継続」の方針を明確化し、部局横断的に職員を集中的に配置するなど、全庁的な応援体制の構築を強化した。

- 県庁内での感染防止を図るため、最優先業務である新型コロナウイルス感染症対策業務を除く通常業務の執行については、「同一執務室内での勤務職員数8割削減(1/5ルール)」を原則とし、在宅勤務制度、サテライトオフィス勤務制度および時差出勤制度などの積極的な活用を進めるとともに、会議の開催の見直しやWeb会議の利用など方法の工夫等に取り組んだ。

【結果】

- 新型コロナウイルス感染症対策本部の総務・企画班や感染症対策班に集中的に職員を配置し、本部体制を強化。
- 緊急事態措置の対応として、コールセンターや給付金支給への対応、保健所業務逼迫への対応のため、各部局から職員を配置し、応援体制を構築。
- 宿泊療養施設運営のため、各部局から職員を配置し、受入体制を構築。
- これらの取組により、緊急事態を乗り切ることができた。
- 第2波の到来に備え、6月23日付で健康医療福祉部医療政策課に新たに感染症対策室を設置。

【県民等の声】

- 保健所の人員を増やしてもらいたい。
- 「最優先業務である新型コロナウイルス感染症対策業務の執行について出勤職員を8割削減するとは何事か」との誤解の声や、「こうした緊急事態でこそ、職員は出勤し、業務遂行すべき」との御意見があった。
- 緊急事態時に職員の出勤が減ること、業務への支障等についての検証と考察が必要であるとの御意見があった。

【課題】

- 早期に対策本部を立ち上げたが、全庁的な応援体制の構築を更に迅速に進めるべきであった。
- 在宅勤務等を実施する上での通信環境の整備、書類の電子化の推進が必要となる。
- 在宅勤務時における連絡体制の充実や適切な対応が必要である。

【今後の方向性】

- 新型コロナウイルス感染症対策業務への全庁的な応援体制について、7月以降も、状況に応じて臨機かつ柔軟に強化していく。
 - 宿泊療養施設(大津、彦根の2施設)の運営のために各部局から職員を配置 (1施設あたり4名×3班体制)
- 必要に応じて、本年度の職員採用試験合格者の前倒し採用を行い、人員体制の強化を図る(9月1日付けで保健師2人を前倒し採用。)
- 想定される業務に対応するための人員について、あらかじめ指名を行っておき、事案発生時に、その状況に応じて順次招集し、体制を構築・運用するとともに、より短期間かつ少数精鋭で対応すべき緊急の課題が生じた場合には、新たに課題解決のためのチームを設置するなど、必要に応じて柔軟かつ迅速な対応を図る。
- 感染症対策として推進している在宅勤務等の取組を一過性のものとせず、職員アンケートの結果等から課題の検証や改善を行い、コロナとつき合いながら県行政を推進する「新たな県庁の働き方」を推進していく。
 - 在宅勤務を推進するためのリモートワーク環境を整備。

5 クラスターの発生状況に関する分析

● 学校(寮)クラスター 【感染者数：本県確認15人 県外確認2人 計17人】

感染対策の状況 (学校・寮生活)	<ul style="list-style-type: none"> ● 大都市のクラスターが発生している地域の飲食店において一部の学生が感染し、寮生活等を通して、学生間でのクラスターの発生につながったと考えられる。 ● 学校から学生に向けては、手洗いの徹底、マスクの着用等の指導が行われていたが、若者に対して実効ある指導にはなっていない可能性がある。 ● 学生の行動について、集団行動するときには、個人のときと比べてマスクの着用を徹底できていないなど、感染予防に緩みがあった可能性がある。 ● 部活動について、従前より、多少の発熱等の症状があっても休まないという風潮があり、国内で新型コロナウイルスの感染が広がる中でも、その状況は概ね続いていた可能性がある。
---------------------	--

学校関係の方には、

- 学生の行動変容につながるよう、感染症への意識の向上を図る必要があり、若者に訴求する指導が求められる。
- 集団行動時に緩みがちになる若者の行動の傾向を踏まえ、必要な注意喚起を行う必要がある。
- 体調不良や風邪等の症状があるときには、部活動は休ませることを徹底するとともに、寮生活や学校外の活動においても感染防止に十分に注意を払うよう指導する必要がある。

学生(寮生)には、

- 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があり、また、気付かないうちに、重症化しやすい方も含む、他人に感染させてしまう可能性のある感染症ということを認識する必要がある。
- 集団生活の場である寮や寄宿舎などでは、集団感染に広がるリスクを最小に抑えるよう、手洗いや個室以外でのマスクの着用等、感染予防のための取組が求められる。
- 体調不良や風邪等の症状があるときには、部活動は休むとともに、寮ではできる限り個室で過ごすなど、感染防止に十分な注意が必要である。

● 会食クラスター 【感染者数：本県確認10人】

感染対策の状況 (会食会場)	<ul style="list-style-type: none"> ● 会場を運営する事業者は、業界団体が定めるガイドラインを把握しており、主催者とも共有しガイドラインに沿った内容となるよう努めたが、結果的に人と人との間隔が十分に確保されていないなど、一部対策が取れていない事実が確認された。
感染対策の状況 (2次会会場)	<ul style="list-style-type: none"> ● 店舗を運営する事業者は、一定の衛生管理は実施していたものの、感染防止のためのガイドラインについては、把握していなかった。 ● 設備面の制約もあり、十分な換気を行うことが困難であるなか、座席数およびテーブルの配置についても通常どおりで営業しており、店舗全体として満席の状態であった。 ● 2次会参加者についても予約人数以上の参加であったことから、1テーブルあたりの人数も多く、いわゆる「三密」の状態にあった。

施設・事業所には、

- 事業者において従業員等も含め、感染対策への知識と意識の向上を図る必要がある。
- 事業者自らガイドラインに沿った対策を遵守するとともに、利用者にも理解と協力を得るよう、一層の努力が必要。
- 設備の改修等すぐには解決困難な課題もあるなか、入店者数や座席数の制限、ドアの開放による換気など、取り組むことのできる対策を取ることが重要である。

施設利用者には、

- 感染予防意識の向上が必要。食事中以外のマスク着用など、自らの感染予防も徹底した上での利用が求められる。
- 感染予防策がとられているか確認したうえで利用する店舗等を選定することが重要。
- 会食内での余興等を企画するうえで、感染防止を重視した内容にするなどの工夫が求められる。

● **飲食店** 従業員と客はカウンター越し（約1m）に接客する。 【感染者数：本県確認12人】

感染対策の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店は、業界団体が定めるガイドラインにそった感染対策を行おうとしたが、十分に対策をしていたとは言い難い。 ● 経営者は、一定の衛生管理は実施していたものの徹底できず、また、従業員全員が同じレベルで実施できていなかった。発症後も出勤していた者がいた。 ● 機械設備的に十分な換気を行うことが困難であった。ドアを開放しての換気が必要であったが入店者の確認等管理面での困難さがあり、換気が十分でなかった。 ● カラオケの利用等マスクの着用を来店者に強く求めることやマイクの定期的な消毒等感染対策が十分でなかった。
---------	---

事業者・従業員には、

- 従業員も含め事業者においては、感染対策への知識と意識の向上を図る（マニュアル化）必要がある。体調不良を認める場合は休む。
- 事業者自らガイドラインにそった対策を遵守するとともに、利用者にも理解と協力を得るよう、一層の努力が必要である。
- 設備の改修等すぐには解決困難な課題もあるなか、入店者数や座席数の制限、ドアの開放による換気など、直ちに実施できる対策を取ることが重要である。

店舗利用者には、

- 感染予防意識の向上が必要。カラオケの利用方法や店舗で名簿記載するなど、自らの感染予防も徹底し、有事の際の対応を考慮した上での利用が求められる。
- 「もしサボ滋賀」「COCOA」の利用、「感染予防対策宣言書」掲示がされているか確認する。
- 感染予防策がとられているか確認したうえで利用する店舗等を選定することが重要である。
- 自身の健康管理を行い有症状時には外出しない、無症状でも感染させる可能性があることを認識する。

「感染拡大のおそれがある事例に関するお願い」を公表し、利用者に対して広く呼びかけたことで、相談につながった。

● **特別養護老人ホーム** 【感染者数：本県確認31人】

感染対策の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 県の警戒レベルに合わせ、面会制限をしていたため入所者は職員以外の外部の人との交流なし。 ● 入所者の検温等健康管理は実施、記録されていたが、全体の把握およびチェック機能が働いていなかった。（入所者に体調不良者の増加を感じた職員はいたが対策につながらなかった。） ● マニュアル等に基づき職員の出勤時の検温は実施、記録されていたが、異常があった場合もチェック機能が働いていなかった。 ● 認知症の入所者が多く、体調不良者の個室隔離は難しい。 ● 職員の休憩場所が密であった。
---------	--

介護事業者には、

- 入所者や職員の体調チェックは実施するものの、記録することが主眼となり、その内容を評価するシステムを確立する必要がある。責任者が早い段階で日々の状況を確認する。危機管理行動を起こす基準を設定し、どのように対応するかを明確にしておく。
- クラスタ発生施設の運営支援（職員不足への対応）として、平時から事業者間のネットワークを構築しておく必要がある。
- 職員が飲食する休憩室等が密にならないような工夫が必要である。

関連事業者には、

- 今後のサービス利用についての問い合わせが当該施設や保健所に集中したため、利用者や家族への対応について、関係事業所と市町・県等行政との連携等も含め、支援のあり方を検討する必要がある。
- クラスタ発生施設利用者への誤解・偏見。
- 濃厚接触者以外の利用者であってもPCR検査陰性でないとサービス利用を提供しないという介護サービス事業所等があり、正しい知識の普及啓発が必要である。

● 病院 【感染者数：本県確認41人】

感染対策の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 8/4探知、(8/20現在)入院患者26名、職員13名、その他2名の陽性者を確認。うち死亡者3名。 ● 回復期リハビリ病棟(2)、医療療養病棟(1)から成る病院で、発熱患者は珍しくなく、多数の発熱患者が発生するまで新型コロナウイルス感染症が疑われなかった。 ● 医療従事者は標準予防策を取り、面会制限もされていたが、入院患者の多くはマスク着用がなく、リハビリや食事等、集団行動も多かった。 ● 院内感染発生時の指揮命令系統は定められていたが、機能しなかった。 ● 感染発生時はPPE等物資の在庫が十分でなく、サージカルマスクやN95マスクが不足していた。 ● 保健所の指示により8/7対策本部を立ち上げ、DMAT・ICNの支援により感染管理の体制を整備できた。 ● 保健所は朝夕の本部会議に参加し、課題を共有して求められた役割を遂行した。 ● 病院職員が待機していたホテルには保健所から消毒方法等を指導した。
---------	---

病院関係者には、	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 発熱患者発生時には早期にスクリーニングを行い、異常の有無を確認する。 ➢ 日頃から職員(委託業者含む)の体温・体調について健康管理を行い記録を残し、異常の有無を確認する。 ➢ 休憩室・更衣室等における感染予防策についても職員に徹底する。 ➢ 院内感染発生を想定した管理体制の整備(訓練・シュミレーション) ➢ 集団行動をとる患者に対してマスクの着用、3密回避など十分な感染予防策をとり、患者本人に感染症予防の啓発を行う必要がある。
----------	---

県・保健所として	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 患者・利用者のマスク着用が困難で集団行動もある病院・施設(回復期リハ・精神)では、今後も同要因によるクラスターが起こる可能性がある。速やかに陽性者が特定できる検査体制(どこで誰が採取するか)、陽性者が発生した場合のゾーニングをあらかじめ施設側と検討しておく必要がある。 ➢ 感染対策に精通した職員によるクラスター対応(支援)班の設置、病院への派遣。 ➢ 専門職員による発生保健所への支援。
----------	--

【クラスターの発生状況を踏まえた今後の改善点等】

<全体>

- 一人ひとりが健康管理に努め、体調不良の従業員は勤務させない。
- 休憩室や更衣室における感染予防対策についても徹底する。
- 機能維持のための応援体制を構築する。

<飲食店等>

- 施設やイベントの運営において、感染防止のための業種別ガイドラインを遵守するとともに、利用者にも協力を求める必要がある。
- 感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」を導入し、「感染予防対策宣言書」を掲示する。

<介護施設・医療機関等>

- 入所者や職員の体調チェックを確実に実施し、責任者が早い段階でその状況を確認する。危機管理行動を起こす基準を設定し、どのように対応するかを明確にしておく。
- 標準予防策の確実な実施と責任者による実施状況の確認を行う。
- 施設内・院内感染を想定し、訓練を行っておく。

<個人>

- 新型コロナウイルス感染症について関心を持つとともに、手洗いやマスクの着用を徹底する。
- 利用する店舗や施設の選定にあたっては、感染予防策がとられているか確認する。
- 感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」や接触確認アプリ「COCOA」を利用する。

<行政>

- 調査対象者や施設が複数の圏域にまたがる案件については、迅速かつ詳細な情報共有が必要である。調査票の内容だけでは対応できないことが多い。
- 「感染拡大のおそれがある事例に関するお願い」(施設名の公表)を公表し、利用者に対して広く呼びかけたことで、相談等につながり効果があったが、施設が加害者扱いされないよう、施設名を公表する目的等について広く理解いただくよう努める必要がある。
- クラスタが起きた施設に保健所職員が常駐し、円滑な情報共有や感染管理を行うことが望まれるが、保健所の人員体制として困難である。

【適切に対応できた点】

- 介護施設・医療機関とも、自ら積極的に抗原検査を実施し、感染者の早期発見に努めた。
- 滋賀県感染制御ネットワークの ICN やDMATと協働し、ゾーニング等の感染管理業務が円滑に行えた。

6 まとめ

今般の新型コロナウイルス感染症は、今までに経験したことがない感染症であり、世界各国で 2,527 万人を超える感染者や 84 万人を超える死者を出している。その特徴は、いわゆる3密や大声を上げる環境で感染拡大することや感染者のうち8割は軽症または無症状のまま治癒するが、基礎疾患のある高齢者等が感染した場合には重症化のリスクが高いことが分かってきた。

4月を中心とした感染拡大期においては、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態が宣言され、本県においても同法に基づく外出自粛や施設の使用制限等の要請を行うことにより、人と人との接触機会を低減し感染の拡大防止を図った。また、8月上旬をピークとする感染拡大期においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、新しい生活様式の実践や感染者が多数確認されている大都市等への外出について慎重に検討するよう強く呼びかけるとともに、徹底したクラスター対策等により感染の拡大防止を図った。

この間、県民の皆様のご理解とご協力、そして医療従事者の献身的なご努力により、医療提供体制の確保を図りつつ、2回の大きな波を超えようとしている。

一方で、様々な経済指標が示すとおり、社会経済文化活動全般にわたり大きな影響が生じている。このため、国や県、市町において必要な経済対策や雇用対策を講じており、引き続き取組を進めていく。

今後のコロナとのつきあいは、長期にわたると考えられる。このことから、検査体制の充実、医療提供体制の確保をはじめとした対策に万全を期すとともに、感染拡大防止と社会経済文化活動との両立を図ることが重要であり、そのための方向性についてまとめる。

6-(1)感染拡大期への備え

【検査体制の拡充】

感染拡大期においても必要な方が検査を受けられるよう、衛生科学センターへの新たな検査機器の整備、地域外来・検査センターの設置、医療機関への検査機器の導入支援等により、1日あたり720件の検査需要に対応できる体制の確保に取り組む。

今後、季節性インフルエンザの流行期に急増が見込まれる発熱患者等が、かかりつけ医等の身近な医療機関において相談・受診し、必要に応じて、迅速に検査を受けられる体制等を整備する。

また、医療や福祉施設等従事者が発熱等の症状がある場合は、早期にかつ確実に検査につなげられるよう、医療機関に対して要請する。

【医療提供体制の拡充・強化】

これまでの感染動向を踏まえ、無症状や軽症者を含むピーク時の感染者を660人と想定し、必要となる病床450床および宿泊療養施設250室を確保していく。感染が一定抑制されている時期には、確保病床数を140床程度とし、再度、感染拡大した際には患者を受入れる病床に転換できるよう、感染のスピードと病院の準備期間を考慮したうえで適切な時期に要請を行うとともに、併せて宿泊療養施設の稼働要請も行う。

なお、国の新型コロナウイルス感染症対策本部では「軽症者や無症状者について宿泊療養(適切な者は自宅療養)での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化していく」との方針が示されており、今後も国の動向を注視しながら、必要な入院医療体制の確保に取り組む。

また、入院患者の受入れ病床に対する空床確保料や高度医療機器の整備に対する補助金により病院を支援するとともに、全ての病院や診療所に対して院内感染防止対策や診療体制の確保に必要な経費に対する補助を行い、患者が安心して受診できる環境づくりに取り組む。

【感染拡大防止のための体制整備】

市中感染やクラスターを起こさないよう施設や事業所、イベントの主催者等を対象に、業種別ガイドラインの順守を徹底させるなど、より一層感染拡大防止対策に向

けた予防啓発に努めるとともに、県が開発したLINE感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」等を積極的に活用し、感染者の早期発見・早期隔離に取り組む。

また、クラスター発生時の対応については、本庁に常設する応援チームにより迅速かつ的確に疫学調査を行うとともに、早期収束に向けて国のクラスター班の指導を得る等、クラスター対策の強化を図る。

あわせて、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で風水害や地震等の災害が発生しても、県民が安心して避難できるよう、必要な避難対策を実施していく必要がある。県民一人ひとりに「分散避難」等への意識の浸透を図るとともに、県で作成した避難所運営ガイドラインの実効性確保に向けて、市町が行う避難所運営研修や訓練等への支援、感染拡大防止のための資機材(段ボールベッド、パーティション等)の補完的な備蓄などを進める。

【社会経済・文化活動への支援強化】

4月の感染拡大期においては、全国で緊急事態宣言が発動され特措法を適用し外出自粛や休業などの要請を行ったことから、感染拡大を抑制することができた。しかし、経済活動に与えた影響は長期化、深刻化しており、社会経済活動を段階的に引き上げるよう、切れ目のない事業者支援を継続する必要がある。

今後の感染拡大期においても地域の実情を踏まえた休業要請が可能となるよう、またこれに対する補償を国一括で交付し、不公平感を解消した制度設計と事務コストの削減につなげるよう国に要望している。

事業者や労働者に向けた経済雇用対策に関する情報は、県ホームページや団体(商工会・商工会議所等支援機関、各種業界団体、士業団体等)を通じて、随時、速やかな情報提供を行うとともに、国、県、市町の広範な情報を集約したワンストップ窓口や訪問支援について積極的に活用してもらえよう周知する。

雇用の維持と確保に向けた取組支援では、単年度執行である地方創生臨時交付金の複数年度執行や基金造成の要件緩和を国に要望していくとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者を正規雇用することに対し事業主にインセンティブを与える再就業支援策を検討する。

観光産業への取組支援として、まずは県民による「旅の地産地消」や関西圏・中京圏など近距離からの誘客を図るとともに、引き続き、県産農畜水産物の需要喚起と生産者の経営継続に向けた支援等を行う。

【寄り添い型の生活支援対策】

休業や失業等により収入が減少している世帯に貸し付ける生活福祉資金の原資を確保できるよう引き続き国へ要望していくとともに、ひとり親家庭の安定的な暮らしを維持するため、経済的支援を継続する。

不安を抱える妊婦に対し、分娩前に行うPCR検査を適切な情報提供を行ったうえで、安全に検査できる体制を確立するとともに検査費用を助成し支援を充実する。

また、感染拡大が発生した場合でも、適切な介護サービスや障害福祉サービス等が提供できるよう、平時における感染拡大防止の取組に加え、関係施設等への指導および周知に努めるとともに、緊急事態に備えた応援体制の構築を支援する。

外国人県民等に対しては、引き続き、多言語による情報発信やしが外国人相談センターにおける細やかな相談対応、キャラバン隊による困りごとの聞き取り等を進めるとともに、食料品の提供などを行う民間団体の取組支援等により外国人県民等に寄り添った支援の拡充を図る。

6-(2)新しい生活様式の定着のために

【「滋賀らしい生活三方よし」の定着のために】

「家」でよし:毎朝の健康管理、手洗い、換気、自分の箸で直接鍋や大皿の料理を取らないなどに気をつけて、家族感染を発生させない。

「外」でよし:マスクの着用、咳エチケットの徹底、人との間隔は出来るだけ2m空ける、人ごみは避けるなど接触機会を減らし、自分の身を守る。

「社会(滋賀)」よし:感染が流行している地域への移動は避ける、夜の繁華街や大勢での飲食は避ける、仕事はテレワークや時差出勤等で密を避け、それぞれの組織において適切な対策を講じる。

このように「滋賀らしい生活三方よし」による「個人の行動制限」と外出自粛やイベント自粛、感染対策が未実施の施設に対する施設の使用制限などの「社会的行動制限」をバランスよく取り組むことで、社会活動や経済活動が持続できる社会づくりに向けた一人ひとりの行動変容をめざす。

【学びの機会の確保】

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」などを踏まえた、感染症対策の実施により児童生徒の安全と学びの保障との両立に向けた取組を今後も進めていく。

さらに、最終学年の学びを年度内に完了するための少人数指導や、児童生徒の学びの保障のための学校の人的体制の整備を進めるとともに、県立学校におけるICTの整備をさらに進め、同時双方向型オンライン授業の基盤整備を充実させ、インターネット環境が整っていない家庭に対しては、学校等に配備されたICT機器の貸出しなどにより、全ての子どもたちに学びを保障する。市町立の学校においても、ICTの整備等が進むよう、県として助言等のサポートを実施する。

あわせて、児童生徒の心のケアや不安の声に対応するため、スクールカウンセラー等の専門家を派遣する。

【市町・国との連携と広域取組の強化】

首長会議やWeb会議を通じて、市町と県において定期的な情報交換を行うとともに教育、保健医療、福祉、産業、観光等あらゆる分野で情報共有や連携を図り、一体的な感染拡大防止に努める。

また、関西広域連合としては、一人ひとりの自覚ある行動や感染防止対策の実施、人権侵害や風評被害の防止等について、引き続き共同で呼び掛けるとともに、構成府県市の検査体制や医療体制の連携強化、関西経済界との連携に取り組む。

さらに、全国知事会とも連携し、国に対して本県の課題等への支援を求めていくとともに、国と連携して感染症対策に一層努めていく。

【全ての人に伝わる広報を】

広報にあたっては、引き続き様々な媒体を組み合わせた幅広い世代への情報提供や手話、字幕放送、多言語なども活用しながら、障害のある方や外国人県民等の皆様への情報提供に努める。また、インターネットを利用されない皆様へも確実に情報提供できるよう市町の広報部門と連携強化し、きめ細やかな情報提供に努める。

【人権への配慮】

感染者や医療従事者、生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献される方々、海外からの帰国者、外国人等(いずれもその家族を含む)に対する偏見や差別はあってはならないことから、新型コロナウイルス感染症に対する正しい認識を周知するとともに、感染者や医療従事者を社会全体で支えていく意識づくりが必要であり、粘り強く啓発活動に取り組む。

また、人権侵害に係る相談等に適時・適切に対応できるよう、公益財団法人滋賀県人権センターに「新型コロナ人権相談ほっとライン」を開設し、相談体制の充実・強化を図るとともに、庁内に人権侵害対応チームを設置し、庁内連絡体制の強化を図る。これらの取組により、県民一人ひとりが他者を尊重し、互いに助け合う意識の醸成・高揚に努めていく。